

令和3年度 第1回小田原市教育振興基本計画策定有識者会議

日時：令和4年2月10日（木）

午後1時15分から

場所：小田原市役所3階

全員協議会室

次 第

1 開 会

2 教育長挨拶

3 委員紹介（自己紹介）

4 座長・職務代理者の選出

5 議 題

（1）策定趣旨及びスケジュールについて 【資料1～3】

（2）小田原市教育大綱（改定素案）の概要について 【資料4、5】

（3）各計画の体系整理について 【資料6】

（4）その他

6 閉 会

（配布資料）

資料1 小田原市学校教育振興基本計画（平成30年度～令和4年度）

資料2 小田原市教育大綱

資料3 教育大綱、教育振興基本計画 策定スケジュール（案）

資料4 小田原市教育大綱（改定素案）のポイント

資料5 小田原市教育大綱（改定素案）

資料6 教育大綱・教育振興基本計画・総合計画の体系

参考資料 第6次小田原市総合計画行政案【概要版】

第1回小田原市教育振興基本計画策定有識者会議名簿

氏 名		所 属 等	備 考
学 識 経 験 者	笠原 陽子	神奈川県教育委員会委員 玉川大学 教師教育リサーチセンター 独立 行政法人教職員支援機構玉川大学センター 担当 客員教授	
	齊藤 ゆか	神奈川大学 人間科学部 人間科学科 教授	
	重松 克也	横浜国立大学 教育学部 学校教員養成課程 社会科教育教授	
市 民	乃美 貴代美	公募市民	
教 育 委 員 会	柳下 正祐	小田原市教育長	
	吉田 眞理	小田原市教育委員（教育長職務代理者）	
	益田 麻衣子	小田原市教育委員	
	井上 孝男	小田原市教育委員	
	菱木 俊匡	小田原市教育委員	
学 校 関 係 者	菴原 晃	小田原市小学校長会代表者（千代小学校）	
	小田中 大直	小田原市中学校長会代表者（泉中学校）	
	渡部 ゆかり	小田原市幼稚園長会代表者（東富水幼稚園）	

小田原市教育振興基本計画策定有識者会議開催要綱

(趣旨)

第1条 小田原市教育振興基本計画の策定に当たり、本市の教育の振興のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について関係者等から意見を聴くため、小田原市教育振興基本計画策定有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催する。

(構成員)

第2条 有識者会議は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育長
- (3) 教育委員会委員
- (4) 市立幼稚園の園長の代表者
- (5) 市立小学校の校長の代表者
- (6) 市立中学校の校長の代表者
- (7) 公募市民
- (8) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が特に必要と認める者

(会議)

第3条 有識者会議の会議は、教育長が開催する。

- 2 有識者会議にその会議の進行を行うための座長を置き、構成員の互選により定める。
- 3 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 有識者会議は、必要に応じ、その会議に構成員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(開催期間)

第4条 有識者会議の開催期間は、令和4年2月から令和5年3月までとする。

(会議及び資料の公開)

第5条 有識者会議の会議及び資料等は、原則として公開する。ただし、小田原市情報公開条例（平成14年小田原市条例第32号）第24条ただし書の規定に該当する場合は、この限りでない。

(庶務)

第6条 有識者会議の事務は、教育部教育総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

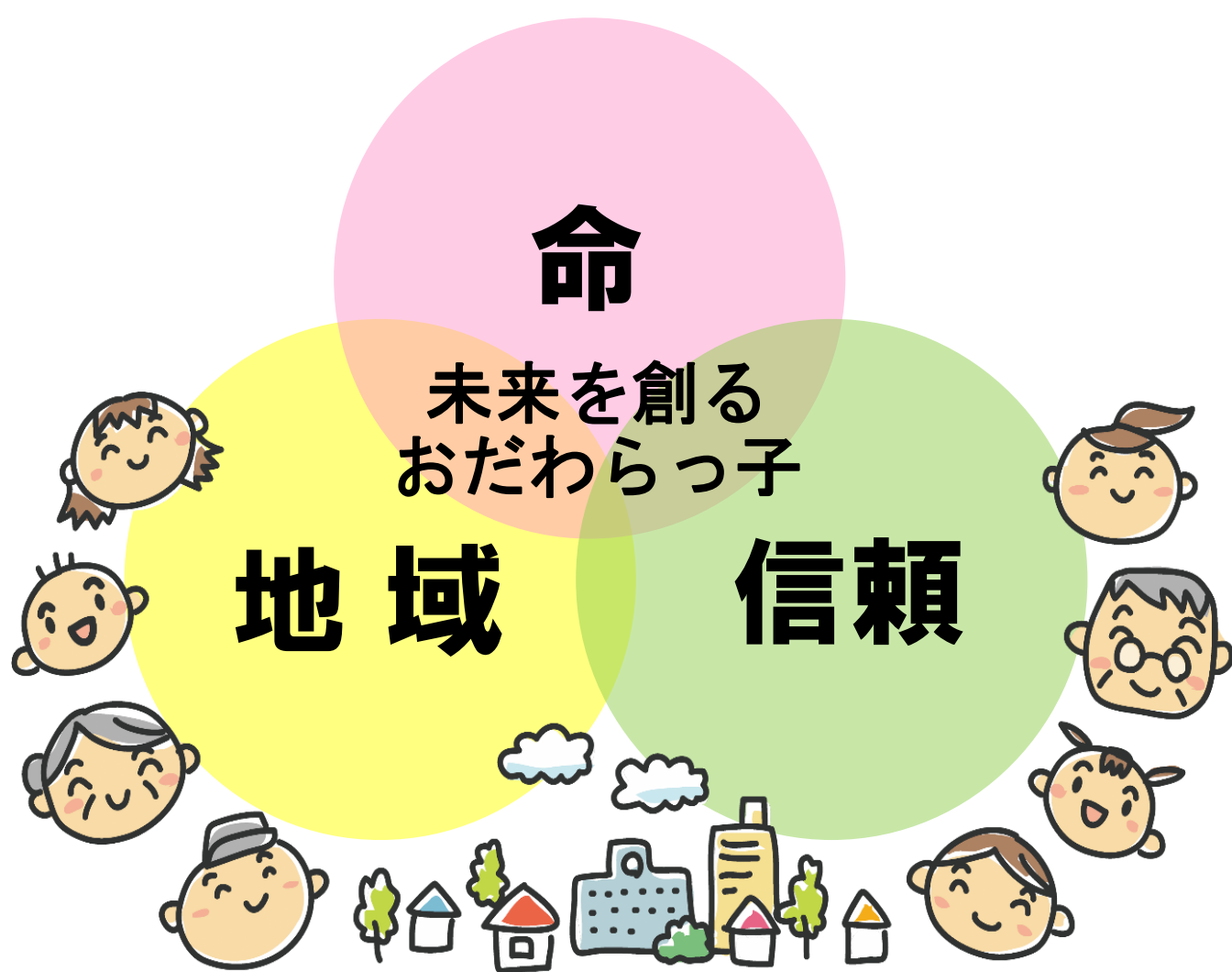
この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

小田原市

学校教育振興基本計画



平成30年度～平成34年度



小田原市教育委員会

小田原市教育都市宣言

(平成16年4月1日告示・制定)

小田原市民は、子どもたちが希望を持ち、健やかに成長してほしいと願っています。世界に目を開く地球市民であり、郷土の文化と伝統を誇りにしたいと思っています。一人ひとりが自立し、家庭、学校、地域が支え合う社会を築きたいと願っています。

小田原市と小田原市教育委員会は、市民のこうした思いや願いを実現するために、ここに教育の行き届いたまち、教育都市を宣言します。

- 1 一人ひとりが、尊い命です。心身ともに健康で思いやりのある人の育成に努めます。
- 2 家庭は、心を育みます。家族の絆を紡ぎ、人としての心がまえを養う家庭づくりを支えます。
- 3 学校は、生きる力を培います。児童生徒の確かな学力を育成し、社会の仕組みの基礎を教えます。
- 4 地域は、支え合いながら、繁栄します。青少年が社会の一員であることを自覚し、社会活動に参加できる地域づくりに努めます。
- 5 地球のすべてのものは、結ばれています。かけがえのない文化や伝統を受け継ぎ、自然や国際社会との交流を深める実践活動を進めます。

はじめに

グローバル化や高度情報化の進展、また、エネルギーや医療など様々な分野の著しい進歩により、社会は日々変化し、私たちの身の回りの環境を大きく変えています。さらに、AI技術の進歩により多くの作業が自動化され、現在、人間が行っている多くの仕事が失われていくという将来予測もあります。

いずれにしても、今の子どもたちが生産世代となる頃、彼ら、彼女らは、私たち大人がこれまでに経験してきたものとは大きく様変わりした社会を担っていくことが考えられます。

文部科学省においては、平成29年3月に公示した「新学習指導要領」の考え方として、子どもたちが「新しい時代に必要となる資質・能力」「未来の創り手となるために必要な資質・能力」を身に付けるための教育課程の実現をうたっており、新しい時代と社会を見据えた改訂となっています。

このように、変化の激しく先行きが不透明で、誰も予想ができないと言われる社会の到来を前に、子どもたちには多様性を認め、協力しあいながら、これまで以上に自ら考え、課題を解決していく力が求められています。

こうした中で、このたび本市では、「小田原市学校教育振興基本計画」を策定しました。これは、平成25年度から5か年を期間として推進してきた前計画を継承する形で、学習指導要領の改訂や様々な社会状況の変化等のほか、本市固有の「おだわらっ子の約束」「小田原市教育大綱」の理念を踏まえ、新たに策定したものです。

本計画においては、本市の目指す子ども像を「未来を創るたくましい子ども」と定めています。この計画の推進により、小田原の豊かな地域資源を生かしながら、子どもたちそれぞれが持つ可能性を最大限に発揮し、社会を自ら創っていくたくましさを身に付けるために必要な教育環境を整えてまいります。

また、子どもたちを支える姿勢として、「命・地域・信頼」をキーワードに掲げています。この小田原の地で、子どもたちが日々安全で安心して過ごし、たくましく育っていくためには、学校のみならず家庭・地域社会・行政が共に連携して子どもたちの育ちを支えていくことが必要不可欠です。日頃からお力添えをいただいている関係者の皆様に深く感謝するとともに、引き続きの御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、計画の策定にあたり御尽力いただいた有識者会議の皆様をはじめ、貴重な御意見をお寄せいただいた全ての皆様に、厚く御礼申し上げます。

平成30年3月

小田原市教育委員会

目 次

I 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の範囲	1
3 計画の対象期間	1
4 計画の位置付けと他の計画との関係性	2
II 策定の背景	3
1 社会状況の変化	3
2 教育をめぐる現状	8
III 基本目標	15
IV 小田原市の目指す子ども像	17
V 計画体系図	19
VI 施策の展開	20
おだわらっ子の約束の推進	20
重点方針1 学ぶ力	21
重点方針2 豊かな心	24
重点方針3 健やかな体	29
重点方針4 生活力	32
重点方針5 家庭教育	37
重点方針6 就学前教育	39
重点方針7 学校教育	41
重点方針8 コミュニティ・スクール	49
重点方針9 教育施設環境	53
VII 計画の推進に当たって	57
1 進行管理	57
2 成果指標	57
資料編	60

*が付いている用語については資料編「用語解説」にて解説しています。

I 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

平成 18 年 12 月の「教育基本法」の改正に伴い、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、国は、平成 20 年 7 月に「教育振興基本計画」を策定しました。それに伴い、地方公共団体は、国の教育振興基本計画を参考にして地域の実情に応じた教育振興基本計画を策定することになりました。

本市では、平成 15 年 3 月に策定した「おだわらっこ教育プラン」（計画期間 10 年間）に基づき教育を推進してきましたが、急速に進む少子高齢化、グローバル化や高度情報化の進展、さらには生活様式の変化や地域のつながりの希薄化など、社会情勢の変化や教育に対する社会的要請の増大や多様化を踏まえ、平成 25 年 3 月に平成 25 年度からの 5 か年を計画期間とする「小田原市学校教育振興基本計画」を策定しました。この間、平成 28 年 3 月には、新たに設置した市長と教育委員による総合教育会議*において本市の教育の根本となる方針として、平成 28 年度から 31 年度を対象期間とする「小田原市教育大綱」*を策定しました。

国の教育振興基本計画は、平成 30 年度からの第 3 期計画の策定に向けて審議が進められていますが、その審議の方向性を参考にしながら、小田原市教育大綱を踏まえ、小田原市学校教育振興基本計画を策定します。

2 計画の範囲

教育委員会の所管する事務を中心に、学校教育に関わる計画とします。

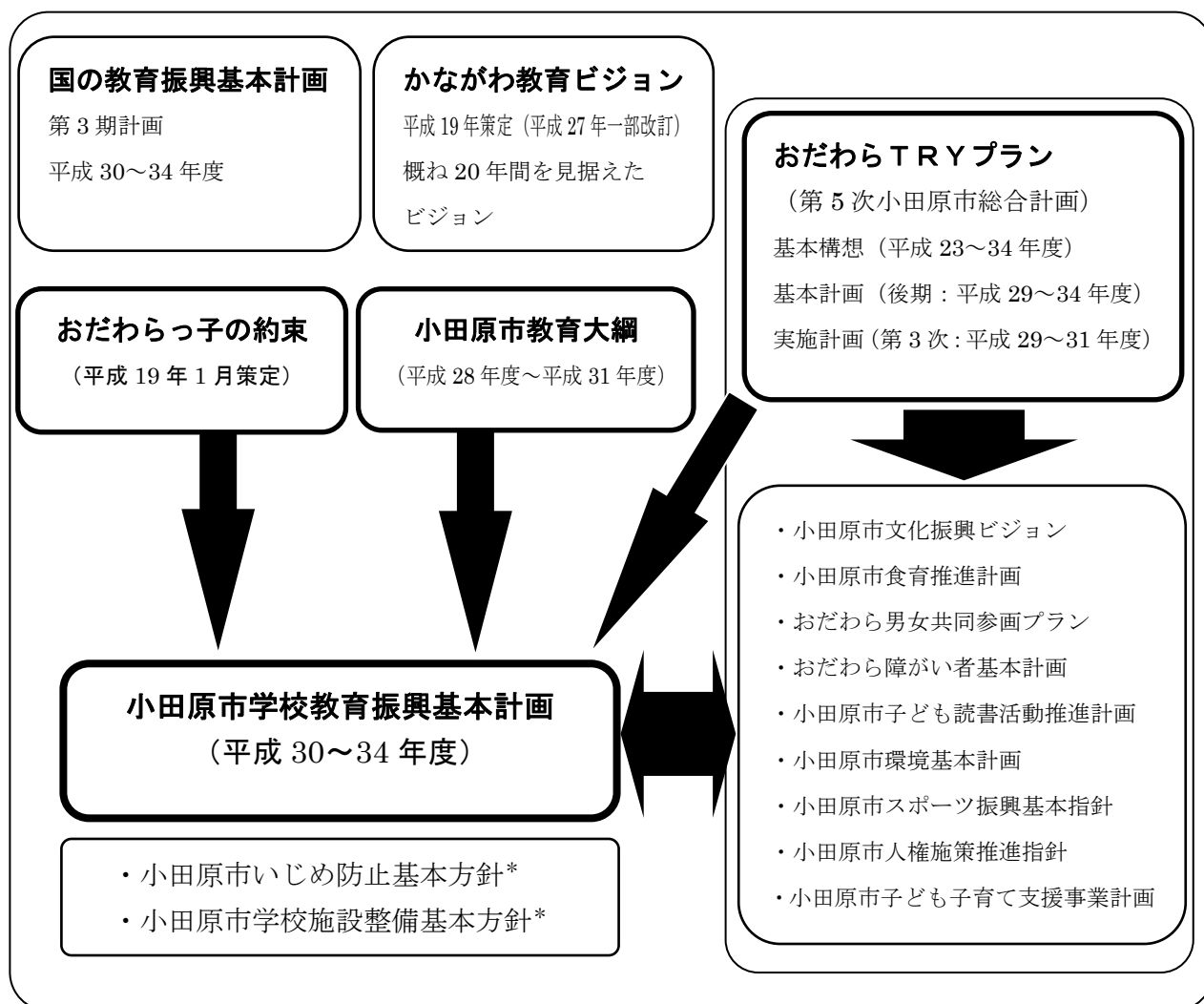
3 計画の対象期間

小田原市学校教育振興基本計画の計画期間は、平成 30 年度～平成 34 年度の 5 か年とします。

なお、計画策定後の社会状況や教育を取り巻く環境の変化などにより、見直しが必要となった場合には、適宜計画の見直しを行っていくものとします。

4 計画の位置付けと他の計画との関係性

- この計画は、教育基本法第17条第2項に規定する「地方公共団体における教育の振興のための基本的な計画」として策定します。
- この計画は、「おだわらTRYプラン」(第5次小田原市総合計画)の個別計画として位置付け、他の計画と連携を図りながら施策を推進します。
- この計画は、国の教育振興基本計画及び「かながわ教育ビジョン」を参考にしながら策定します。
- この計画は、小田原市教育大綱と「おだわらっ子の約束」*を理念として策定します。



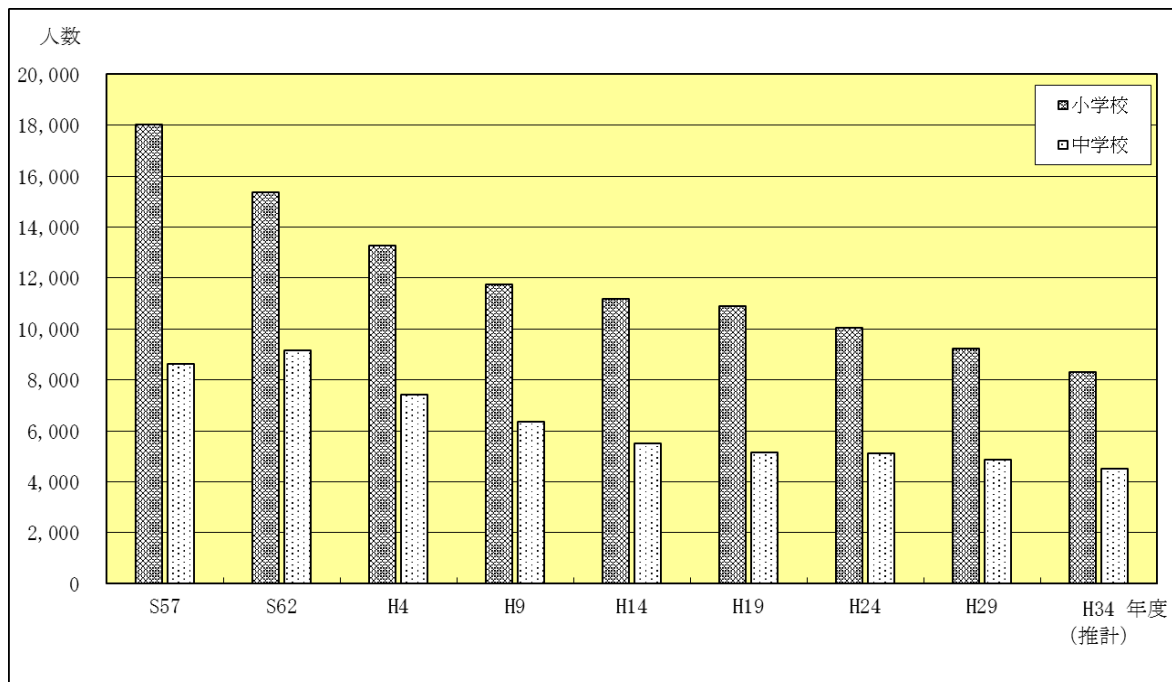
Ⅱ 策定の背景

1 社会状況の変化

(1) 少子化の進行

本市の市立小中学校の児童生徒数は、昭和 57 年の 26,619 人をピークに減少を続け、平成 29 年度は 13,787 人と 35 年間で約 49%の減、この 10 年間の推移を見ても約 15%減少しており、少子化の傾向が顕著に表れています。また、学区別未就学児集計から推計する 5 年後の児童生徒数は 12,913 人で 6.3%減となる見込みで、今後も少子化が進行していくことが想定されます。

児童生徒数推移（表 1）



（各年 5 月 1 日現在）

年度	小学校				中学校				合計			
	児童数	5 年前比	増減数	増減率	生徒数	5 年前比	増減数	増減率	児童・生徒数	5 年前比	増減数	増減率
S57	18,009	人			8,610	人			26,619	人		
S62	15,363	人	-2,646	-14.7%	9,170	人	560	6.5%	24,533	人	-2,086	-7.8%
H4	13,268	人	-2,095	-13.6%	7,407	人	-1,763	-19.2%	20,675	人	-3,858	-15.7%
H9	11,745	人	-1,523	-11.5%	6,362	人	-1,045	-14.1%	18,107	人	-2,568	-12.4%
H14	11,165	人	-580	-4.9%	5,509	人	-853	-13.4%	16,674	人	-1,433	-7.9%
H19	10,911	人	-254	-2.3%	5,151	人	-358	-6.5%	16,062	人	-612	-3.7%
H24	10,048	人	-863	-7.9%	5,105	人	-46	-0.9%	15,153	人	-909	-5.7%
H29	9,131	人	-917	-9.1%	4,656	人	-449	-8.8%	13,787	人	-1,366	-9.0%
H34 (推計)	8,518	人	-613	-6.7%	4,395	人	-261	-5.6%	12,913	人	-874	-6.3%

◆出典：平成 29 年度までは学校基本調査

◆平成 34 年度（推計）は平成 30 年 2 月 1 日付「学区別未就学児集計」からの推計

◆小学校児童数のピークは昭和 56 年度の 18,097 人、中学校生徒数のピークは昭和 61 年度の 9,207 人

(2) 家庭・地域の教育力の低下

本市の1世帯あたりの人数は減少が続いており、平成27年度では2.46人となっています。総人口が減少する一方で世帯数は増加しており、核家族世帯が増加しています。また、0歳から14歳の年少人口も減少傾向にあり、18歳未満の世帯員がいる三世代世帯も減少し続けています。

核家族化や少子化の進行により、子どもたちにとって祖父母の経験からの学びや兄弟姉妹で切磋琢磨する機会は著しく減少しています。また、親の子育ても手探り状態で行わざるを得ない状況も生じています。家庭は全ての教育の出発点として、日々の生活を通して子どもが基本的な生活習慣や規範意識を身に付ける場であることから、家庭での子育てや教育の在り方について見つめ直す必要があります。

また、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化などにより、地域との関わりを持たない暮らし方が増えています。人と人とのつながりの希薄化が懸念される中で、地域行事への積極的な参加や、一緒に遊び、勉強を教えてもらうなどの身近な遊びの場、子どもの居場所等が求められています。

小田原市の人口推移（表2）

（各年10月1日現在）

年度	H2	H7	H12	H17	H22	H27
総人口	193,417 人	200,103 人	200,173 人	198,741 人	198,327 人	194,086 人
年少人口（0～14歳）	34,031 人	31,138 人	28,985 人	27,116 人	25,447 人	23,061 人
生産年齢人口（15～64歳）	136,927 人	141,420 人	137,655 人	132,060 人	126,244 人	116,994 人
老年人口（65歳～）	22,459 人	27,545 人	33,533 人	39,565 人	46,636 人	54,031 人
世帯数 （1世帯当たり人口）	61,360 世帯 (3.15人)	67,916 世帯 (2.95人)	71,532 世帯 (2.80人)	74,291 世帯 (2.68人)	77,793 世帯 (2.55人)	79,120 世帯 (2.45人)
核家族世帯	37,753 世帯	41,231 世帯	43,512 世帯	44,571 世帯	45,721 世帯	46,460 世帯
18歳未満世帯員のいる核家族世帯	17,257 世帯	15,907 世帯	15,382 世帯	14,820 世帯	14,390 世帯	13,959 世帯
18歳未満世帯員のいる三世代世帯	5,792 世帯	4,932 世帯	3,961 世帯	3,202 世帯	2,513 世帯	1,824 世帯

◆出典：国勢調査

◆年齢不詳人口は、年齢別の割合に応じて按分

地域での活動、交流の状況（表3）

（平成29年4月実施）

設問	小学6年生			中学3年生		
	小田原市	神奈川県	全国	小田原市	神奈川県	全国
「今住んでいる地域の行事に参加している。」の設問に対する「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」の合計の割合	51.2%	55.2%	62.6%	34.0%	35.1%	42.1%
「地域の大人（学校や塾・習い事の先生を除く）に勉強やスポーツを教えてもらったり、一緒に遊んだりすることがありますか」の設問に対する「よくある」、「時々ある」の合計の割合	38.7%	39.3%	41.1%	24.8%	23.3%	23.6%
「地域社会などでボランティア活動に参加したことがありますか」の設問に対する「参加したことがある」の割合	27.6%	30.4%	35.4%	56.8%	46.5%	49.7%

◆出典：平成29年度全国学力・学習状況調査「児童生徒質問紙調査」

（３）進むグローバル化

本市の在住外国人は増加しており、平成 30 年 2 月末時点では 55 か国・2,165 人となっています。

社会や経済のグローバル化に伴い、国際的な視野を持ち、世界に通用する人材を育成し、多様な文化との相互交流、相互理解を深め、共生していくことが求められています。

外国籍の市民に対しては、子どもたちへの日本語指導等、幅広い就学支援が必要となっています。

国別在籍児童生徒数（表4）

(平成 30 年 3 月 1 日現在)

小学校				中学校			
国籍	人数	国籍	人数	国籍	人数	国籍	人数
韓国	9人	ボリビア	1人	フィリピン	7人	スリランカ	2人
フィリピン	8人	マレーシア	1人	中国	7人	アメリカ	1人
中国	8人	ウズベキスタン	1人	ペルー	4人	ベトナム	1人
ペルー	8人	ベトナム	1人	ブラジル	3人	タイ	1人
ブラジル	2人	ミャンマー	1人	ボリビア	2人		
		合計	40人			合計	28人

◆教育指導課調べ

(4) 高度情報化

コンピュータをはじめとしたＩＣＴ*（情報通信技術）の普及と発達が飛躍的に進み、いつでもどこでもインターネットに接続できるようになりました。情報収集やコミュニケーションの面で、社会全体の利便性が向上する一方で、これらを利用した犯罪などの問題も発生しています。

また、子どもたちが容易に情報を入手し、発信することが可能となり、携帯電話やインターネットを通じたコミュニケーションがさらに進む一方で、有害サイトや「インターネットを通じたいじめ」等への対応も課題となっています。

子どもたちには、得られた情報のみにとらわれることなく、情報の真偽を見極めて主体的に考え、正しく判断するためのリテラシー教育や、携帯電話等の利用マナーを身に付けるための家庭でのルールづくりや学校における情報モラル*教育の充実が望まれています。

携帯電話やスマートフォンの使用状況（表5）

(平成 29 年 4 月実施)

設問	小学6年生			中学3年生		
	小田原市	神奈川県	全国	小田原市	神奈川県	全国
「普段（月～金）、1日当たりどれくらいの時間、携帯電話やスマートフォンで通話やメール、インターネットをしますか（携帯電話やスマートフォンを使ってゲームをする時間は除く）」の設問に対する「3時間以上」の割合	8.7%	7.8%	7.0%	26.2%	23.9%	18.1%
「携帯電話やスマートフォンの使い方について、家の人と約束したことを守っていますか」の設問に対する「きちんと守っている」、「大体守っている」の合計の割合	50.1%	54.8%	48.7%	55.2%	57.8%	50.6%

◆出典：平成 29 年度全国学力・学習状況調査「児童生徒質問紙調査」

(5) 環境問題の深刻化

地球温暖化をはじめ、これまでにない異常気象の多発、福島第一原発の事故を契機に問われるエネルギー問題など、現代を取り巻く様々な環境問題は、さらにその深刻さを増しています。

本市においては、地球温暖化対策として、低公害車や太陽光などの新エネルギーの普及開発や、資源のリサイクル促進のための、ごみの分別の細分化や指定ごみ袋制度の導入等に取り組んできました。平成 22 年度からは、可燃ごみの削減のために、生ごみ堆肥化の取組を進めており、学校での取組も行っています。さらに、生活環境の保全の取組の一つとして、市の魚に指定されている固有種の酒匂川水系メダカの保護活動を、市民や児童生徒の参加により進めています。平成 25 年度からは「太陽光発電屋根貸し事業」が開始され、富水小学校、下曽我小学校、町田小学校で太陽光発電システムが稼働しています。平成 27 年度からは、「神奈川県再生可能エネルギー等導入推進基金」を活用し、片浦小学校に太陽光発電システムが設置されました。また、平成 29 年度からは「エネルギーの地域自給の促進に係るモデル事業」も開始され、足柄小学校、芦子小学校、久野小学校、千代小学校、曽我小学校、東富水小学校、下中小学校で太陽光発電システムが稼働しています。

地域の環境保全と再生には、市民・事業者・市など様々な主体の取組が必要です。そのためには、家庭や地域、学校、事業所などにおいて、現場で実践的に体験できる環境教育、環境学習を推進し、環境に対する関心や理解を深め、行動に結び付けていく必要があります。

(6) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定

障害者差別解消法は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月に制定され、平成 28 年 4 月に施行されました。

この法律は、障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる「共生社会」の実現を目指しています。

学校や教育現場でも、障がいのある子どもとない子どもが互いに理解しあい、障がいのある子どもが差別されることがないようにしなければなりません。また、障がいのある子どもが生活しづらい場面があれば、解消するために必要かつ合理的な配慮をしなければなりません。

(7) 子どもの貧困への対応

国民生活基礎調査*の結果によると、子どもの貧困率はおおむね上昇傾向にありますが、平成 27 年は 13.9%となり、平成 24 年と比べ 2.4%改善しました。しかし、子どもがいる現役世帯の貧困率は 12.9%、そのうち、大人が 1 人の世帯の貧困率が 50.8%と、大人が 2 人以上いる世帯に比べて非常に高い水準のままです。

このような子どもの貧困を背景に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が、議員立法により平成 25 年 6 月に可決・成立し、平成 26 年 1 月に施行されました。この法律の施行を受け、平成 26 年 4 月に「子どもの貧困対策会議」が設置され、「子供の貧困対策に関する大綱」が 8 月に閣議決定されました。

経済的困窮は、子どもから教育を受ける権利を奪うことにつながります。また、保護者の長時間の就労等により放課後の居場所がない、適切な食事が取れていない、保健衛生や生活習慣の知識が身に付かない等の問題が生じています。

経済的に困窮する家庭に育った子どもは、十分な教育を受けられず、大人になっても所得の少ない職業に就かざる得なくなり、再び貧困家庭になるという、貧困の連鎖が生まれます。こういった、連鎖を断ち切るため、国の大綱や「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」にのっとり、国・県・市、企業・団体、市民が協力して取り組んでいく必要があります。

(8) オリンピック・パラリンピックの開催

2020 年(平成 32 年)に東京でオリンピック・パラリンピックが開催されます。世界各地から、アスリートや観戦に訪れる観光客が日本にやってきます。また、本市でも、事前キャンプが行われる予定になっています。

オリンピック・パラリンピックの開催は、子どもたちにとっても国際交流のまたとない機会となるとともに、世界トップレベルのアスリートを間近に感じ、障がい者スポーツに触れ合うなどの機会ともなります。

オリンピック・パラリンピックの開催という稀有な機会を捉えて、スポーツの振興や国際交流等に取り組む必要があります。

(9) 学習指導要領の改訂

新しい学習指導要領が小学校で平成 32 年度から、中学校で平成 33 年度から全面实施されます。

これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし連携する「社会に開かれた教育課程」を重視し、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することが求められています。

学習指導要領の改訂に当たっては、「言語能力の確実な育成」「理数教育の充実」「伝統や文化に関する教育の充実」「道徳教育の充実」「外国語教育の充実」が主な改善事項になっています。

2 教育をめぐる現状

(1) 学力の状況

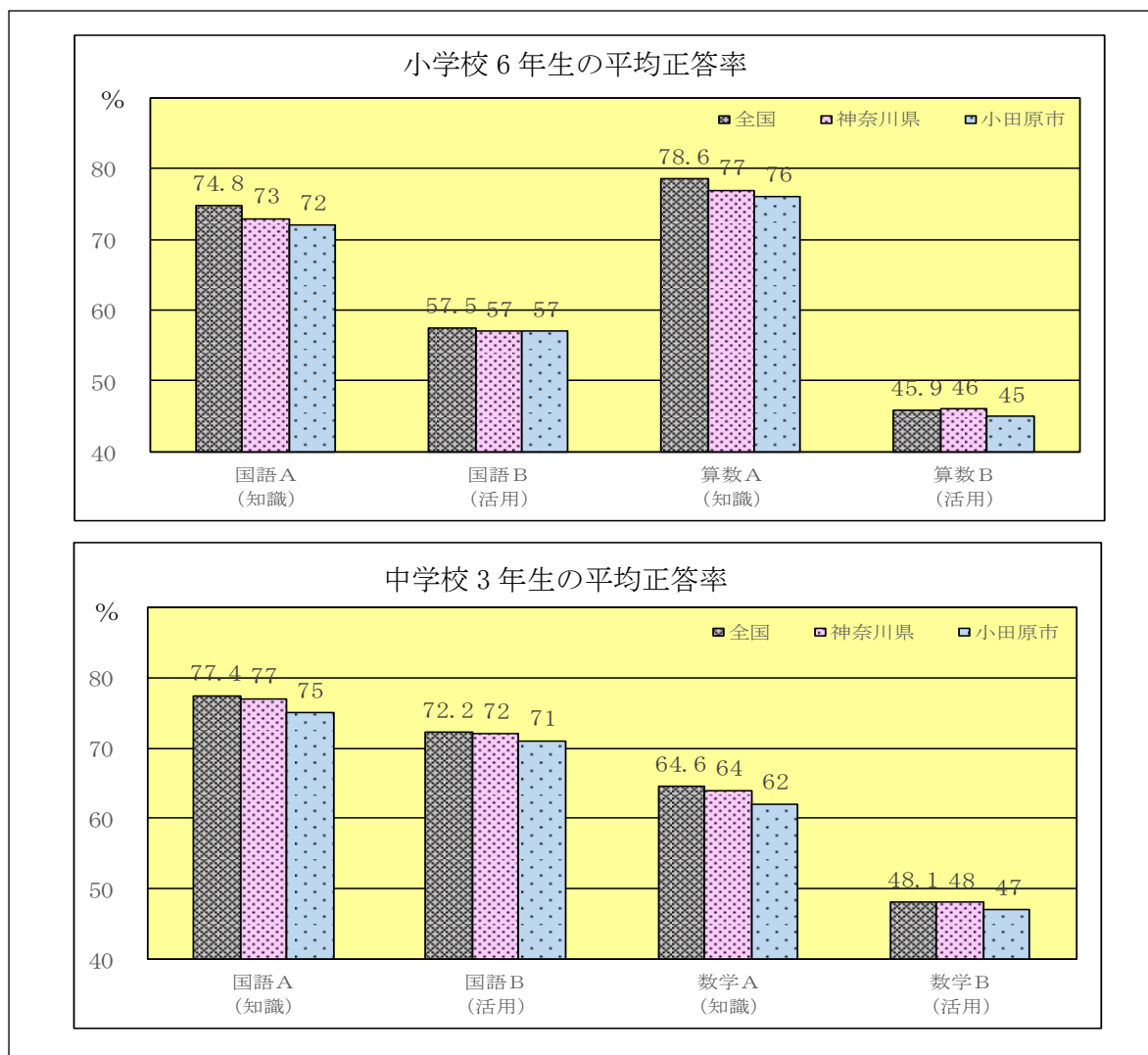
わが国の児童生徒の学力は、国際的な学力調査の結果で見ると、成績は上位に位置していますが、「学習が日常生活に役立つ」や「自分の将来に役立つ」と感じている割合が国際平均を下回っており、意欲の面で課題が指摘されています。

平成 29 年度全国学力・学習状況調査は、小学校 6 年生、中学校 3 年生を対象に、国語と算数・数学で実施され、本市は小中学校共に全ての教科で平成 28 年度と比較し全国平均との差が縮まり、ほぼ全国平均並みの数値であると言えます。

特徴としては、主として「知識」に関する A 問題よりも、主として「活用」に関する B 問題の方が全国平均に近く、各校の授業改善に関する研究の成果と考えられます。一方で計算や漢字などの基礎的基本的な学力の定着をより一層図っていくことが求められます。

全国学力学習状況調査（表 6）

（平成 29 年 4 月実施）



- ◆ A 問題→身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能など
- ◆ B 問題→知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力など

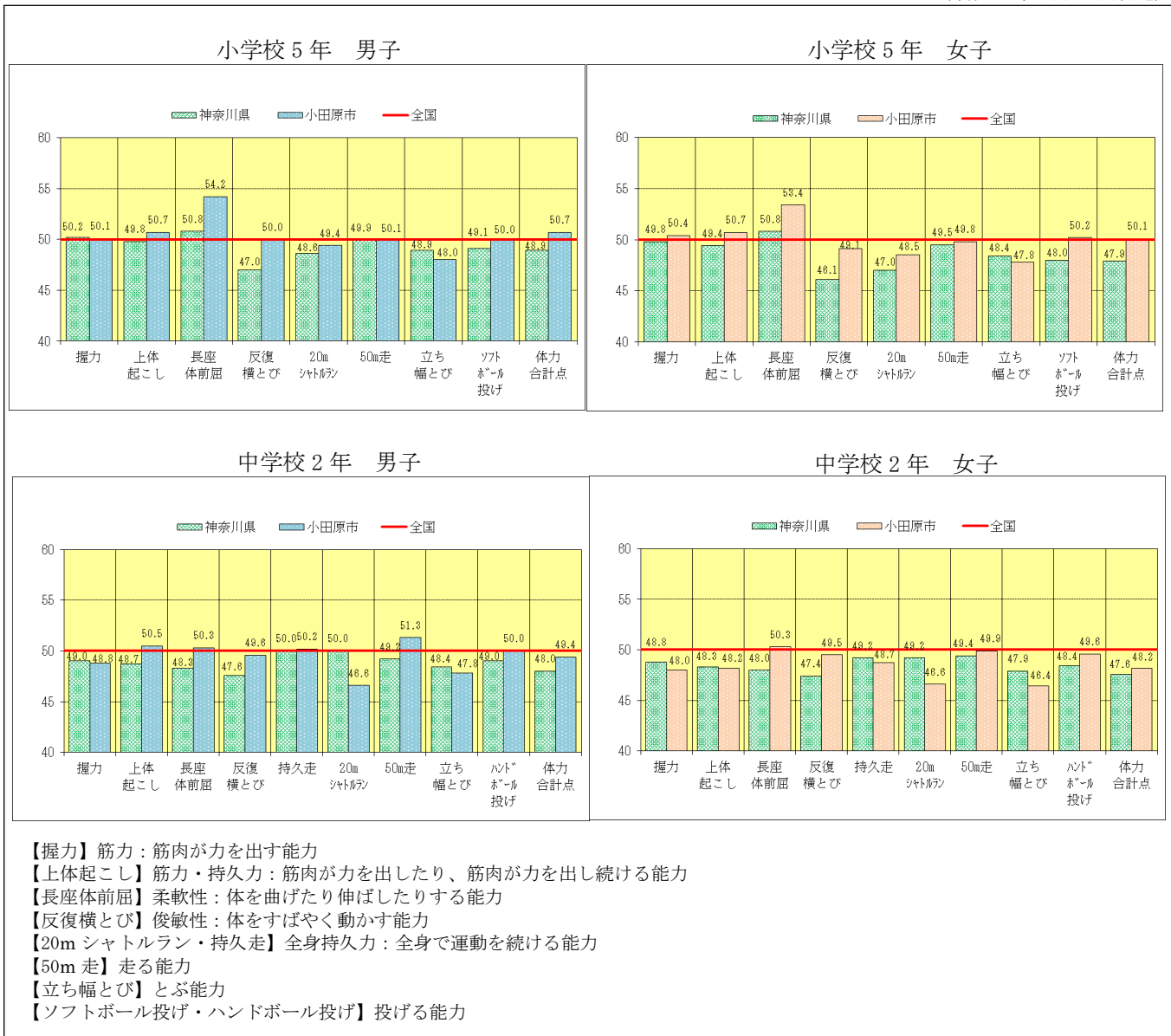
(2) 体力・運動能力の状況

本市では、小学校 5 年生及び中学校 2 年生を対象に実施されている「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」を対象学年に限らず全校で積極的に実施しています。

平成 28 年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果によると、体力合計点*の平均値が、小学校においては、男女とも全国平均を上回り、中学校においては、全国平均には至らないものの、男女とも県平均を上回る結果となっています。

全国平均を 50 として比べた体力・運動能力偏差値 (表 7)

(平成 28 年 4 月～7 月実施)



◆出典：平成 28 年度全国体力・運動能力運動習慣等調査

(3) 教育相談の状況

小中学校においては、不登校、いじめ、発達の課題、コミュニケーション能力の低下、基本的な生活習慣や規範意識の育成、家庭環境の問題についてなど、多様化・複雑化する悩みを抱える児童生徒、保護者、教職員等への相談体制の充実が求められています。

学校生活全般に関する教育相談では、「不登校」「不登校傾向」に関する相談が多くを占めています。特に、「不登校傾向」に関する相談が増加しており、児童生徒の変化に対して保護者がより関心を持つようになったためだと捉えられます。学校に行きしぶることがある、欠席が少しずつ増えてきたといった段階での相談が増えているのは、教職員だけではなく、保護者の意識も向上し、早期発見・早期対応に努めている表れです。

学校生活における支援に関することを中心とした相談は、主に特別支援教育相談室「あおぞら」*で対応しています。相談件数が年々増加しているのは、全般的な教育相談同様、子どもの発達課題について、学校や保護者の意識が向上していることが要因の一つです。

教育相談の内容と延べ回数 (表 8)

年度	不登校	不登校傾向	いじめ	特別支援	学習	しつけ・育て方	その他	合計
H24	3,115	114	100	2	30	6	209	3,576
H25	3,238	133	234	323	7	10	336	4,281
H26	2,483	149	383	131	24	1	384	3,555
H27	1,853	351	58	112	3	97	319	2,793
H28	1,975	670	42	14	9	56	194	2,960

◆教育指導課調べ
◆同一案件について、重複相談を含む

「あおぞら」相談件数 (表 9)

年度	相談件数
H24	788
H25	831
H26	832
H27	916
H28	1,058

◆教育指導課調べ

就学前の子どもの発達に関わる相談についても増加が続いています。特に、平成28年度までの10年間で約3倍(58→168人)になっており、これは全入学児童数の12%にあたります。特別支援教育相談室「あおぞら」への相談件数の増加同様、子どもの発達課題について、保育所・幼稚園や保護者の意識が向上していることも要因の一つです。

保護者や児童生徒本人、教職員から寄せられる、しつけや子育て、いじめや人間関係での課題、学習のつまずき、発達相談や心理検査、学級や家庭での支援の工夫といった教育相談全般において、教育相談員*と心理相談員*が対応しています。

また、多様化・複雑化する問題に対して迅速かつ適切な対応を行うために、関係部局や県の相談機関等と連携を行いながら、教育相談を進めています。

就学相談数の推移(人数) (表 10)

年度	新就学児	学齢児
H18	58	27
H19	66	36
H20	54	40
H21	57	54
H22	60	47
H23	64	58
H24	77	63
H25	113	65
H26	132	51
H27	148	51
H28	168	63

◆教育指導課調べ

(4) いじめの状況

いじめ問題は、今日の著しい社会状況の変化の中で、多様化・複雑化しています。また、これまでなかった新たな課題も顕在化してきており、学校・家庭・地域との更なる連携が必要になっています。

こうした社会情勢を踏まえ、国は平成 25 年 9 月に「いじめ防止対策推進法」を施行し、学校では、「いじめ防止基本方針」を策定しました。本市では、平成 26 年 12 月、法の施行の機会を捉えて、いじめ防止対策の総合的かつ効果的な推進を図るために、これまでのいじめ防止や指導の在り方等を整理し、本市の児童生徒をめぐる様々な状況を踏まえた「小田原市いじめ防止基本方針」を策定しました。

また、これを基に、本市におけるいじめの防止等に関し、学校、地域の関係諸機関が連携した取組を円滑に進めるため、「小田原市いじめ問題対策連絡会」を、また、いじめの防止、早期発見及び対処のために講ずる対策の実効性の向上、重大事態が発生した場合の調査を行うため、「小田原市いじめ防止対策調査会」を設置しました。

本市では、小中学校において、定期的に行うアンケートや日々の生活ノート、面談等により、児童生徒のいじめの認知や実態把握、指導に努めています。平成 28 年度のいじめの認知件数は、小学校が 45 件、中学校が 63 件となっており、いずれも認知後の早期対処のため、重大事態には至っていない状況です。

いじめの態様としては、「冷やかしかからかい・悪口や脅し文句・嫌なことを言われる」、「仲間はずれ・集団による無視」、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」が全体の約 8 割です。

また、全国的にもインターネットを通じたいじめが問題になっていますが、本市も同様と言えます。

小田原市の子じめの認知件数（表 11）

年度	小学校	中学校	合計
H24	27	60	87
H25	32	57	89
H26	40	39	79
H27	46	41	87
H28	45	63	108

◆教育指導課調べ

小田原市の子じめの態様（表 12）

（平成 28 年度）

区分	小学校	中学校	合計
	件数	件数	
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	32	42	74
仲間はずれ、集団による無視をされる	6	5	11
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	14	2	16
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	0	0	0
金品をたかられる	0	1	1
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	2	1	3
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	0	4	4
パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる	1	5	6
その他	3	5	8
合計	58	65	123

◆教育指導課調べ

◆様々な区分が複合して、1 件のいじめとなる場合があるので、いじめの認知件数とは合致しない

(5) 不登校の状況

文部科学省では、「不登校児童生徒」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状況にあるために年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的理由による者を除いたもの」と定義しています。

本市の不登校児童生徒の出現率は、国・県の平均値をほぼ毎年上回っており、平成 24 年度以降は小学校が増加傾向、中学校が横ばい傾向にあります。

不登校児童生徒の中には、「保健室であれば友達と関わることができる」「校内支援室*や教育相談指導学級*であれば通うことができる」「不登校生徒訪問相談員*の支援を受けている」など、様々な状況の児童生徒がいます。

不登校の理由としては、「友人関係をめぐる問題」「学業の不振」といったはっきりした理由だけでなく、「登校の意思はあるが漠然とした不安を覚え登校しない」「無気力でなんとなく登校しない」といったものも挙げられます。

また、その背景として学校における人間関係の課題や家庭環境等、様々な要因が複雑に絡み合うケースがあり、支援の難しさにつながっています。

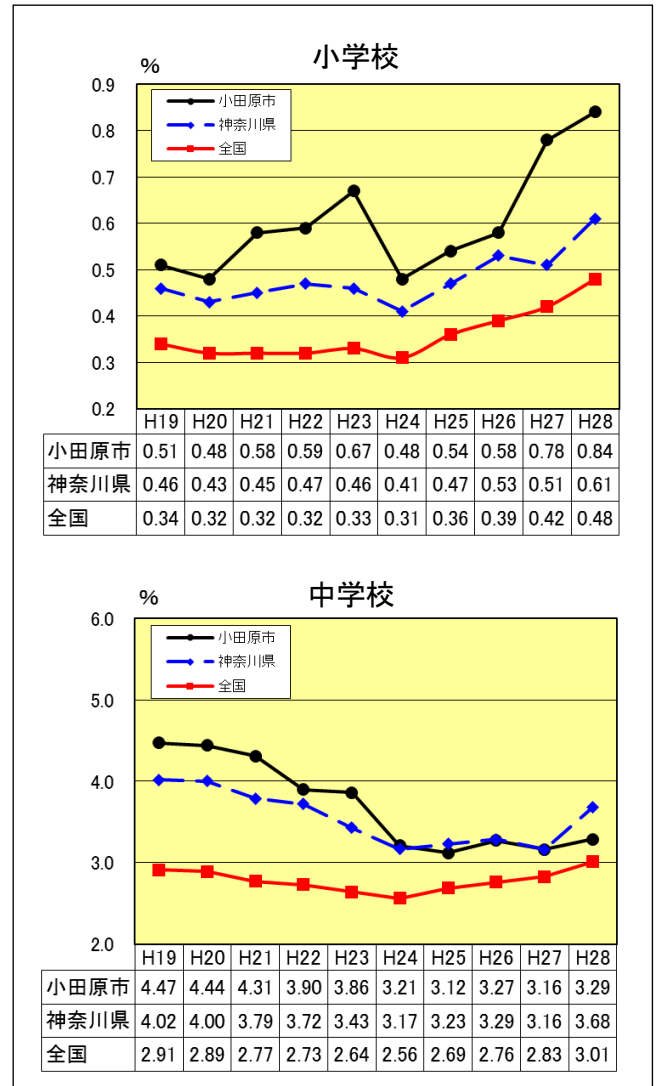
本市では、欠席した児童生徒に対して、不登校の心配があるのではないかと、学校に不応適を起こしているのではないかとといった視点を重視し、早い段階から登校支援の働きかけを行うよう心がけています。

教育相談指導学級通級者数（人数）（表 14）

年度	小学校	中学校	合計
H24	2	13	15
H25	3	24	27
H26	4	21	25
H27	4	17	21
H28	4	21	25

◆教育指導課調べ

不登校児童生徒の出現率（表 13）



◆出典：全国…平成 28 年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（速報値）
神奈川県…平成 28 年度神奈川県児童・生徒の問題行動等調査

不登校児童生徒数（人数）（表 15）

年度	小学校		中学校	
	児童数	出現率	生徒数	出現率
H24	47	0.48%	164	3.21%
H25	53	0.54%	156	3.12%
H26	56	0.58%	163	3.27%
H27	73	0.78%	154	3.16%
H28	78	0.84%	160	3.29%

◆教育指導課調べ

(6) 支援教育の状況

本市では、障がいのあるなしに関わらず、子ども一人ひとりに対して、それぞれの教育的ニーズに応じた適切な支援を行うことにより、全ての子どもたちが自らの幸せを実感できるようにするという考えの下、支援教育に取り組んできました。

平成 28 年度からは、支援教育の充実とともに、インクルーシブ教育の理解を深めるための学校訪問を行っています。

特別支援学級在籍児童生徒数については、平成 29 年度までの 10 年間で約 2 倍（185→359 人）、直近 5 年間で約 100 人増となっており、特別支援学級の障がい種別も多様化しています。

通常の学級に在籍しながらその子どもに合った個別の指導を行うことを目的とする通級指導教室については、言語障がい通級指導教室「ことばの教室」*を 2 校、情緒障がい通級指導教室「コミュニケーションの教室 フレンド」*を 3 校に設置しています。

特別支援学級や通級指導教室の利用者数の増加には、保育所及び幼稚園の意識の高まりや、早い段階で適切かつ専門的な支援を受けたいという保護者の願いがあります。

本市では、多様化・複雑化したそれぞれの子どものニーズに対応できるよう、医師、作業療法士、理学療法士、巡回相談員、個別指導員*等を派遣する支援教育相談支援チーム*により、教員に心理・発達面を含めた専門的な助言をするなど、校内体制の整備に努めています。

また、医療的ケアの必要な児童生徒のために看護師の配置をしています。看護師の確保が非常に困難な状況が続いています。

通常の学級においては、個別の教育的ニーズのある児童生徒に十分対応できていないため、人的配置が必要です。

今後は、教職員等の指導力の向上とともに、校内支援体制の充実を図り、学校と関係諸機関との連携を密にし、これまで以上に幅広い視野にたった専門性や、より迅速で適切な指導・支援が可能な体制を確立していくことが求められています。

通級指導教室児童数の推移（表 16）

ことばの教室			フレンド		
年・月	新玉	下府中	酒匂	足柄	千代
H27・4月	35	32	20	35	23
H28・4月	34	36	20	33	32
H29・4月	35	30	20	26	33

◆教育指導課調べ

特別支援学級児童生徒数の推移（表 17）（各年 5 月 1 現在）

年度	児童生徒数			学級数		
	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計
H19	127	58	185	47	20	67
H20	144	63	207	50	22	72
H21	154	67	221	51	23	74
H22	160	75	235	51	23	74
H23	145	80	225	48	22	70
H24	149	84	233	49	24	73
H25	165	89	254	51	26	77
H26	177	95	272	51	24	75
H27	203	91	294	53	26	79
H28	233	90	323	64	24	88
H29	263	96	359	70	26	96

◆教育指導課調べ

(7) 学校施設の状況

本市では、児童生徒の数が急増した昭和 40 年代から 50 年代にかけて、小中学校の新設や校舎の増築、老朽化した木造校舎の鉄筋化が進められました。当時の整備から 30～50 年を経た今、施設本体をはじめ付帯設備の老朽化が進行しており、厳しい財政状況の中で、今後の施設の長寿命化改修*や建替えが、大きな課題となっています。

校舎や屋内運動場の主要構造部の耐震化については、神奈川県西部地震などが懸念されることから、本市では、平成 21 年度までに全て完了しています。しかし、主要構造部以外の外壁、防水改修やトイレの洋式化改修、空調設備設置等については、順次改修を行っていますが手の届いていないところもあります。学校は児童生徒の学習の場であるとともに、毎日の生活の場でもあるため、安全・安心で快適に過ごせる環境を確保することが課題となっています。

また、学校は、地域コミュニティの核として、開かれた学校づくり推進の環境整備が求められるとともに、地域防災の拠点として、地震等災害時には広域避難所*になるため、災害時への対応について一層の強化が求められています。

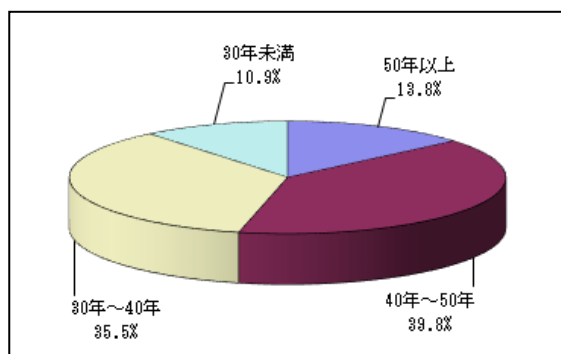
なお、本市では、公共施設全体の適正配置に取り組むため、平成 29 年度から 2 年間かけて、「公共施設再編基本計画」の策定作業を行っていることから、学校施設の中長期に渡る整備計画については、公共施設再編基本計画と整合を図ることが求められます。

小中学校建物の築年数（表 18）

（平成 29 年 12 月末）

経過年数	棟数	割合
建築後 50 年以上	19	13.8%
建築後 40 年以上 50 年未満	55	39.8%
建築後 30 年以上 40 年未満	49	35.5%
建築後 30 年未満	15	10.9%
計	138	100.0%

- ◆ 建物は校舎と屋内運動場を指す。
- ◆ 建築後 30 年以上経過した建物は 123 棟であり、138 棟全体の 89.1%
- ◆ 昭和 40 年代から 50 年代に建築された建物は小学校 70 棟、中学校 37 棟の合計 107 棟であり、138 棟全体の 77.5%



◆ 学校安全課調べ

小中学校のトイレの洋式化の状況（表 19）

（平成 29 年 12 月末）

	適正便器数	洋式便器数	洋式化率
小学校（全 25 校）	931	721	77.4%
中学校（全 11 校）	478	376	78.7%
合計	1,409	1,097	77.9%

- ◆ 学校安全課調べ
- ◆ 対象は校舎内のみ
- ◆ 適正便器数とは、児童生徒数に応じた適正な便器の数のこと
- ◆ 車椅子対応型トイレは、従前、日常使用する児童生徒の身体的理由により必要な場合や、大規模なトイレ改修の際に整備

Ⅲ 基本目標

1 一人ひとりの命を尊重し、豊かに伸ばすひとづくり

それぞれが持って生まれた命を尊重し、その資質を伸ばし、輝かしく花開き、実を付けるためのひとづくりを目指します。

○教育施策の目標は、ひとそれぞれの命を尊重した上で、持って生まれた資質を最大限に伸ばすことにあります。教育を通じ、市民一人ひとりが喜びを持って生き、それぞれが輝けるための指導や支援を行います。

○家庭教育は育ちの基本です。しっかりとした社会生活を送れるよう、規範意識を育てるとともに、生活習慣・礼儀作法をはじめとする生活力を身に付ける家庭教育を大切にします。

○義務教育だけでなく、生涯教育を通じて、変化の激しい社会を乗り越える「生き抜く力」と、次の社会を支え、新しい社会を創り出す力を持ったひとを育てます。

○それぞれの成長発達の段階に合わせ、家庭・地域・学校・行政がそれぞれ何をすべきか、何が実現できるのか、時宜を得た対応ができるよう、今後も継続的に検討し、教育施策として反映させていきます。

2 地域ぐるみで取り組む教育環境づくり

教育は未来を拓きます。豊かで輝かしい未来をつくるため、多くの市民が社会の構成員として責任を持って教育に関わることができる環境をつくります。

○教育を取り巻く諸課題は、現代社会を映す鏡であり、学校教育だけで解決できるものではありません。教育に関わるひとたちだけでなく、様々なひとが、子どもの育ち、学びの場のあり方、求める人間像、教育を支える社会のあり方などについて、多様な視点から総ぐるみで議論し、小田原の教育について考え、実現させていきます。

○すべての市民、すべての児童生徒が楽しく生き生きと学べる学習環境の実現に向け、市民が総ぐるみで取り組んでいける地域の姿を確立していきます。

3 多様性を認め、活かしていく教育のまちづくり

ひとや地域が持つ多様性を認め、伸ばし、活かしていくことが大切です。豊かな歴史・文化・自然に恵まれた小田原の資源を教育に活かし、小田原の地ならではの教育スタイルを確立します。

- ひとそれぞれがもつ個性や多様性を認め、それを伸ばし、活かしていくことで、ひとやまちの可能性を広げます。
- 障害のある者となない者が可能な限り共に学ぶ仕組み（インクルーシブ教育）の実現を目指し、児童生徒それぞれの教育的ニーズに対し、自立と社会参加を見据えながら、最適な指導を行うための多様で柔軟な仕組みづくりを進めます。
- 豊饒の森、豊饒の海を持つ小田原という土地に、しっかりと根を張る教育を行うことで、たくましい心と体、郷土を愛し大切にする心を育みます。
- 小田原には、それぞれの地域に歴史・伝統・文化があり、街並み、産業構造、住民の気質も少しずつ異なります。こうした地域の差を「多様性」として捉え直し、それぞれの学校・地域同士が交流し、互いを学ぶことにより、小田原ならではの多様な育ちの場として教育に活かしていきます。
- 二宮尊徳など地域の偉人から学ぶなど、小田原の地域性や歴史を活かした教育を行います。

Ⅳ 小田原市の目指す子ども像

「未来を創るたくましい子ども」

これからの変化の激しく、先の見通しが不透明な社会を生きていく子どもたちは、それぞれが持つ可能性を最大限に発揮し、自分たちの社会を自ら創っていくたくましさを身に付ける必要があります。

そのため、次の五つの側面を重視し、その成長が図られるように教育環境を整えます。

◆ 自ら考え表現する力

◆ 命を大切にする心

◆ 健やかな心と体

◆ ふるさとへの愛

◆ 夢への挑戦

◆ 自ら考え表現する力

変化の激しい社会をたくましく生き抜くためには、学ぶことの楽しさを実感し、自ら進んで学習に取り組む習慣を身に付ける必要があります。また、基礎的基本的な知識・技能等を活用し、見出した課題を解決していく必要があります。

そのため、必要な情報を選択し、結論を導き出すために自ら思考し、判断し、表現する力を育みます。

◆ 命を大切にする心

共生社会の中で、みんなが幸せに生きていくためには、多様性を認め、互いに信頼しあい、自他の命や人権を尊重する必要があります。

そのため、共感したり感動したりする体験を重ね、命を大切にする心を育みます。

◆ **健やかな心と体**

困難に直面しても、自分らしく乗り越えていくためには、心身ともに健康であることが必要です。

そのため、基本的生活習慣を確立し、自分にとって望ましい食習慣と運動習慣を身に付け、健やかな心と体を育みます。

◆ **ふるさとへの愛**

これからのグローバルな社会で、多くの人と関わり活躍していくためには、まずは身近な地域で多様な人々と主体的に関わりあう経験をする必要があります。

そのため、郷土の自然・歴史・文化や人々の営みに触れ、自己形成の土台の一つとなるふるさとへの愛を育みます。

◆ **夢への挑戦**

人間が成長していくためには、夢や目標を持ち、その実現に向けて粘り強く努力しつづけることが必要です。

そのため、自分の可能性を信じ、夢へ向かって挑戦する心を育みます。

子どもの育ちを支える姿勢

命

地域

信頼

小田原市では、＜命・地域・信頼＞をキーワードに、子どもを取り巻く学校・家庭・地域社会・行政が、子どもの育ちを支える姿勢を大切にしています。

☆ **子どもの命を最優先に守ります。**

☆ **地域ぐるみで、子どもを育てます。**

☆ **互いに信頼しあえる関係を築きます。**

V 計画体系図

教育大綱

基本目標

- 一人ひとりの命を尊重し、豊かに伸ばすひとづくり
- 地域ぐるみで取り組む教育環境づくり
- 多様性を認め、活かしていく教育のまちづくり

おだわらっ子の約束

小田原市の 目指す子ども像

未来を
創るたくましい子ども

自ら考え表現する力

命を大切にできる心

健やかな心と体

ふるさとへの愛

夢への挑戦

子どもの育ちを 支える姿勢

「命・地域・信頼」

- 子どもの命を最優先に守ります。
- 地域ぐるみで、子どもを育てます。
- 互いに信頼しあえる関係を築きます。

施策の展開

おだわらっ子の約束 の推進

- ①おだわらっ子の約束の普及と実践

重点方針	基本施策
1. 学ぶ力	①学力向上の推進 ②学習指導の充実 ＊読書活動の充実 ＊情報教育の充実 ＊共に学び共に育つための教育の推進
2. 豊かな心	①情操教育の充実 ②道徳教育の充実 ③人権教育の充実 ④読書活動の充実 ⑤児童生徒指導の充実 ＊共に学び共に育つための教育の推進
3. 健やかな体	①学校体育・部活動の充実 ②食育の推進、学校給食の充実 ③学校保健の充実
4. 生活力	①子育て支援の充実 ②キャリア教育の充実 ③環境教育の充実 ④情報教育の充実 ⑤防災教育の充実 ⑥安全教育の充実 ＊子どもの居場所づくりの推進
5. 家庭教育	①家庭教育への支援 ②家庭学習の推進 ＊おだわらっ子の約束の普及と実践
6. 就学前教育	①幼児教育の充実 ②幼保一体化の検討 ＊共に学び共に育つための教育の推進
7. 学校教育	①教職員の資質の向上 ②子どもと向き合う時間の確保 ③教育課題を明らかにする調査・研究の推進 ④教育課程の改善・充実 ⑤共に学び共に育つための教育の推進 ⑥家庭への支援 ⑦教育委員会の機能の充実 ⑧情報提供の充実 ⑨市長部局との連携強化 ＊子育て支援の充実 ＊子どもの居場所づくりの推進 ＊学校ICT化の推進
8. コミュニティ・ スクール	①地域とともにある学校づくりの推進 ②小田原のよさ（特性）を生かした学習の推進 ③子どもの居場所づくりの推進 ＊子育て支援の充実 ＊防災教育の充実 ＊家庭教育への支援
9. 教育施設環境	①教育環境の整備 ②学校ICT化の推進 ③学校安全の充実 ④災害対策の強化

＊は関連施策としての掲載

VI 施策の展開

◆おだわらっ子の約束の推進

自立した人間として、社会の中で人と関わりあって生きていく上で、子どもたちに身に付けて欲しい生活規範やルール、決まり事の普及と実践に取り組みます。

おだわらっ子の約束の普及と実践

○基本的な生活習慣の定着を図り、規範意識を育みます。

子どもの基本的な生活習慣の定着を図り、規範意識や公共の精神を育むため、おだわらっ子の約束の家庭や地域への一層の普及を図り、各園・学校、家庭、地域が一体となって、子どもたちがおだわらっ子の約束を実践する態度を育む取組を進めます。

<主な取組>

- ・各校・各園での取組（各校、各園）
- ・新入学児童家庭へのパンフレット配布（各校、教育総務課）
- ・放課後児童クラブ、放課後子ども教室での実践（教育総務課）



生き物の世話をする様子



幼稚園でのあいさつ運動の様子

◆重点方針1 学ぶ力

身に付けた知識や技能を使い、対話や体験を取り入れた学習を推進することで、学ぶ力を育みます。

- ・知識や技能の習得に止まらず、対話的な学びや主体的な学びを重視し、体験学習や教員の一方的な講義形式の授業とは異なり、児童生徒の能動的な参加を取り入れた授業（アクティブラーニング）等を通じて、自然環境、実社会や実生活、地域と関わる学習を取り入れ、子どもたちの学習意欲を引き出します。
- ・情報化やグローバル化が急速に進む社会に対応できるひとを育てるため、地域社会と連携しながら、子どもたちの学びを育み、社会参画への意識を高めます。

基本施策1－① 学力向上の推進

○各校の実態や特色を生かした学力向上プラン*を推進します。

各校で行う児童生徒の学力向上策の一つとして、全国学力・学習状況調査の結果や児童生徒の学習意欲・学習習慣等の意識調査、児童生徒による授業評価や日常的な学習評価などを基に、児童生徒の学習面における課題と成果を明確にします。そして、その後の学習活動の重点と具体的な取組目標を定めた「学力向上プラン」を作成します。

また、このプランをスタートに、PDCAサイクルを活用し、次年度の新たな学力向上プランを作成します。

○全国学力・学習状況調査の結果を分析し、児童生徒の学力向上に生かします。

児童生徒の全国学力・学習状況調査の結果を分析し、その教科正答率やアンケートなどから見える成果や課題等を、市ホームページに公開します。

また、「全国学力・学習状況調査の結果分析に係る学校訪問」を中学校区ごとに実施し、教員全体の教科指導への意識を高めます。

さらに、各校においては全国学力・学習状況調査の結果について独自に分析を行い、校内研究の一部に位置付けるほか、中学校区での連携した学力向上に取り組むなど、日頃の学習活動に役立てます。

○授業研究の充実を図ります。

各校では、学習指導要領に基づき、児童生徒が「主体的・対話的で深い学び」を育

む授業、互いに学び合い、高め合う授業づくりを進めます。そのために、指導と評価の一体化や児童生徒の学ぶ意欲を高める授業の在り方などについて研究し、指導の工夫改善に努めます。

また、教育委員会は、各校の研究成果を他の学校や市民に広く公開できるよう取り組んでいきます。

○市推薦研究事業*に取り組み、成果を各校に還元します。

教育現場における教科等の教育内容及びその指導に関する諸問題について校内研究に取り組む学校を推薦研究校に指定し、その研究の推進を図ります。

そして、推薦研究校は、授業研究や外部講師を招いた研究会等を積極的に市内の学校に公開し、教員の資質向上に努めます。

<主な取組>

- ・各校の実態や特色を生かした学力向上プランの推進（各校）
- ・全国学力・学習状況調査の結果の分析と活用（教育指導課）
- ・授業研究の充実（各校）
- ・市推薦研究事業（各校、教育指導課）

基本施策 1－② 学習指導の充実

○多文化理解教育と外国語教育の充実を図ります。

世界の多様な文化を理解し、国際社会の一員としてのグローバルな視野とコミュニケーション能力を育成するために、外国語指導助手（ALT）*を配置し、ALTを活用した多文化理解教育や外国語教育の内容の充実を図ります。

小学校には、平成 32 年度の高学年の外国語科・中学年の外国語活動全面実施に伴い、専門知識を持った英語専科非常勤講師の配置を目指します。学級（担当）職員の外国語指導力の

向上を図り、児童が英語を使って主体的にコミュニケーション能力を育成することで、小学校外国語教育を推進します。また、伝統文化の学習に必要な教材や教具の整備の推進、小中学校が連携して取り組める効果的な外国語学習に関する教材の開発に努めます。



外国語活動の様子

〇個に応じたきめ細かい指導の充実を図ります。

子どもの学力を向上させるため、少人数指導やチーム・ティーチング*などの指導体制をとり、児童生徒にきめ細かな指導を行います。

教職員の配置は、国・県の定める教職員定数に沿って行いますが、小学校では少人数指導スタッフを配置します。

また、中学校では、国の定める教職員定数では対応が困難な教科の専門性を保つため、専門的な教科指導ができるよう、人員を配置します。

<主な取組>

- ・外国語教育推進事業（教育指導課）
- ・外国語教材等の作成（教育指導課）
- ・少人数指導スタッフの配置（教育指導課）
- ・免許教科外教科教員（中学校）の配置（教育指導課）
- ・教科指導充実非常勤（中学校）の配置（教育指導課）

<関連施策>

- ・読書活動の充実・・・基本施策２－④
- ・情報教育の充実・・・基本施策４－④
- ・共に学び共に育つための教育の推進・・・基本施策７－⑤



チーム・ティーチングの様子（小学校）



授業の様子（中学校）

◆重点方針２ 豊かな心

文化や芸術に触れ、本物に出会い、体験することで、多様な価値を認め、共感できる心を育てます。

- ・芸術文化に関するアウトリーチやワークショップ等での感動体験を通じて、創造力や表現力、豊かな感性やコミュニケーション能力を養うとともに、新たな文化の担い手を育てます。
- ・多様性を主体的に受け止め、異なる考えや価値観を尊重することができる心を養うなど、多文化共生社会やグローバル化に対応できるひとを育てます。

基本施策２－① 情操教育の充実

○質の高い芸術や豊かな自然に触れる体験の充実を図ります。

児童生徒が芸術文化に触れ、体験することで豊かな感性や感覚、表現力を育てます。

「おだわらっ子ドリームシアター」*や芸術家の小中学校訪問（学校へのアウトリーチ事業）など、質の高い芸術・文化作品に触れ、体感する取組を推進します。

また、市内小中学校音楽会や美術展等の児童生徒の豊かな感性を育てる行事や部活動、豊かな自然に触れる集団宿泊体験を支援します。

<主な取組>

- ・おだわらっ子ドリームシアターの開催（教育指導課）
- ・小学校音楽会、中学校音楽会、中学校美術展の開催（各校、教育指導課）
- ・自然観察会の開催（教育指導課）
- ・宿泊体験学習の実施（各校）

<市長部局の関連事業>

- ・文化創造活動担い手育成事業・・・【文化政策課】
- ・指導者養成研修・派遣事業・・・【青少年課】



学校へのアウトリーチ事業の様子

基本施策 2－② 道徳教育の充実

○特別の教科 道徳の教育活動の充実を図ります。

小学校では平成 30 年度、中学校では平成 31 年度から、特別の教科 道徳が全面実施となります。各校では、発達の段階に応じ答えが一つではない道徳的な課題を、一人ひとりの児童生徒が自分自身の問題と捉え向き合える授業となるよう、「考える道徳」「議論する道徳」へと質的転換を図ります。

また、学校における道徳教育では、特別の教科 道徳を要として、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間や特別活動のそれぞれの特質に応じ、教育活動全体を通じて、意図的・計画的に道徳教育を推進します。その中で、児童生徒に思いやりの心や規範意識、地域の中で夢を持って生きていく力などを育むため、積極的に外部指導者の活用を図るとともに、社会、自然、環境、地域の中での体験活動を充実させます。

<主な取組>

- ・道徳教育の充実（各校）

基本施策 2－③ 人権教育の充実

○人権意識を高める教育活動の充実を図ります。

「小田原市人権施策推進指針」を踏まえ、子どもたちの「自らを律しつつ、他者とともに協調し、他者を思いやる心」や「命や人権を尊重する心」の育成を目指し、人権教育の推進を図ります。

また、学校における人権教育では、各校ごとに人権教育推進計画を作成し、各教科での授業をはじめ、総合的な学習の時間や特別活動など、教育活動全体を通じて行います。

○人権の啓発活動の充実を図ります。

児童生徒や保護者を対象に「人権教育移動教室」*を開催するなど、人権尊重の精神を育む取組を推進します。

また、人権教育の諸問題について、教職員の資質と実践力の向上を図るとともに、児童生徒への人権教育推進に役立てるために、「人権教育研修会」を開催します。



人権教育移動教室の様子

○いじめ防止のための対策を図ります。

いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、小田原市いじめ防止基本方針に基づき、小田原市いじめ問題対策連絡会及び小田原市いじめ防止対策調査会を設置しています。

また、これらの組織により、いじめ防止対策に係る学校・地域の関係諸機関の情報共有や協議等のほか、教育委員会におけるいじめ防止対策についての研究をするとともに、重大事態が発生した場合の調査などを行うこととしています。

さらに、小中学校においては、「学校いじめ防止基本方針」の下に、いじめの初期段階から積極的に認知し、未然防止に取り組みます。

<主な取組>

- ・人権教育の充実（各校）
- ・人権教育移動教室の開催（教育指導課）
- ・人権教育研修会の開催（教育指導課）
- ・小田原市いじめ問題対策連絡会の開催（教育指導課）
- ・小田原市いじめ防止対策調査会の開催（教育総務課）

<市長部局の関連事業>

- ・平和事業（学校訪問講話会）の開催・・・【総務課】



平和事業（学校訪問講話会）の様子

基本施策 2－④ 読書活動の充実

○読書習慣の定着を図ります。

「小田原市子ども読書活動推進計画」に基づき、学校・家庭・図書館等が連携し、児童生徒の発達段階に応じた読書活動を推進します。学校司書や図書ボランティアと

連携した読み聞かせや朝読書、ブックトークなど図書の紹介等により、児童生徒の読書に対する意欲と関心を高めます。

○学校図書館の充実を図ります。

より良い学校図書館を目指し、学校司書を配置します。また、学校図書の充実を図ります。

学校司書は、教職員や図書ボランティアなどと連携を図りながら、図書の紹介や学習と関連させた図書の配置、蔵書の管理など学校図書館環境の充実に努め、児童生徒や教職員の授業支援、学習支援に取り組めます。



学校図書館での様子

＜主な取組＞

- ・学校司書や図書ボランティア、図書館との連携の推進（教育指導課、図書館）
- ・学校司書の配置（教育指導課）
- ・学校図書の整備（各校、教育総務課）

＜市長部局の関連事業＞

- ・図書館学習イベント開催事業・・・【図書館】
- ・子どもの読書活動推進事業・・・【図書館】

基本施策 2－⑤ 児童生徒指導の充実

○生徒指導体制の充実を図ります。

生徒指導に関する専門的・実践的研修の実施等により教職員の指導力の向上を図ります。

また、問題発生時には臨機応変に対応・指導をするほか、子どもの心に十分に寄り添い、思いを受け止めながら、より良い学校生活について生徒が前向きに考えられるような支援をするため、必要に応じて中学校へ生徒指導員を派遣します。

各校では、個々の教職員が計画的・組織的に役割を発揮し、生徒指導体制の充実を図ります。

○関係諸機関との連携を図ります。

児童生徒の「健全育成」「非行防止」「犯罪被害防止」を目的に、様々な問題の未然防止や早期解決を図るため、学校と警察署、少年相談・保護センター、青少年相談センター、児童相談所などの関係諸機関と連携して、児童生徒の支援・指導をしていきます。

<主な取組>

- ・生徒指導員の派遣（教育指導課）
- ・学校警察連携制度の運用（各校、教育指導課）

<関連施策>

- ・共に学び共に育つための教育の推進・・・基本施策7－⑤



生徒指導研修会の様子



関係機関との連携による防犯教室の様子

◆重点方針3 健やかな体

様々なスポーツ活動や食育を通じて、社会を生き抜く体づくりを行うとともに、スポーツマンシップやフェアプレイの精神を学び、相手を尊重する心を養います。

- ・子どもから高齢者まで、スポーツに親しむことで、体力や運動能力の向上を目指すとともに、活力ある地域社会をつくれます。
- ・豊かな自然を活かした野外学習等を通じて、勘（感）を培うとともに、体力の向上を図ります。
- ・食は、健康で豊かな生活を送るための基本であることから、種まきから収穫までの体験も踏まえた食育等を通じ、社会を生き抜く体づくりに取り組みます。

基本施策3－① 学校体育・部活動の充実

○学校体育の充実を図ります。

全小中学校で実施する新体力テストの効果的な実施や、小学校体育大会等の体育的行事、日常における体育授業の充実等を図ります。

また、大学等と連携した体力・運動能力向上指導員の派遣や、著名なアスリートの小中学校派遣などを通して、児童生徒の体力・運動能力の向上を図ります。

さらに、運動・スポーツへの興味関心の向上及び親しむ態度の育成を目指します。

○部活動を支援します。

中学校の部活動においては、学校の実情に合わせ、より専門性を生かした指導ができるよう、教職員の指導をサポートする地域指導者を派遣するとともに、部活動指導員の配置を検討するなど、質的な向上に努めます。

また、生徒が自主的・自発的に参加できる部活動となるよう、顧問や指導者向けの研修会の実施等、部活動の適正化を促す取組を進めます。

<主な取組>

- ・新体力テストの実施（各校、教育指導課）
- ・小学校体育大会の開催（各校、教育指導課）
- ・部活動地域指導者*の派遣（教育指導課）

基本施策 3－② 食育の推進、学校給食の充実

○学校給食の充実を図ります。

地場産物を活用した献立や米飯給食の実施を継続し、栄養バランスのとれた魅力ある学校給食を目指します。

また、郷土食や伝統料理などの食文化を継承した、小田原ならではの献立づくりを推進します。

さらに、学校給食に係る事務の透明性の向上や学校の事務負担の軽減等を考慮し、給食費の公会計化の導入を進めます。

○食に関する指導の充実を図ります。

各校の食育年間指導計画をもとに、栄養教諭*や学校栄養職員*の専門性を生かした、食に関する授業の充実を図ります。

また、食に対する意識を高める効果のある「弁当の日」について、各中学校において引き続き実施します。

さらに、料理教室、学校給食展などを開催し、成長期の子どもの望ましい食習慣を身に付けることの大切さを啓発します。



食に関する授業の様子

○安全・安心な学校給食を提供します。

学校給食の一層の安全・安心を確保するため、学校給食用食材について、放射性物質検査を実施します。

また、衛生管理の徹底を図るため、給食室の施設・設備の適正な管理を行います。

さらに、給食業務における事故防止及び衛生管理の徹底を図るため、給食調理員や学校給食関係者を対象とした研修を充実します。

<主な取組>

- ・ 地場産品の利用促進（学校安全課）
- ・ 給食費公会計化の導入（学校安全課）
- ・ 食育啓発事業の推進（学校安全課）
- ・ 弁当の日の実施（各中学校、学校安全課、教育指導課）
- ・ 学校給食用食材等の放射性物質検査の実施（学校安全課）
- ・ 学校給食調理業務の委託化の推進（学校安全課）

基本施策 3-③ 学校保健の充実

○健康管理体制の充実を図ります。

日常の健康観察、定期健康診断を実施するとともに、早期発見・早期治療が特に必要とされる腎疾患・心疾患・脊柱側弯症については、精密検査と専門医による判定会を開催し、健康管理体制の充実に努めます。

また、子どもの基本的な生活習慣の確立に向けた保健指導に努めます。

○保健教育を推進します。

不確かな性情報の氾濫などにより、性に対する関心や性衝動の発現が早期化の傾向にあるため、専門医や学校医、養護教諭等による性教育検討委員会において、学校現場、医療現場の実際を踏まえた指導の在り方等について協議します。

また、生徒、保護者を対象に医師や助産師などの専門職による講演会を開催し、性に関する正しい知識や感染症に関する知識の普及を図り、他人への思いやりや命の大切さを思う心を育みます。

さらに、健全な身体づくりのため、喫煙・飲酒・薬物乱用防止その他の生活習慣病予防に資する教育、がん教育などを推進するとともに、感染症やアレルギー疾患、メンタルヘルス、インターネット依存など多様化・深刻化する児童生徒の現代的健康問題に対しては、家庭への講演会を行うなど意識啓発を図ります。

○口腔衛生の向上に努めます。

う歯（むし歯）・歯肉炎等、歯科疾患対策の一環として、全国小学生歯みがき大会への参加や、歯科医師会と取り組む歯磨き指導など、口腔衛生の向上に努めます。

また、よい歯の学校・図画ポスター・標語コンクールを開催するなど、歯科保健の意識啓発を図ります。



歯磨き指導の様子

<主な取組>

- ・ 定期健康診断事業（各校・園、学校安全課）
- ・ 腎疾患・心疾患・脊柱側弯症の精密検査の実施と判定会の開催（学校安全課）
- ・ 性教育講演会の開催（各中学校、学校安全課）
- ・ 歯科保健事業の推進（各校、学校安全課）
- ・ よい歯の学校・図画ポスター・標語コンクールの開催（学校安全課、関係諸機関）

◆重点方針4 生活力

子どもの育ちを社会の中で支え、地域のひとびととの様々な交流や体験を通じて、子どもたちの生活力を育みます。

- ・地域や様々な市民の協力を得て、交流や体験活動など、健やかでのびやかな根をしっかりと張れるような教育環境づくりを進めます。
- ・放課後子ども教室*や地域活動等への参加を促し、体験プログラムや交流プログラム、地域づくり体験や職業体験等を通じ、子どもの育ちにつながる能動的な力や生活力を育みます。

基本施策4－① 子育て支援の充実

○就園前の幼児と保護者の交流を推進します。

核家族化の進展や近隣関係の希薄化により子育てについて安心して相談できる人や場所が減少しているため、未就園児を含む地域の保護者の相談の場として幼稚園を活用します。

また、園庭開放に合わせて子育てに関する相談を受けるなど、地域の保護者とのコミュニケーションを図ります。

さらに、子どもたちのそれぞれの発達の段階に応じた適切な保護者の関わりを促すなど、質の高い支援を進めます。



園庭開放の様子

○地域住民との交流を推進します。

子どもの健やかな育ちにおける地域の役割はますます重要となっています。園児が地域に出かけていくとともに、保護者や地域の方々にも積極的に幼稚園活動に参加していただくことで、地域全体で取り組む教育環境づくりを進めていきます。

また、ボランティアを積極的に受け入れ、様々な人との交流や体験を通じて、子どもたちの生活力を育みます。

○体験学習の充実を図ります。

学校農園などを活用した栽培活動や収穫体験等を通して、収穫の喜びや食べ物に対する感謝の心を育むとともに、地域の方々の協力や教育ファーム*等の積極的な導入により、生産者の知恵と工夫を学び、生産の苦労や喜び、地域の良さや自然の持つ力への気付きを育む取組を推進します。



稲刈り体験の様子

○児童に適切な遊びと生活の場を提供します。

価値観の多様化や、社会環境・経済環境の変化に伴う共働きの就労世帯の増加等により、放課後の児童の安全な居場所が必要となっています。

また、就労以外にも、就学、出産、長期の疾病、親族の介護等の事情により、家庭において放課後の適切な見守りができない場合があります。

こうした児童を対象にした安全・安心な生活や遊びの場として放課後児童クラブ*を運営します。



放課後児童クラブの様子

<主な取組>

- ・子育て広場支援事業（各園、教育指導課）
- ・地域、スクールボランティアとの連携の推進（各校、教育指導課）
- ・体験学習の充実（各校）
- ・教育ファーム（教育指導課）
- ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（教育総務課）

<市長部局の関連事業>

- ・指導者養成研修・派遣事業・・・【青少年課】（再掲）
- ・体験学習事業・・・【青少年課】

基本施策 4－② キャリア教育*の充実

○職業観や勤労観を養う教育活動の充実を図ります。

未来を創る子どもたちが、現在や将来の生き方を考え行動する態度や能力と、望ましい職業観や勤労観を備えた社会人、職業人として自立できる資質や能力を育成するために、各校で取り組む職業体験などのキャリア教育を支援します。

○地域人材・企業・大学との連携を図ります。

地域産業界や大学等と連携・協力を図り、多くの児童生徒がその知見に触れ、実務を体験する機会を持てるように、各校の取組を支援します。

＜主な取組＞

- ・小中学校が連携したキャリア教育の推進（各校）
- ・地域企業・産業・大学との連携の推進（各校、関係諸機関）
- ・地域、スクールボランティアとの連携の推進（各校、教育指導課）（再掲）

基本施策 4－③ 環境教育の充実

○環境問題への理解を深めます。

「小田原市環境基本計画」を踏まえ、地域の実態や児童生徒の発達の段階に応じて、各教科や領域など、学校の教育活動全体を通して、本市の特性を十分に活用し、環境問題への理解を深める学習を推進します。

また、児童生徒が生涯を通して、単に知識を習得するだけでなく、省資源・省エネルギーなど、環境を守るための具体的な行動に取り組むことができるよう、関係諸団体や行政機関等が連携した学習機会の提供をします。

○環境保全活動の充実を図ります。

学校現場での生ごみ堆肥化を推進し、花壇や学校農園で活用するとともに、夏の暑さ対策としてのグリーンカーテンづくり等、身近な環境改善に努めます。

また、菜の花栽培から菜種油を作ることや、それらの廃食用油を軽油の代替燃料にすること、間伐体験やその材の利用などを通して、資源の循環や森・里・川・海の連環について考える機会を提供します。



菜の花脱穀作業の様子

さらに、地域清掃、エコキャップ回収等のリサイクル活動など、実践的な環境保全活動に取り組み、児童生徒が環境を守ろうとする意欲や実践的な態度を育てます。

<主な取組>

- ・地域、諸機関と連携した環境教育、環境保全活動の推進（各校、関係諸機関）

<市長部局の関連事業>

- ・おだわらっこ☆エコアワード・・・【環境政策課】

基本施策 4－④ 情報教育の充実

○情報活用能力を育成します。

将来の予測が難しい社会においては、情報や情報技術を受け身で捉えるのではなく、手段として活用していく力が求められます。アクティブ・ラーニングの視点に立った様々な教科の学習活動において、ＩＣＴ機器を効果的に活用した学習を実践する中で、情報機器や情報技術を主体的に使いこなす力を育成します。

一方、社会の急速な情報化の進展に伴い、ソーシャル・ネットワーキング・サービスが普及し、これらの利用を巡るトラブルなども増大しています。児童生徒に正しい情報の扱いや情報を扱うことへの責任など情報モラル教育を推進していくことは必要不可欠であり、学校だけでなく、家庭や地域と連携して推進します。

また、児童生徒だけでなく、教職員の情報活用能力の向上のため情報教育研修を充実します。

○プログラミング教育を推進します。

各校では、各教科等の特質に応じて、自分が意図した処理をコンピュータに行わせるよう指示する体験や、そのためにどのような命令の組合せが必要であるかなどを考えることを通して、児童生徒の「プログラミング的思考力」を育成します。

<主な取組>

- ・携帯電話・インターネットに関する安全・安心教室（各校、関係諸機関）
- ・家庭への啓発活動（各校、教育指導課）
- ・情報教育研修会の開催（教育指導課）

基本施策 4－⑤ 防災教育の充実

○発達の段階に応じた防災教育の充実を図ります。

児童生徒へ市独自の防災教育用パンフレットを配布するほか、各校・園の防災計画や避難訓練がより実効的なものとなるよう、学校防災アドバイザーを派遣します。

また、各校では、地震、火災、津波、風水害など、災害時の判断力や行動力を児童生徒の発達の段階に応じて育むため、防災教育の充実を図ります。

さらに、地域の実情に応じた災害発生時の行動や心構えなど、地域と協調した実践的な指導を行います。

＜主な取組＞

- ・ 防災教育パンフレットの活用（教育指導課）
- ・ 防災教育、避難訓練の内容の改善・充実（各校、防災対策課）

基本施策 4－⑥ 安全教育の充実

○安全・防犯教育の充実を図ります。

学校生活や登下校時、学校行事等において、安全に行動するための適切な態度や行動がとれる児童生徒を育成する取組を充実します。

また、安全教育研修会の開催等により教職員の意識の向上を図り、児童生徒の安全確保に努めるとともに、交通安全教室の開催等により学校関係者や保護者、児童生徒に対して交通安全に対する意識の向上を図ります。



交通安全教室の様子

＜主な取組＞

- ・ 安全教育研修会の開催（教育指導課）

＜市長部局の関連事業＞

- ・ 交通安全教室の開催・・・【地域安全課】

＜関連施策＞

- ・ 子どもの居場所づくりの推進・・・基本施策 8－③

◆重点方針5 家庭教育

家庭教育は、教育の土台となる生活力を養います。地域と連携しながら家庭教育への支援を行います。

- ・家庭における教育は、すべての教育の基礎となる生活習慣や食習慣、規範意識、基礎体力等の育成につながるものであることから、その力を高めることが求められています。
- ・家庭教育の重要性を見直し、おだわらっ子の約束の普及啓発をさらに進めるとともに、核家族化等により孤立しがちな子育て環境に広がりを持つことができるよう、地域等と連携しながら、家庭教育への支援を行います。

基本施策5－① 家庭教育への支援

○家庭の教育力向上に向けた支援に努めます。

学校・家庭・地域それぞれの責任と役割において、互いに連携・協力して社会全体で子どもたちの健やかな成長を育むために、家庭や地域の教育力の向上に努めます。

特に、子ども一人ひとりが基本的な生活習慣を身に付けていくことや、子どもの自己肯定感や豊かな情操、知的好奇心を育むことなどを家庭の役割と捉え、市長部局と連携して保護者や教職員を対象とした研修会を開催し、啓発に努めます。

<主な取組>

- ・家庭の教育力向上に向けた取組（各校）

<市長部局の関連事業>

- ・PTA研修事業・・・【生涯学習課】
- ・家庭教育学級事業・・・【生涯学習課】



家庭教育講演会の様子

基本施策 5-② 家庭学習の推進

○家庭学習を支援し、子どもの学習習慣を育む取組を推進します。

全国学力・学習状況調査からも、家庭において児童生徒が自ら計画を立てて学習に取り組むことが課題となっています。そこで、児童生徒の学習習慣の定着を図るため、家庭学習の充実を図る取組について保護者と共に考え実践していくことに努めます。

＜主な取組＞

- ・家庭学習の手引きの作成（各校、教育指導課）
- ・「おだわらっ子ドリル」の作成（教育指導課）

＜市長部局の関連事業＞

- ・子どもの読書活動推進事業・・・【図書館】（再掲）

＜関連施策＞

- ・おだわらっ子の約束の普及と実践

☆☆読書週間☆

べるべるの読書週間
工藤 純子、斎藤 孝子、渡野 京子、
野村 浩将、まはら 三郎 著
講談社

自分だけに与える賢者の鳥の巣に
さそわれて、鳥の巣に巣を築く
鳥の巣の賢者の正体は、不思議
な賢者の鳥の巣から、1冊の本を
よむと知ります。
児童文学作家の鳥の
巣で、学校の読書会
を解いたと、不思議
な鳥の巣。

なみきヒロコ/パトリック・ストーリー
著 小嶋 二枝子 訳
おだわらっ子、おだわらっ子
から、森川 成美 著 黒沢 美穂 著
さくら 文庫

読書週間おススメの本
おだわらっ子、おだわらっ子
から、森川 成美 著 黒沢 美穂 著
さくら 文庫

読書週間おススメの本
小学生向け

10月27日～11月9日は読書週間です！
ここの読書は「本に恋する季節です！」
お気に入りの本を見つけて、
読書の秋を楽しんでね。

【家庭から未来をひらく1ページ】
※小田原市では、家庭での読書・書架との読書（学習）を推進しています。

平成29年10月 発行
小田原市立図書館
小田原市南郷 1-5-30
TEL 49-7800
小田原市立図書館
小田原市南郷 7-17
TEL 24-1055

読書週間おススメの本
中学生・高校生向け

10月27日～11月9日は読書週間です。
今年の読書は「本に恋する季節です！」

金魚たちの読書週間
西村 二枝子 著
小学館

住宅街の中にある金魚の池は、みんなにとって「とっておきの場所」でした。そんな池に住んでいる小学5年生の僕は、今まで飼っていた生き物たちがいつも長生きしないことから、自分は死後の世界を持っていると信じており……。それから4年後、中学5年生になった僕は、ボストンの引越しが決まりました。サマエに引っ越す……。金魚を連れて行くことに決めた少年少女の物語です。

読みの声聴かせて
小嶋 二枝子 著
小学館

声がなくなった13歳の少女・美穂は、音を共有できるサイトで、アメリカに住むピアノ好きの少年・海渡のページを見つけ、恋しくて美しい不思議な音楽に魅了されます。感謝の気持ちに答えてくれた美穂は、海渡は音楽だけの返事をくれて……。2人は「一枚の木の葉」と「海を渡る鳥」として、日本とアメリカで時と音楽の交換を始めていく。

※インターネットでそれぞれの読書の読書検索ができます。
[https://lib001.apple.jp/odawa-ib/wsp/pc/paps/TopPage.jsp\(PC\)](https://lib001.apple.jp/odawa-ib/wsp/pc/paps/TopPage.jsp(PC))
[https://lib001.apple.jp/odawa-ib/wsp/pc/nsrv/TopPage.jsp\(携帯\)](https://lib001.apple.jp/odawa-ib/wsp/pc/nsrv/TopPage.jsp(携帯))

読書週間リーフレット

◆重点方針6 就学前教育

子どもたちの自己肯定感を育み、社会性の基礎の取得及び基礎体力の向上を図るなど、就学前教育の充実に努めます。

- ・就学前教育は、学習や労働への意欲の向上、努力や忍耐力の育成等に有効とされています。子どもたちの貧困化率が高まる中、就学前教育の重要性を踏まえ、遊びや運動、スポーツ等を通じて子どもたちの基礎体力の向上に取り組むとともに、家庭と協力し、基本的な生活習慣や食習慣、自己尊重感を育みます。
- ・就学前における就学相談や就学支援を図るなど、就学前から、すべての家庭が安心して子育てできる環境を整備します。

基本施策6－① 幼児教育の充実

○教育内容と教育環境の充実に図ります。

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性を踏まえ、生活習慣の基礎や規範意識が培われるよう支援するとともに、幼児一人ひとりの成長や発達に応じた教育内容の充実に図ります。

○早期発達支援の充実に図ります。

幼少期から個性や多様性を認め、伸ばす教育を推進するため、関係諸機関と連携を図り、各園に臨床心理士等の専門家を派遣し、幼稚園教諭に助言・指導を行います。

また、市立幼稚園においては、支援を必要とする園児に対し介助教諭等を配置するなど、園児が安全・安心に生活できる教育環境を整えます。

○市立幼稚園と私立幼稚園、保育所との連携を推進します。

公立幼稚園が取り組んできた、幼児教育の内容の充実や課題の改善に向けた研究の成果を生かし、質の高い幼児教育の実現に向け、私立幼稚園や保育所と連携を図ります。

○小学校への円滑な接続を推進します。

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を明確化し、小学校教師とその共有、連携を図り、小学校教育へスムーズに適応できるよう、幼稚園・保育所と小学校の交流の機会を設け、幼保・小の一層の連携を図ります。

<主な取組>

- ・教職員研修（教育指導課）
- ・預かり保育の拡充（教育指導課）
- ・市立幼稚園での3歳児保育の検討（教育指導課）
- ・早期発達支援事業（教育指導課、子育て政策課）
- ・市幼稚園教育研究会の開催（各園）
- ・幼保小連携推進事業（教育指導課）

基本施策6－② 幼保一体化の検討

○認定こども園*の早期設置について検討します。

幼児教育施設の配置は、社会状況の変化に伴う子育て世帯の保育ニーズや地域バランス等を考慮することが必要です。このため、認定こども園の早期設置について検討します。

○幼稚園と保育所の連携を推進します。

保育の実践内容の交流や情報交換などを行う合同研修会や公開保育の開催、合同（交流）保育等の取組を通して、幼稚園と保育所の連携を推進します。

<主な取組>

- ・認定こども園の早期設置の検討（教育指導課、保育課）



幼稚園と保育園の交流の様子



幼稚園と小学校の交流の様子

<関連施策>

- ・共に学び共に育つための教育の推進・・・基本施策7－⑤

◆重点方針７ 学校教育

変化の激しい社会を乗り越える「生き抜く力」を身に付けた「未来を創るたくましい子ども」を、目指す子どもの姿として、本市の学校教育を推進します。

- ・本市の目指す「未来を創るたくましい子ども」の実現を図るため、学校教育において、生きる土台としての「学ぶ力」、様々なひととの関わりや体験活動などを通して得られる「豊かな心」、生涯を通して運動やスポーツに親しむことができる「健やかな体」の育成に努めます。
- ・連携教育の成果や課題を踏まえ、地域一体教育、幼保・小・中一体教育のさらなる充実に向けた調査研究を行うとともに、質の高い教育活動を行うため、教職員への研修等の充実を図り、授業力や教師力の向上を目指します。

基本施策 ７－① 教職員の資質の向上

○教職員研修の充実を図ります。

○J T*の取組として、各校に指導主事を派遣し校内研修を充実させるほか、研修相談員*によるパワーアップ研修を充実させるなどして、教職員が職場を離れることなく、一人ひとりの資質を高める研修体制づくりを推進します。

また、教育研究所による教育情報の提供や、教材の収集、教職員からの相談に対する助言等により、学校、教職員を支援します。

さらに、教師としての専門性と人間性を高める場として、「おだわら未来学舎」*を開催し、教職員が自主的に学ぶ機会を提供します。



校内研修の様子

○教職員の健康対策を推進します。

学校保健安全法に基づく教職員の定期健康診断を行うとともに、健康診断に代わる人間ドックへの助成及びメンタルヘルスチェック受診への助成を行います。

また、教職員の多忙化解消に向け、夏季休業期間の閉庁日の導入など働き方改革に向けた取組を検討します。

さらに、教職員の超過勤務調査を実施し、健康に不安のある場合には医師による面接指導を実施するなど、教職員が心身共に健康に勤務できる体制を整備します。

○教職員の不祥事防止に努めます。

各校で日ごろからヒヤリ・ハット*の事例を意識し「報告・連絡・相談」を確実に実践するとともに、毎月の不祥事防止チェックリストによる自己点検と啓発を行います。

＜主な取組＞

- ・職員研修支援事業の充実（教育指導課）
- ・教職員研修の工夫・改善（教育指導課）
- ・「おだわら未来学舎」の開催（教育指導課）
- ・定期健康診断、産業医*の派遣、教職員衛生委員会の開催（教育指導課）
- ・不祥事防止会議の開催、不祥事防止マニュアルの作成（各校）



初任者研修の様子



教職員研修（おだわら未来学舎）の様子

目指す教師像

子どもありきの教師

子どもを信じ抜く教師

○教職に対する使命感を持った教師

子ども一人ひとりを信じ抜き、責任感を持つとともに、教師の仕事に対する誇りや情熱を持っている。

○豊かな人間性を備えた教師

常に、子どもの人格形成に関わっているという意識を持ち、社会性や対人関係能力等の資質を備えている。

○確かな専門性を備えた教師

教育のプロとして、子どもの将来を見据え、授業力を磨くとともに、社会の変化や様々な課題に対応できる指導力を備えている。

基本施策 7-② 子どもと向き合う時間の確保

○ICTの活用を図ります。

校務支援システム*をさらに充実させ、教職員が行っている文書管理や会議などを効率化し、授業準備・教材研究等の時間を確保するとともに、より一層、教職員が子どもと向き合う時間の確保に努めます。

○会議や研修会等の効果的な運営に努めます。

教育委員会で主催する会議や研修会、諸調査の実施は、その内容を精査し、教職員の負担軽減を踏まえて計画します。

また、その趣旨を各種調査や研修等を主催する他団体に対しても働きかけます。

<主な取組>

- ・ 保存文書の共有化（各校、教育指導課）
- ・ 研修会や諸調査の精選（教育指導課）
- ・ 会議の効果的な運営（各校）

基本施策 7-③ 教育課題を明らかにする調査・研究の推進

○今日的な教育課題を研究します。

学校教育における教科指導や児童生徒の生活に関する諸課題の調査・研究を継続的に行い、研究成果を教職員の指導力向上や資質向上につなげ、学校教育の充実に努めます。

<主な取組>

- ・ 教育研究所機能の充実（教育指導課）
- ・ 教育研究所所報の発行（教育指導課）

基本施策 7-④ 教育課程の改善・充実

○学校運営の改善に努めます。

保護者や地域の方による学校評価*や自己評価を定期的の実施し、学校運営の組織

的・継続的な改善を図るとともに評価結果を公表することで、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めます。

○社会に開かれた教育課程を実現します。

教科横断的な視点や家庭や地域等との連携を重視し、各校の実態に応じたカリキュラム・マネジメント*を実施することにより、社会に開かれた教育課程を実現します。

<主な取組>

- ・ 学校評価の実施（各校）
- ・ カリキュラム・マネジメント推進の研究（各校、教育指導課）

基本施策 7－⑤ 共に学び共に育つための教育の推進

○個別の教育的ニーズに応じた人的配置に努めます。

特別支援学級、通常の学級及び校内支援室等において、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、教員の補助として適切な支援を行う個別支援員*や指導員、スタディ・サポート・スタッフ*を配置するとともに、医療的ケアの必要な児童生徒のために、看護師資格のある支援員を配置します。

また、家から外に出ることが難しい児童生徒の家庭を対象に、家庭訪問による本人や保護者への支援を行う不登校生徒訪問相談員を中学校に配置します。

さらに、日本語指導を必要とする、外国につながる児童生徒*に対して、学習面や生活面における支援を行う協力者を学校に派遣します。

○個に応じた学びの場の設定による指導の充実を図ります。

共に学び共に育つことを前提とし、その時々々の教育的ニーズに応じた適切な学びの場を設定するとともに、個別教育計画に基づき長期的な見通しの下、個々の成長が実感できるよう指導の充実に努めます。

また、特別支援学級、通級指導教室（言語障がい通級指導教室「ことばの教室」、情緒障がい通級指導教室「コミュニケーションの教室フレンド」）、教育相談指導学級（しるやま教室、マロニエ教室）、校内支援室それぞれの指導者の専門性を高めます。

○就学相談の充実に努めます。

就学前の幼児や、小中学校に在籍する児童生徒の学校生活上の支援や環境について、教育的ニーズに応じて保護者と相談を進めます。

また、成人まで切れ目のない支援を意識し、一人ひとりの個性や能力が十分発揮できるよう、学校職員のほか医師や児童相談所職員等により構成された就学支援委員会*で協議をするなど、関係部局や関係諸機関と連携等を図ります。

○交流及び共同学習を推進します。

在籍する学級に関わらず、全ての児童生徒ができるだけ同じ場で学ぶ環境を目指します。机・ロッカー等の設置、名簿や座席の並び順等、行事における支援体制の構築と授業のユニバーサル化*等に努めます。

○相談機能の整理・統合を推進します。

学校や家庭、社会生活において、様々な課題や悩みを持つ子どもや保護者、幼稚園や学校の相談を、より総合的・効率的に行えるように、関連諸機関との連携を一層図るとともに、特別支援教育相談室、教育相談指導学級、いじめや不登校に対する教育相談窓口等を整理統合した教育相談センターの設立を検討します。

○関係諸機関と連携した相談体制の充実に努めます。

小中学校に、医師、理学療法士、作業療法士、巡回相談員や個別指導員等による支援教育相談支援チームを派遣し、心理・発達面を含めた専門的な助言を行い、相談体制の充実に図ります。

○登校支援を推進します。

教育相談員等が学校を訪問し、各校の不登校の現状や取組、校内支援室の活用状況等について聞き取り、不登校または不登校傾向のある児童生徒本人や家庭への働きかけについて、指導助言を行います。

○インクルーシブ教育推進のため、校内体制の充実に図ります。

インクルーシブ教育担当教育相談員等が学校を訪問し、インクルーシブ教育の推進にかかる市の方針を伝えるほか、各校の状況の聞き取りなどをします。

また、本市の基礎的環境整備を踏まえた日々の授業や多様な学びの設定、できるだけ同じ場で学ぶ仕組みづくりについて、研修や指導助言を行います。

○支援教育に関する教職員の専門性と指導技術の向上を図ります。

教員が児童生徒の個別の教育的ニーズに対して理解を深め、適切な指導や支援が行えるよう、支援教育に関する専門性や指導力の向上を図るための研究・研修の充実に取り組みます。

また、全ての児童生徒にとってわかりやすい授業づくりを目指します。

＜主な取組＞

- ・ 個別支援員の配置（教育指導課）
- ・ 個別指導員の派遣（教育指導課）
- ・ スタディ・サポート・スタッフの配置（教育指導課）
- ・ 不登校生徒訪問相談員の派遣（教育指導課）
- ・ 日本語指導等協力者の派遣（教育指導課）
- ・ ニーズに応じた通級指導教室の設置（教育指導課）
- ・ 適切な就学相談・指導の実施（各校、教育指導課）
- ・ 教育相談センターの設立の検討（教育指導課）
- ・ 支援教育相談支援チームの派遣（教育指導課）
- ・ 校内支援室の設置（各中学校）
- ・ 校内支援室指導員の配置（教育指導課）

基本施策 7 - ⑥ 家庭への支援

○子育て家庭の負担の軽減を図ります。

保護者の就労・経済的状況や生活環境に左右されず、子どもが教育の機会を等しく受けることができるよう、関係部局との連携を図りながら、子育て家庭への経済的支援に引き続き取り組みます。

○様々な悩みを持つ子どもや家庭への支援に取り組みます。

学校だけでは対応が難しい児童生徒及び家庭への支援のため、県が配置するスクールソーシャルワーカー*の活用やケース会議等の開催など、関係諸機関との連携を推進します。

＜主な取組＞

- ・ 就学支援事業（教育指導課）
- ・ 高等学校等奨学金事業（教育指導課）
- ・ 県のスクールソーシャルワーカーの活用（教育指導課）

基本施策 7-⑦ 教育委員会機能の充実

○教育行政事務の管理執行状況について点検・評価します。

教育行政事務の実施状況について検証を行うことにより、課題や今後の方向性を明らかにし、効果的な教育行政の推進を図っていくため、教育に関する学識経験を有する者の知見を活用して、教育委員会の事務事業の点検・評価を行います。

また、その結果を市議会に報告するとともに、報告書をホームページ等で公開します。

○危機管理体制を強化します。

学校現場において、事件・事故等が発生した場合、事件・事故等対応マニュアルに基づき、教育委員会が学校と協調して問題に対応します。

○教育委員の教育現場訪問を行います。

教育委員が本市の学校の状況や教育の現状について理解を深め、その知見を教育行政の向上に活用できるよう、教育現場訪問を実施します。

○教育現場の課題の把握に努めます。

教育現場の課題を把握するため、教育委員と教職員との意見交換の場を設けます。

<主な取組>

- ・教育委員会事務の点検・評価事業（教育総務課）
- ・事件・事故等対応マニュアルの運用（教育部）
- ・教育委員の教育現場訪問（教育総務課）

基本施策 7-⑧ 情報提供の充実

○教育委員会の広報活動の充実を図ります。

教育委員会の活動状況や教育長の教育行政に関する考え方などを市民や保護者、学校関係者に伝えるため、本市ホームページ等を活用し、広報活動の充実を図ります。

<主な取組>

- ・まごころ通信の発行（教育総務課）

基本施策 7－⑨ 市長部局との連携強化

○総合教育会議を開催します。

総合教育会議を開催することにより、教育委員会だけでなく、市長部局も含めた広い視野から、総合的に教育政策について協議・調整を進めます。



総合教育会議の様子

<主な取組>

- ・ 総合教育会議の開催（教育総務課）

<関連施策>

- ・ 子育て支援の充実・・・基本施策 4－①
- ・ 子どもの居場所づくりの推進・・・基本施策 8－③
- ・ 学校 ICT 化の推進・・・基本施策 9－②

◆重点方針8 コミュニティ・スクール

家庭・地域・学校が対等な立場で知恵を出し合い、諸課題を解決していくことで、地域とともにある学校づくりを進めます。

- ・学校運営協議会*等を通じて、家庭・地域・学校が対等な関係で連携・協働して、防犯や防災、いじめ防止、地域の諸課題を共有し、解決していくことにより、学校と地域がともに活気を帯び、豊かになるような学校運営を進めます。
- ・学校を地域コミュニティの拠点として位置付け、地域の様々な活動が統合される場、世代を超え、ひととひとを繋ぐ場となるような仕組みづくりに取り組んでいきます。
- ・災害に強いまちをつくるため、学校においても、自らの命を守るとともに、地域のために自分たちができることを考え、行動できる防災教育を推進します。

基本施策8-① 地域とともにある学校づくりの推進

○地域とともにある学校づくりを推進します。

保護者や地域の方の多様な意見や協力を幅広く求め、学校運営の状況を周知するため、学校評議員制度*の充実を図ってきましたが、平成27年度から保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する学校運営協議会への移行を進めています。平成31年度末までに市内全ての小学校で設置し、中学校への導入を検討します。



学校運営協議会での「熟議」の様子

また、学校教育のより一層の活性化を図るため、学校に地域コーディネーターを配置し、地域コミュニティ組織との連携・協働を推進します。

さらに、学校の教育活動や児童生徒の状況を保護者や地域の方に広く知らせ、理解と協力を得るために、授業参観週間（学校へ行こう週間）*を設定して学校での活動を公開することや、緊急情報発信システムを活用した情報発信や各校のホームページの定期的な更新等により、学校から積極的に情報発信を行います。

○地域の教育力の活用を図ります。

子どもの学びと育ちを地域ぐるみで支える体制として、学校の応援団となる「小田

原市学校支援地域本部」を設置し、中学校区で学校を支援する教育活動を推進します。

具体的には、中学校区ごとに計画的・継続的に部会を開催し、園・学校、コーディネーター、地域のスクールボランティア*が連携し、学校支援活動の充実や学生を含めたボランティアの拡充を図ります。

<主な取組>

- ・学校評議員制度の運用（教育指導課）
- ・学校運営協議会の設置（教育指導課）
- ・情報公開の推進（各校）
- ・学校支援地域本部の設置（教育指導課）

基本施策 8－② 小田原のよさ（特性）を生かした学習の推進

○それぞれの学校の特色を生かします。

園・学校のグランド・デザインをもとに、子どもや教職員、保護者、地域の方々の願いを取り入れ、子どもの学びと育ちを地域ぐるみで支えていく園・学校づくりを推進します。

また、各中学校区においては、幼保・小・中が連携して合同研究会を実施するなど、地域の特性に合った共通の目標や指導方針を設定し、学習指導や生活指導の充実を図ります。

○郷土の偉人の学習に努めます。

小田原にゆかりのある数多くの偉人や文化人の事績等について、社会教育施設等を活用しながら学習することで、児童生徒が自己の生き方を考えるきっかけとなるようにし、郷土に対する関心や愛情を育てます。

また、二宮尊徳翁学習については、市内の全ての小学校において、その学習の成果を市役所ロビーや尊徳記念館に展示発表するなど、広く市民に知らせていきます。



二宮尊徳学習 展示発表

○郷土学習の充実に努めます。

子どもたちが小田原の自然や産業、伝統文化に関心を持ち、社会に主体的に参画し

ようとする態度や郷土を愛する心情を養います。

そのため、地域に関する学習内容を発達の段階に応じて系統化した「おだわら・はあと」*を活用し、学校における郷土学習が継続的・意図的に取り組めるよう充実を図ります。

○小田原のよさ（特性）をまとめた教材の活用に努めます。

児童生徒が小田原を身近に感じ、学ぶきっかけとなるための社会科副読本や理科副読本、郷土読本の内容の充実を図るとともに、小田原に関する写真や統計資料、授業展開例等をまとめ、各校に提供します。



副読本の活用

<主な取組>

- ・未来へつながる学校づくり*推進事業（教育指導課）
- ・「幼保・小・中連携、地域連携ウィークや地域連携デイ（仮称）」の設定（各校・教育指導課）
- ・二宮尊徳学習展示（教育指導課）
- ・副読本の作成（教育指導課）

<市長部局の関連事業>

- ・尊徳学習推進事業・・・【生涯学習課】

基本施策 8－③ 子どもの居場所づくりの推進

○児童に学習支援と体験活動を提供します。

児童が地域社会の中で心豊かで健やかに育まれることを目的に、放課後の安全・安心な児童の居場所として、放課後子ども教室を設置します。

また、教員経験のあるスタッフ等により学習支援を行うほか、地域の方々やボラン

ティアと連携し体験活動やスポーツ活動、文化活動等を実施します。

さらに、生活困窮世帯の中学生等を対象に学習支援を行うなど、その居場所として社会性や協調性を育む支援を実施します。



放課後子ども教室の様子

<主な取組>

- ・放課後子ども教室推進事業（教育総務課）

<市長部局の関連事業>

- ・地域の見守り拠点づくり事業・・・【青少年課】
- ・情報発信支援事業・・・【青少年課】
- ・プレイパーク事業・・・【青少年課】
- ・学習支援事業・・・【生活支援課】

<関連施策>

- ・子育て支援の充実・・・基本施策４－①
- ・防災教育の充実・・・基本施策４－⑤
- ・家庭教育への支援・・・基本施策５－①

◆重点方針 9 教育施設環境

誰もが安心して学べる豊かな教育施設環境の整備を進めます。

- ・学校施設は、児童生徒が安全で快適に学習し、生活する場としての機能が求められることはもとより、災害時の広域避難所や今後の地域コミュニティの拠点としても活用されるものであることから、必要な改修等を計画的に推進するとともに、良好な教育環境の創出についても取り組んでいきます。

基本施策 9－① 教育環境の整備

○学校施設の計画的な整備に取り組めます。

子どもたちに安全・安心で質の高い教育の場を提供するため、学校施設や教材の整備を進めます。

平成 26 年 2 月に策定した「小田原市学校施設整備基本方針」に基づき、老朽化による雨漏りや外壁の落下等、緊急度の高い修繕を早期に実施するとともに、学校施設の維持管理を行います。

また、複合化や統廃合を含めた公共施設全体の適正配置に取り組む公共施設再編基本計画の策定と整合を図りながら、学校施設の「中長期整備計画」*の検討・策定を行います。

さらに、子どもたちを地震による落下物や転倒物から守り、災害時の避難場所として使用するため、天井材や内装材、照明器具等の非構造部材の耐震化を進めます。

○学校施設の有効な利活用や複合化について検討します。

児童生徒の減少に伴う空き教室を地域コミュニティ組織における地域拠点として利用するなど、学校施設の複合化を考慮した利活用について検討します。

○空調設備の整備に取り組めます。

学校施設への空調設備の整備については、平成 25 年度をもって全小学校・中学校の保健室及び管理諸室（職員室・校長室・事務室）へのエアコン設置及び普通教室への扇風機の設置が完了しました。今後はパソコン教室等、特別教室へのエアコン設置を進めます。

○学校トイレの改善に取り組めます。

子どもたちが気持ちよくトイレを使用できるとともに、災害時における学校施設の役割を考慮しながら、便器の洋式化など、トイレの環境改善を進めます。



改修後のトイレ

○給食調理施設・設備の整備に取り組めます。

老朽化した給食調理場の維持修繕を行うとともに、学校給食センターの整備に取り組めます。また、給食用機械・設備等の更新を行い、安全・安心でおいしい学校給食を提供します。

○校庭の改善に取り組めます。

グラウンドの改修など、校庭の改善を進めます。また、小田原ならではの教育環境を創出するため、学校や地域と共に小学校の校庭や幼稚園の園庭の芝生化を進めます。



園庭の芝生化の様子

<主な取組>

- ・学校教材整備・管理事業（教育総務課）
- ・中長期整備計画の検討・策定（学校安全課）
- ・学校施設の有効な利活用の検討（学校安全課）
- ・非構造部材の耐震化（学校安全課）
- ・特別教室への空調設置（学校安全課）
- ・トイレの環境改善（学校安全課）
- ・学校給食センターの整備（学校安全課）
- ・校庭の整備・芝生化（学校安全課）

基本施策 9-② 学校 ICT 化の推進

○教育ネットワーク*の整備に取り組みます。

校務の ICT 化による教員の業務負担の軽減及び学習指導要領の内容に十分対応できるよう、学校の ICT 環境整備の促進に取り組みます。

<主な取組>

- ・教育ネットワークシステム整備事業（学校安全課）

基本施策 9-③ 学校安全の充実

○児童生徒の安全の確保に努めます。

日常の安全確保、不審者等の侵入防止、侵入された場合の児童生徒の安全確保などについて、日ごろから対策を検討し、保護者、警察署等の関係諸機関、地域の関係団体等との連携を図ります。

また、不審者情報等の最新情報を発信することにより注意喚起を行うとともに、日ごろから来校者へのあいさつや声かけをするなど、教職員の危機管理意識の向上を図り、児童生徒の安全確保に努めます。

さらに、各校でマニュアルを作成し、教職員の共通理解と組織的な指導の確立を図るとともに、万が一の事故が発生した場合の体制を整えます。

○通学路の安全対策に取り組みます。

平成 28 年度に小田原市通学路交通安全推進会議を設置し、通学路の安全確保に向けた取組方針等となる小田原市通学路交通安全プログラムを策定しました。

このプログラムに基づき、PTA や自治会、警察署等との連携により各校に設置している交通安全対策協議会で、通学路の危険箇所の点検等を行い、その改善について道路管理者等に要望していきます。

また、地域の方々の協力により登下校時の見守り活動を実施します。

<主な取組>

- ・安全・防犯マニュアルの作成（各校）
- ・小田原市通学路交通安全プログラムの運用（各校、学校安全課、関係部局）
- ・学校災害給付事業（学校安全課）

基本施策 9－④ 災害対策の強化

○広域避難所開設に協力します。

地震、台風、大雨等の災害時に学校が避難所となった場合は、避難所の運営について協力します。

<主な取組>

- ・ 広域避難所の開設と運営（各校、教育部、関係部局）



耐震性貯水槽取扱い訓練の様子



災害支援訓練の様子



避難所受付訓練の様子

VII 計画の推進に当たって

本計画を実現していくためには、教育委員会のみならず、各学校・園と計画の趣旨や方向性を共有し、具体的な取組に結び付けていくことが必要です。各学校や各園で作成する経営計画等に計画が目指す目的を反映し、現場の教職員や地域の方々と共有を図ります。また、市長部局の関連する事業との連携も十分に図っていきます。

1 進行管理

「小田原市学校教育振興基本計画」の進行管理のため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づく「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を活用し、事業の実施状況や内容の確認・改善を図ります。

2 成果指標

本計画の期間において達成すべき具体的指標として、評価指標を設定します。

この指標は、小田原市の目指す子ども像「未来を創るたくましい子ども」で重視する五つの側面の伸長と「おだわらっ子の約束」の取組状況を把握することを念頭に設定しました。

(1) 自ら考え表現する力

指標（全国学力・学習状況調査より）	基準値（平成29年度）	目標値（平成34年度）
友達と話し合う時、友達の考えを受け止めて、自分の考えを持つことができる児童生徒の割合	小学校 83.0% 中学校 88.9%	90%以上
授業で学んだことを、他の学習や生活に生かしている児童生徒の割合	小学校 83.8% 中学校 70.5%	85%以上

(2) 命を大切にする心

指標（全国学力・学習状況調査より）	基準値（平成29年度）	目標値（平成34年度）
自分には、よいところがあると感じている児童生徒の割合	小学校 79.2% 中学校 71.6%	85%以上
いじめはどんな理由があってもいけないことだと思うと感じている児童生徒の割合	小学校 96.0% 中学校 91.8%	100%

(3) 健やかな心と体

指標	基準値(平成 29 年度)	目標値(平成 34 年度)
朝食を毎日食べている児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査より)	小学校 93.9% 中学校 91.0%	95%以上
運動やスポーツをすることが好きな児童 生徒の割合(全国体力・運動能力、運動習 慣等調査)	小学校 90.2%* 中学校 84.6%*	95%以上

*平成 28 年度の数値(現時点での最新値)

(4) ふるさとへの愛

指標(全国学力・学習状況調査より)	基準値(平成 29 年度)	目標値(平成 34 年度)
地域や社会をよくするために何をすべき かを考えることがある児童生徒の割合	小学校 37.8% 中学校 29.8%	50%以上
今住んでいる地域の行事に参加している 児童生徒の割合	小学校 51.2% 中学校 34.0%	60%以上

(5) 夢への挑戦

指標(全国学力・学習状況調査より)	基準値(平成 29 年度)	目標値(平成 34 年度)
ものごとを最後までやり遂げて、うれしか ったことがある児童生徒の割合	小学校 95.7% 中学校 95.2%	95%以上
将来の夢や目的を持っている児童生徒の 割合	小学校 83.4% 中学校 71.8%	90%以上

(6) おだわらっ子の約束

指標(全国学力・学習状況調査より)	基準値(平成 29 年度)	目標値(平成 34 年度)
毎日、同じくらいの時刻に寝ている児童生 徒の割合	小学校 78.3% 中学校 72.7%	85%以上
友達と話し合うとき、友達の話や意見を最 後まで聞くことができる児童生徒の割合	小学校 94.1% 中学校 95.4%	95%以上
学校のきまりを守っている児童生徒の割 合	小学校 92.8% 中学校 92.2%	95%以上

(参考) 総合計画「おだわら T R Y プラン」における成果指標

平成 29 年 3 月に策定した小田原市総合計画「おだわら T R Y プラン」(第 5 次小田原市総合計画)においては、学校教育の充実について 3 つの項目を成果指標として設定しました。

1. 確かな学力

【目標値の設定】

全国学力・学習状況調査において、「国語の授業の内容はよく分かる／算数(数学)の授業の内容はよく分かる」の設問に「どちらかといえば当てはまらない」「当てはまらない」と回答した児童生徒の割合を平成 34 年度までに半減させる。

指標(全国学力・学習状況調査より)	基準値(平成 27 年度)	目標値(平成 34 年度)
国語や算数・数学の授業がわからないと感じている児童生徒の割合	国語 21% 算数・数学 23%	国語 10% 算数・数学 11%

2. 豊かな心

【目標値の設定】

全国学力・学習状況調査において、不登校児童生徒の出現率を、平成 34 年度までに全国平均値にまで引き下げる。(この数値には、国立、私立が含まれる。中学校には、中等学校の前期課程が含まれる。)

指標(全国学力・学習状況調査より)	基準値(平成 27 年度)	目標値(平成 34 年度)
不登校児童生徒の出現率	小学校 0.78% 中学校 3.16%	小学校 0.42% 中学校 2.83%

3. 健やかな体

【目標値の設定】

全国体力・運動能力、運動習慣等調査の児童生徒質問紙調査において、8 種目(握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20m シャトルラン、50m 走、立ち幅とび、ボール投げ)全てを実施した場合の体力テスト合計得点(80 点満点)の良いほうから、A B C D E の 5 段階で評定した体力の総合評価において、小学校 5 年生の D 層(42～49 点)・E 層(41 点以下)、中学校 2 年生の D 層(27～36 点)・E 層(26 点以下)の児童生徒の割合を平成 27 年度の全国平均値まで引き下げる。

指標(全国学力・学習状況調査より)	基準値(平成 27 年度)	目標値(平成 34 年度)
新体力テストの総合評価 下位層(D・E 層)の児童生徒の割合	小学校 35% 中学校 27%	小学校 27% 中学校 21%

資料編

1 小田原市教育大綱・おだわらっ子の約束と本計画の関係

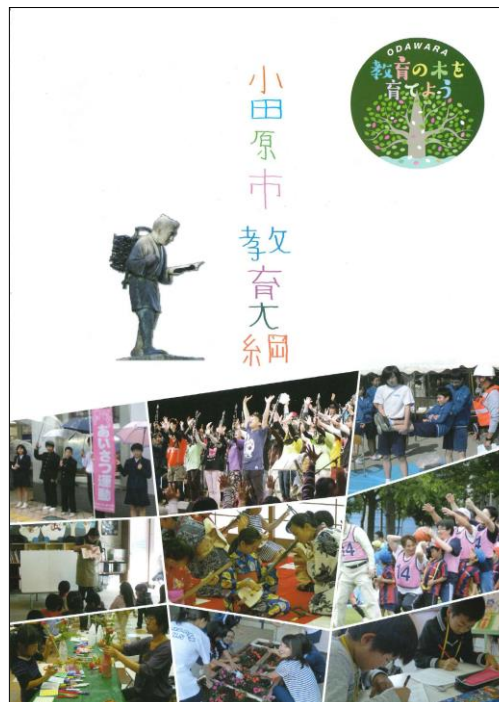
本計画は、小田原市教育大綱とおだわらっ子の約束を理念として策定しています。これらの理念に基づき実行していく施策の最終目標として「小田原市の目指す子ども像」を描いています。

小田原市教育大綱

本市では、平成 28 年 3 月に小田原市教育大綱を策定しました。

本市の教育の在り方を「みんなで育てよう教育の木」と表現し、本市の教育の目標や施策の根本的な方針として、三つの基本目標と 9 の重点方針を定めました。

学校教育振興基本計画においては、教育大綱で掲げた基本目標を実現していくため、重点方針に沿って施策を展開していきます。



※本編 15 ページから 16 ページに記載の基本目標は、小田原市教育大綱の基本目標を本計画の基本目標としたものです。

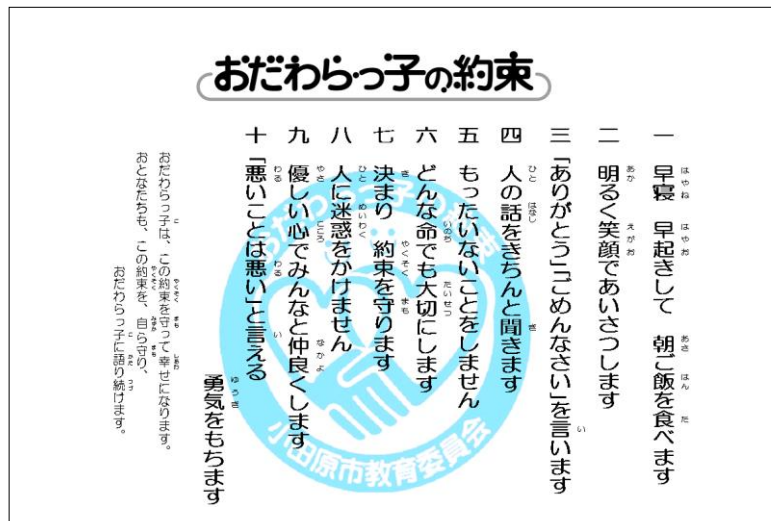
また、63 ページから 64 ページ掲載の「教育の木」は小田原市教育大綱の概念をイメージ化したものです。

おだわらっ子の約束

本市では、平成 16 年 4 月に、小田原市と小田原市教育委員会の教育や青少年健全育成に対する基本的な取組姿勢として、「小田原市教育都市宣言」を掲げています。

その理念を具体化し、その実現を図るものとして、子どもたちに守ってもらいたいルールや身に付けて欲しいことなどを公募し、平成 19 年 1 月に、おだわらっ子の約束として 10 の約束にまとめました。

学校教育振興基本計画においては、子どもたちの健やかな育ちを実現していくため、おだわらっ子の約束の普及と実践を進めていきます。



基本目標

一人ひとりの命を尊重し、豊かに伸ばすひとづくり

それぞれが持って生まれた命を尊重し、その資質を伸ばし、輝かしく花開き、実を付けるためのひとづくりを目指します。

地域ぐるみで取り組む教育環境づくり

教育は未来を拓きます。豊かで輝かしい未来をつくるため、多くの市民が社会の構成員として責任を持って教育に関わることができる環境をつくります。

多様性を認め、活かしていく教育のまちづくり

ひとや地域が持つ多様性を認め、伸ばし、活かしていくことが大切です。豊かな歴史・文化・自然に恵まれた小田原の資源を教育に活かし、小田原の地ならではの教育スタイルを確立します。

【重点方針】学校教育

変化の激しい社会を乗り越える「生き抜く力」を身に付けた「未来を創るたくましい子ども」を、目指す子どもの姿として、本市の学校教育を推進します。

【重点方針】学ぶ力

身に付けた知識や技能を使い、対話や体験を取り入れた学習を推進することで、学ぶ力を育みます。

【重点方針】豊かな心

文化や芸術に触れ、本物に出会い、体験することで、多様な価値を認め、共感できる心を育てます。

【重点方針】生活力

子どもの育ちを社会の中で支え、地域のひとひととの様々な交流や体験を通じて、子どもたちの生活力を育みます。

地域とともに ある学

学校を支える様々なコ
地域拠点としての学校

【重点方針】コミュニティ・スクール

家庭・地域・学校が対等な立場で知恵を出し合い、諸課題を解決していくことで、地域とともにある学校づくりを進めます。

【重点方針】就学前教育

子どもたちの自己肯定感を育み、社会性の基礎の習得及び基礎体力の向上を図るなど、就学前教育の充実に努めます。

みんなで育てよう 教育の木

新しい風

新たな視点からの
まちづくり活動

豊かで輝かしい未来へ

【重点方針】 健やかな体

様々なスポーツ活動や食育を通じて、
社会を生き抜く体づくりを行うとともに、
スポーツマンシップやフェアプレイの
精神を学び、相手を尊重する心を養います。

学校

知
学ぶ力

徳

豊かな心

生き抜く力

個性・資質

体

健やかな体

生活力

生活習慣
社会規範
基礎体力

【重点方針】 教育施設環境

誰もが安心して学べる豊かな教育
施設環境の整備を進めます。

安心安全な教育環境の整備

小田原の豊かな自然・歴史・文化

家庭

学校関連コミュニティ

・PTA
・スクールボランティア
・放課後子ども教室 等

地縁コミュニティ

・単位自治会／連合自治会
・おとなりさん 等

地域

行政

文化スポーツコミュニティ

・芸術文化団体 等
・スポーツ団体、クラブ活動 等

福祉コミュニティ

・スクールソーシャルワーカー、民生委員児童委員
・放課後児童クラブ
・生活困窮世帯学習支援 等

社会

【重点方針】 家庭教育

家庭教育は、教育の土台となる生活力を
養います。地域と連携しながら家庭教育
への支援を行います。

2 用語解説

(五十音順)

	語句	説明
あ 行	I C T	情報通信技術(Information and Communication Technology) の略。コンピュータやインターネット等のこと。
	栄養教諭	食に関する指導と学校給食における管理を一体的に行う役割を担う教諭
	O J T	On the Job Training の略。職場内で上司・先輩が、部下・後輩に日常の仕事を通じて、必要な知識、技能、仕事への取組等を意図的・計画的に教育すること。
	小田原市いじめ防止基本方針	平成 25 年 9 月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、地方公共団体に対し、地域の実情に応じたいじめ防止基本方針の策定に努めることが規定され、平成 26 年 12 月に、いじめ防止対策の総合的かつ効果的な推進を図るために、これまでのいじめ防止や指導の在り方等を整理し、小田原の子どもたちをめぐる様々な状況を踏まえて策定した基本方針。平成 30 年 3 月に改定
	小田原市学校施設整備基本方針	平成 16 年度に策定した「小田原市小中学校校舎リニューアル整備計画」を見直し、「小田原市学校教育振興基本計画」を基に給食センター、共同調理場を含めた学校施設全般の整備方針について定めたもの。
	小田原市教育大綱	小田原市の教育の目標や施策の根本的な方針。平成 27 年 4 月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、平成 28 年 3 月に策定
	おだわらっ子の約束	子どもたちに守ってもらいたいルールや身に付けて欲しいことを公募し、10 の約束にまとめたもの。
	おだわらっ子ドリムシアター	質の高い芸術文化作品に触れ、体感することにより、豊かな感性や心を育むために、市内小学校 4 年生全員を対象に開催している芸術鑑賞
	おだわら・はあと	“小田原が好き・自分のことが好き”と語ることができる子どもの育成をめざした小田原のよさを生かした学習のこと。人や自然、地域社会との関わりを、発達段階に応じて系統化している。
	おだわら未来学舎	様々な教育課題等についての知識と実践力向上の研修を行い、教職員としての専門性と人間力を高める自主研修の場

	語句	説明
か 行	外国語指導助手 (ALT)	Assistant Language Teacher の略。外国語活動や外国語の授業、国際理解教育に関する授業を支援するために配置している外国人指導助手
	外国につながる ある児童生徒	国籍によらず、外国出身、海外生活経験あり、家族が外国出身など、外国にルーツがある児童生徒のこと。
	学力向上プラン	小田原のすべての子どもたちが、社会で生き抜く力を身に付けることをめざして、学力のとらえ、学力に関する課題、学力向上に向けた具体策を示したプラン
	学校運営協議会	保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って参画し、学校と共に知恵を出し合い、その意向を学校運営に反映させることができる協議会
	学校栄養職員	小・中学校及び共同調理場に勤務する栄養士
	学校評価	子どもたちがより良い教育を享受できるよう、その教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と発展を目指すための取組
	学校評議員制度	市立学校の運営について、開かれた学校づくりをより一層推進し、学校が家庭や地域と連携しながら特色ある教育活動を展開するため、校長の求めに応じて、保護者や地域住民から学校運営に関する意見を聞くための制度
	カリキュラム・マネジメント	子どもや学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各校の教育活動の質の向上を図っていくこと。
	キャリア教育	子どもたちが「生きる力」を身に付け、社会の激しい変化に流されることなく、それぞれが直面するであろう様々な課題に柔軟かつたくましく対応し、社会人として自立していくことができるようにする教育
	教育相談員	学校や関係機関と連携しながら、児童生徒やその保護者、教職員等からの教育に関する相談に対応する相談員
	教育相談指導学級	不登校または不登校傾向を示している児童生徒に対し、社会生活への適応を促し、学校生活への復帰等を目指すために設置されている学級

	語句	説明
か 行	教育ネットワーク	学校及び教育委員会に導入しているコンピュータ等の情報機器により構成しているネットワーク
	教育ファーム	生産者等の指導を受けながら、作物を育てるところから食べるところまでを体験する教育活動
	言語障がい通級指導教室「ことばの教室」	発音や聞こえづらさ、ことばの発達など、ことばに対する苦手さの改善や軽減に向けて、主に個別で指導を行う教室
	研修相談員	教育研究所に所属し、教職員研修の指導、研究の助言等を行う相談員
	広域避難所	災害発生後の火災延焼等から一時的に身を守ることはもとより、火災や家屋倒壊等により住家を失った市民の避難場所として開設する避難所
	校内支援室	「学校へ登校はできるが、自分の教室に行くことができない」という生徒に対して、「学級へ復帰するためのステップの場」として校内に設置されている部屋
	校務支援システム	児童生徒の名簿・出席簿の管理、成績処理、通知表作成等、校務を効率的に処理するためのコンピューターシステム
	個別支援員	特別支援学級及び通常の学級に在籍する様々な教育的ニーズのある児童生徒に対して、適切な支援・指導を行うため、教員の補助者として配置する支援員
	個別指導員	教育上配慮を要する児童生徒に対して直接支援を行うとともに、教員にアドバイスをを行うため、学校からの依頼により一定期間派遣する指導員
さ 行	産業医	教職員の心身の健康の保持増進にあたる専門の医師
	支援教育相談支援チーム	教育上特別な配慮を必要とする子どもへの支援について、専門的、実践的な指導・助言を行う医師、臨床心理士、関係機関等で構成するチーム
	市推薦研究事業	小中学校の研究会に、教科や領域等の教育内容や指導方法の工夫や改善について研究を指定するもので、研究成果を市の学校教育に反映させる。
	就学支援委員会	様々な課題を持つ児童生徒に対し、その教育的ニーズや必要な支援等について検討し、適切な就学相談、指導を行うための委員会

	語句	説明
さ 行	授業参観週間（学校へ行こう週間）	学校の教育活動や児童生徒の状況を保護者や地域の方に公開し、学校に対する一層の理解と協力を得るために設定された週間
	授業のユニバーサル化	特別な指導や支援を必要としている児童生徒だけでなく、学級すべての児童生徒の幅広い興味・関心や学力等に対応し、多様な学びを可能な限り保障できるような授業を行うこと。
	情緒障がい通級指導教室「コミュニケーションの教室フレンド」	友達と協調しながら楽しく学ぶことや集団行動に苦手さがあるお子さんに対して、学校生活をスムーズに送れるようにしたり、持っている力を引き出せるようにするための教室
	情報モラル	情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度
	人権教育移動教室	自他の生命を尊重し、世界の国や人々と共生していくことの大切さを学ぶ機会として、横浜国際人権センターから講師を招いて行う教室
	心理相談員	児童生徒やその保護者、教職員等の心の相談にあたる臨床心理士等
	スクールソーシャルワーカー	教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有し、児童生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図る者
	スクールボランティア	知識や技能、経験、時間などを生かし、学校の教育活動を支援するボランティア
	スタディ・サポート・スタッフ	小学校入門期である 1 年生を対象として、円滑に学校生活を送るための学習支援、生活指導にあたるスタッフ
	総合教育会議	地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、全ての地方公共団体に設置。首長と教育委員会の円滑な意思疎通を図り、連携して教育行政を推進していくための会議。平成 27 年度から設置
た 行	体力合計点	握力や反復横とび、50m走などの 8 種目の体力テストの成績を、1 から 10 点に得点化し合計したもの。
	チーム・ティーチング	2 人以上の教員が役割を分担し、協力し合いながら指導計画を立て、指導する方式。授業においては、チーフとなる教員が授業をリードし、サブとなる教員がチーフの指導を補充するなどの役割を担う。

	語句	説明
た 行	(学校施設の) 中長期整備計画	小田原市学校施設整備基本方針（平成 26 年 2 月）に基づく、中期計画（長寿命化計画、施設機能の向上）及び 長期計画（建替え計画）に該当する計画
	長寿命化改修	学校施設の老朽化対策を効率的・効果的に進めるための新しい改修方法。従来のように建築後 40 年程度で建替えるのではなく、コストを抑えながら建替え同等の教育環境の確保が可能となる。
	特別支援教育相談室「あおぞら」	市立幼稚園、小・中学校に在籍する特別な教育上の配慮を必要とする子どもや、その教育に関わる保護者、教員の相談に応じ、発達相談や相談に応じた観察、心理検査、関係機関への紹介、連携などの支援を行う相談室
な 行	認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の機能や役割を併せ持つ施設として、都道府県知事が条例に基づき認定。地域の実情や保護者のニーズに応じていくつかのタイプがある。
は 行	ヒヤリ・ハット	重大な災害や事故には至らないものの直結してもおかしくない一歩手前の出来事
	部活動地域指導者	中学校の部活動に対し、学校の実情に合わせ、技術面の指導を中心に行う地域の協力者
	不登校生徒訪問相談員	不登校生徒の学校復帰等を目的として、学校と連携し主に家庭訪問により本人、保護者への支援を行う相談員
	放課後子ども教室	すべての児童を対象として、安全・安心な子どもの居場所を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する事業
	放課後児童クラブ	保護者が就労等により家庭にいない小学生を対象に、放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供する事業
ま 行	未来へつながる学校づくり	「地域一体教育」と「幼保・小・中一体教育」を基盤とし、地域ぐるみで子どもの学びと育ちを支える、小田原のよさを生かした特色ある学校づくり

3 小田原市学校教育振興基本計画策定有識者会議構成員名簿

	氏 名	所 属 (役職等)
学識経験者	重松 克也	横浜国立大学教授
	笠原 陽子	玉川大学大学院教授
	望月 國男	秦野市教育委員 (教育長職務代理者)
市 民	綿引 いずみ	公募市民
教育委員会	栢沼 行雄	小田原市教育委員会教育長 (座長)
	和田 重宏	小田原市教育委員 (教育長職務代理者)
	萩原 美由紀	小田原市教育委員
	吉田 眞理	小田原市教育委員
	森本 浩司	小田原市教育委員
学校関係者	穂坂 明範	小田原市小学校長会代表者 (酒匂小学校)
	岩崎 由美子	小田原市中学校長会代表者 (橘中学校)
	鈴木 晶子	小田原市公立幼稚園長会代表者 (酒匂幼稚園)

4 策定の経過

年 月 日	内 容
平成 29 年 3 月 28 日	平成 28 年度第 2 回小田原市総合教育会議
平成 29 年 6 月 29 日	教育委員会事務の点検・評価 (1 回目)
平成 29 年 7 月 13 日	第 1 回小田原市学校教育振興基本計画策定有識者会議
平成 29 年 7 月 28 日	教育委員会事務の点検・評価 (2 回目)
平成 29 年 8 月 31 日	第 2 回小田原市学校教育振興基本計画策定有識者会議
平成 29 年 10 月 4 日	第 3 回小田原市学校教育振興基本計画策定有識者会議
平成 29 年 10 月 26 日	平成 29 年度第 2 回小田原市総合教育会議
平成 29 年 11 月 6 日	第 4 回小田原市学校教育振興基本計画策定有識者会議
平成 29 年 11 月 27 日	教育委員会定例会
平成 29 年 12 月 15 日 平成 30 年～1 月 15 日	パブリックコメントの実施 (意見提出者数 13 人・意見数 40 件)
平成 30 年 1 月 31 日	第 5 回小田原市学校教育振興基本計画策定有識者会議
平成 30 年 3 月 19 日	教育委員会定例会

小田原市学校教育振興基本計画

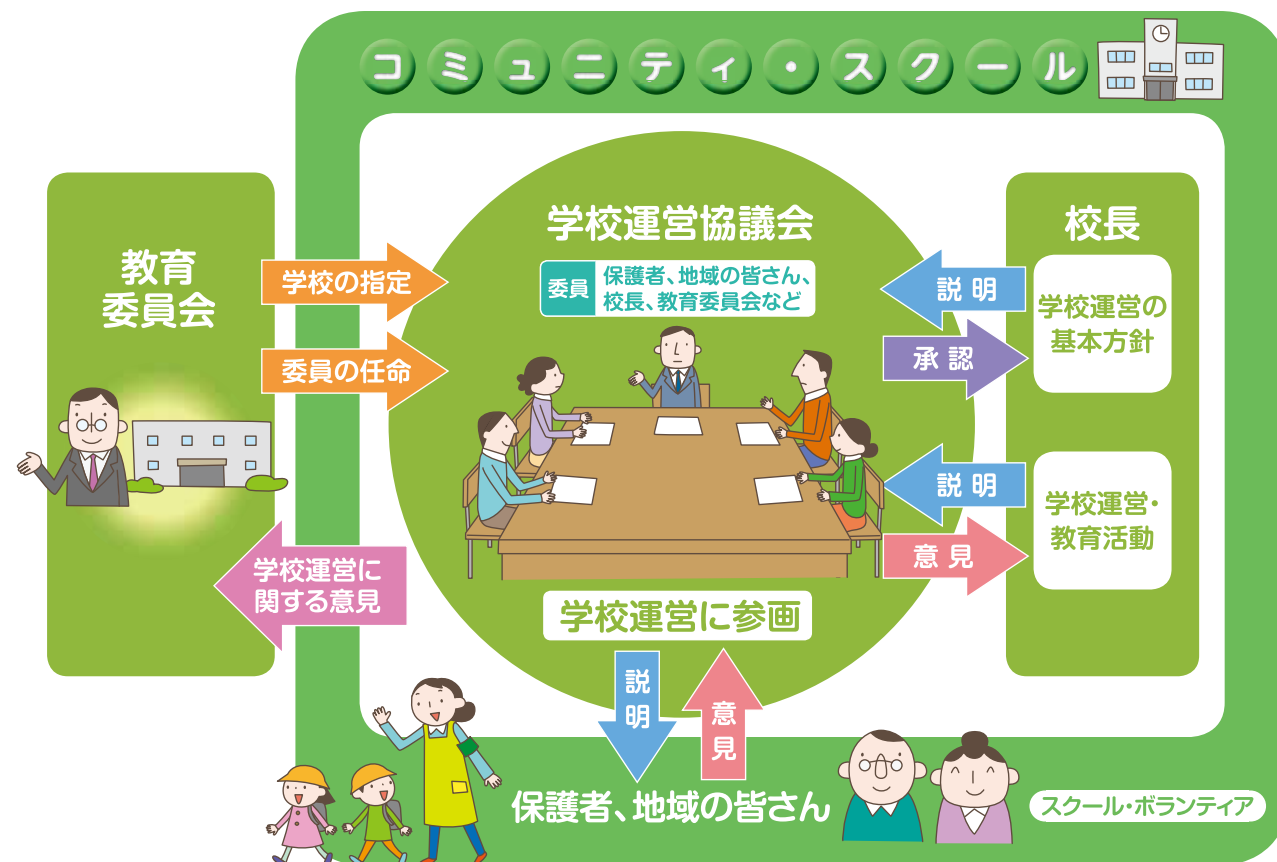
編集・発行 平成 3 0 年 3 月

小田原市教育委員会

〒250-8555 小田原市荻窪300番地

地域とともにある学校づくりを進めます

小田原市では、平成27年度から、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させるため、学校運営協議会を組織し、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進めるコミュニティ・スクールの指定に取り組んでいます。これにより、「学校と地域が情報を共有するようになる」「地域が学校に協力的になる」「地域と連携した取組が行えるようになる」等が期待されています。



大綱策定の趣旨

平成27年4月1日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、すべての公共団体に「総合教育会議」を設置し、市長と教育委員会とで、教育行政の大綱策定、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、児童・生徒等の生命・身体保護等緊急の場合に講ずべき措置などについて協議・調整することとなりました。

小田原市では、この法律に基づき、平成27年7月に総合教育会議を設置し、「小田原市学校教育振興基本計画」を踏まえ、教育の目標や施策の根本的な方針などを定める「小田原市教育大綱」について、教育委員会と検討を重ね、ここに策定の運びとなりました。

教育を取り巻く諸課題は、現代社会を映す鏡であり、教育現場だけでは解決できるものではありません。総合教育会議での検討などを通じて、市長部局と教育委員会、教育現場がしっかりと連携し、教育について総合的に検討を進めるとともに、多くの市民の教育への熱意を結集し、命を尊重し豊かに伸ばすひとづくりを力を注ぐことにより、市民一人ひとりが喜びを持って生活できるまちづくりを実現していきます。

大綱の対象期間

大綱が対象とする期間は、平成28年度から平成31年度までの4年間とします。なお、期間中においても、必要に応じて見直しを行います。



小田原市
孝文
育大
系岡



基本目標

一人ひとりの命を尊重し、豊かに伸ばすひとづくり

それぞれが持って生まれた命を尊重し、その資質を伸ばし、輝かしく花開き、実を付けるためのひとづくりを目指します。

地域ぐるみで取り組む教育環境づくり

教育は未来を拓きます。豊かで輝かしい未来をつくるため、多くの市民が社会の構成員として責任を持って教育に関わることができる環境をつくりまします。

多様性を認め、活かしていく教育のまちづくり

ひとや地域が持つ多様性を認め、伸ばし、活かしていくことが大切です。豊かな歴史・文化・自然に恵まれた小田原の資源を教育に活かし、小田原の地ならではの教育スタイルを確立します。

みんなで育てよう 教育の木

新しい風

新たな視点からのまちづくり活動

豊かで輝かしい未来へ

【重点方針】 健やかな体

様々なスポーツ活動や食育を通じて、社会を生き抜く体づくりを行うとともに、スポーツマンシップやフェアプレイの精神を学び、相手を尊重する心を養います。

【重点方針】 学校教育

変化の激しい社会を乗り越える「生き抜く力」を身に付けた「未来を拓くたくましい子ども」を、目指す子どもの姿として、本市の学校教育を推進します。

【重点方針】 学ぶ力

身に付けた知識や技能を使い、対話や体験を取り入れた学習を推進することで、学ぶ力を育みます。

【重点方針】 豊かな心

文化や芸術に触れ、本物に出会い、体験することで、多様な価値を認め、共感できる心を育てます。

【重点方針】 生活力

子どもの育ちを社会の中で支え、地域のひとびととの様々な交流や体験を通じて、子どもたちの生活力を育みます。

【重点方針】 教育施設環境

誰もが安心して学べる豊かな教育施設環境の整備を進めます。

地域とともに ある学校

安心安全な教育環境の整備

学校を支える様々なコミュニティ
地域拠点としての学校

小田原の豊かな自然・歴史・文化

【重点方針】 コミュニティ・スクール

家庭・地域・学校が対等な立場で知恵を出し合い、諸課題を解決していくことで、地域とともにある学校づくりを進めます。

【重点方針】 就学前教育

子どもたちの自己肯定感を育み、社会性の基礎の習得及び基礎体力の向上を図るなど、就学前教育の充実に努めます。

【重点方針】 家庭教育

家庭教育は、教育の土台となる生活力を養います。地域と連携しながら家庭教育への支援を行います。

学校

知
学ぶ力

生き抜く力

個性・資質

生活力

生活習慣
社会規範
基礎体力

体

健やかな体

徳

豊かな心

家庭

学校関連コミュニティ

・PTA
・スクールボランティア
・放課後子供教室 等

地域

地縁コミュニティ

・単位自治会／連合自治会
・おとなりさん 等

行政

文化スポーツコミュニティ

・芸術文化団体 等
・スポーツ団体、クラブ活動 等

社会

福祉コミュニティ

・スクールソーシャルワーカー、民生委員児童委員
・放課後児童クラブ
・生活困窮世帯学習支援 等

基本目標



一人ひとりの命を尊重し、豊かに伸ばすひとづくり

それぞれが持って生まれた命を尊重し、その資質を伸ばし、輝かしく花開き、実を付けるためのひとづくりを目指します

- ・教育施策の目標は、ひとそれぞれの命を尊重した上で、持って生まれた資質を最大限に伸ばすことにあります。教育を通じ、市民一人ひとりが喜びを持って生き、それぞれが輝けるための指導や支援を行います。
- ・家庭教育は育ちの基本です。しっかりとした社会生活を送れるよう、規範意識を育てるとともに、生活習慣・礼儀作法をはじめとする生活力を身に付ける家庭教育を大切にします。
- ・義務教育だけでなく、生涯教育を通じて、変化の激しい社会を乗り越える「生き抜く力」と、次の社会を支え、新しい社会を創り出す力を持ったひとを育てます。
- ・それぞれの成長発達段階に合わせ、家庭・地域・学校・行政がそれぞれ何をすべきか、何が実現できるのか、時宜を得た対応ができるよう、今後も継続的に検討し、教育施策として反映させていきます。



地域ぐるみで取り組む教育環境づくり

教育は未来を拓きます。豊かで輝かしい未来をつくるため、多くの市民が社会の構成員として責任を持って教育に関わることができる環境をつくります

- ・教育を取り巻く諸課題は、現代社会を映す鏡であり、学校教育だけで解決できるものではありません。教育に関わるひとたちだけでなく、様々なひとが、子どもの育ち、学びの場のあり方、求める人間像、教育を支える社会のあり方などについて、多様な視点から総ぐるみで議論し、小田原の教育について考え、実現させていきます。
- ・すべての市民、すべての児童生徒が楽しく生き生きと学べる学習環境の実現に向け、市民が総ぐるみで取り組んでいける地域の姿を確立していきます。



多様性を認め、活かしていく教育のまちづくり

ひとや地域が持つ多様性を認め、伸ばし、活かしていくことが大切です。豊かな歴史・文化・自然に恵まれた小田原の資源を教育に活かし、小田原の地ならではの教育スタイルを確立します

- ・ひとそれぞれがもつ個性や多様性を認め、それを伸ばし、活かしていくことで、ひとやまちの可能性を広げます。
- ・障害のある者となない者が可能な限り共に学ぶ仕組み（インクルーシブ教育）の実現を目指し、児童生徒それぞれの教育的ニーズに対し、自立と社会参加を見据えながら、最適な指導を行うための多様で柔軟な仕組みづくりを進めます。
- ・豊饒の森、豊饒の海を持つ小田原という土地に、しっかりと根を張る教育を行うことで、たくましい心と体、郷土を愛し大切にすることを育みます。
- ・小田原には、それぞれの地域に歴史・伝統・文化があり、街並み、産業構造、住民の気質も少しずつ異なります。こうした地域の差を「多様性」として捉え直し、それぞれの学校・地域同士が交流し、互いを学ぶことにより、小田原ならではの多様な育ちの場として教育に活かしていきます。
- ・二宮尊徳など地域の偉人から学ぶなど、小田原の地域性や歴史を活かした教育を行います。

重点方針

学ぶ力



身に付けた知識や技能を使い、対話や体験を取り入れた学習を推進することで、学ぶ力を育みます

- ・知識や技能の習得に止まらず、対話的な学びや主体的な学びを重視し、体験学習や教員の一方的な講義形式の授業とは異なり、児童生徒の能動的な参加を取り入れた授業（アクティブラーニング）等を通じて、自然環境、実社会や実生活、地域と関わる学習を取り入れ、子どもたちの学習意欲を引き出します。
- ・情報化やグローバル化が急速に進む社会に対応できるひとを育てるため、地域社会と連携しながら、子どもたちの学びを育み、社会参画への意識を高めます。

豊かな心



文化や芸術に触れ、本物に出会い、体験することで、多様な価値を認め、共感できる心を育てます

- ・芸術文化に関するアウトリーチやワークショップ等での感動体験を通じて、創造力や表現力、豊かな感性やコミュニケーション能力を養うとともに、新たな文化の担い手を育てます。
- ・多様性を主体的に受け止め、異なる考えや価値観を尊重することができる心を養うなど、多文化共生社会やグローバル化に対応できるひとを育てます。

健やかな体



様々なスポーツ活動や食育を通じて、社会を生き抜く体づくりを行うとともに、スポーツマンシップやフェアプレイの精神を学び、相手を尊重する心を養います

- ・子どもから高齢者まで、スポーツに親しむことで、体力や運動能力の向上を目指すとともに、活力ある地域社会をつくります。
- ・豊かな自然を活かした野外学習等を通じて、勘（感）を培うとともに、体力の向上を図ります。
- ・食は、健康で豊かな生活を送るための基本であることから、種まきから収穫までの体験も踏まえた食育等を通じ、社会を生き抜く体づくりに取り組みます。

生活力



子どもの育ちを社会の中で支え、地域のひとびととの様々な交流や子ども体験を通じて、子どもたちの生活力を育みます

- ・地域や様々な市民の協力を得て、交流や体験活動など、健やかでのびやかな根をしっかり張れるような教育環境づくりを進めます。
- ・放課後子ども教室や地域活動等への参加を促し、体験プログラムや交流プログラム、地域づくり体験や職業体験等を通じ、子どもの育ちにつながる能動的な力や生活力を育みます。

家庭教育



家庭教育は、教育の土台となる生活力を養います。地域と連携しながら家庭教育への支援を行います

- ・家庭における教育は、すべての教育の基礎となる生活習慣や食習慣、規範意識、基礎体力等の育成につながるものであることから、その力を高めることが求められています。
- ・家庭教育の重要性を見直し、「おだわらっ子の約束」の普及啓発をさらに進めるとともに、核家族化等により孤立しがちな子育て環境に広がりを持つことができるよう、地域等と連携しながら、家庭教育への支援を行います。

就学前教育



子どもたちの自己肯定感を育み、社会性の基礎の習得及び基礎体力の向上を図るなど、就学前教育の充実に努めます

- ・就学前教育は、学習や労働への意欲の向上、努力や忍耐力の育成等に有効とされています。子どもたちの貧困化率が高まる中、就学前教育の重要性を踏まえ、遊びや運動、スポーツ等を通じて子どもたちの基礎体力の向上に取り組むとともに、家庭と協力し、基本的な生活習慣や食習慣、自己尊重感を育みます。
- ・就学前における就学相談や就学支援を図るなど、就学前から、すべての家庭が安心して子育てできる環境を整備します。

学校教育



変化の激しい社会を乗り越える「生き抜く力」を身に付けた「未来を拓くたくましい子ども」を、目指す子どもの姿として、本市の学校教育を推進します

- ・本市の目指す「未来を拓くたくましい子ども」の実現を図るため、学校教育において、生きる土台としての「確かな学力」、様々なひととの関わりや体験活動などを通して得られる「豊かな心」、生涯を通して運動やスポーツに親しむことができる「健やかな体」の育成に努めます。
- ・連携教育の成果や課題を踏まえ、地域一体教育、幼保・小・中一体教育のさらなる充実に向けた調査研究を行うとともに、質の高い教育活動を行うため、教職員への研修等の充実に図り、授業力や教師力の向上を目指します。

コミュニティ・スクール



家庭・地域・学校が対等な立場で知恵を出し合い、諸課題を解決していくことで、地域とともにある学校づくりを進めます

- ・学校運営協議会等を通じて、家庭・地域・学校が対等な関係で連携・協働して、防犯や防災、いじめ防止、地域の諸課題を共有し、解決していくことにより、学校と地域がともに活気を帯び、豊かになるような学校運営を進めます。
- ・学校を地域コミュニティの拠点として位置付け、地域の様々な活動が統合される場、世代を超え、ひととひとを繋ぐ場となるような仕組みづくりに取り組んでいきます。
- ・災害に強いまちをつくるため、学校においても、自らの命を守るとともに、地域のために自分たちができることを考え、行動できる防災教育を推進します。

教育施設環境



誰もが安心して学べる豊かな教育施設環境の整備を進めます

- ・学校施設は、児童生徒が安全で快適に学習し、生活する場としての機能が求められることはもとより、災害時の広域避難所や今後の地域コミュニティの拠点としても活用されるものであることから、必要な改修等を計画的に推進するとともに、良好な教育環境の創出についても取り組んでいきます。



わが家の行動目標！



1 早寝 早起きして 朝ごはんを食べます

- ① テレビの時間を決め、けじめのある生活をします。
- ② 好き嫌いせず、三食残さずしっかり食べます。
- ③ 自分のことは、自分でできるようにします。

わが家の目標！（ ）

2 明るく笑顔であいさつします

- ① はきはきと、正しい言葉遣いであいさつします。
- ② 家族で朝「おはよう」のあいさつをします。
- ③ 学校、地域で、心のこもったあいさつをかわします。

わが家の目標！（ ）

3 「ありがとう」「ごめんなさい」を言います

- ① 感謝の気持ちをもちます。
- ② 過ちは素直に認め、謝る気持ちを持ちます。
- ③ 「ありがとう」「ごめんなさい」が素直に言えることになります。

わが家の目標！（ ）

4 人の話をきちんと聞きます

- ① 人の話をしっかり聞き、その場に合う言動がとれるようにします。
- ② 自分と異なる意見に耳を傾け、正しい考えや意見に従います。
- ③ 家族との会話を大切にします。

わが家の目標！（ ）

5 もったいないことをしません

- ① 自然環境を考え、電気・水道など資源を無駄遣いせず、節約に努めます。
- ② みんなが使う物は丁寧に使用し、大切にします。
- ③ 物を大切にし、すぐに新しい物を欲しがらず、我慢します。

わが家の目標！（ ）

6 どんな命でも大切にします

- ① 生き物を飼ったら、最後まで責任を持って育てます。
- ② 自然や動植物を大切に育てます。
- ③ 自分の命も人の命も大切にします。

わが家の目標！（ ）

7 決まり 約束を守ります

- ① 家族や友達との約束を守ります。
- ② 学校や社会の決まりやルールを守ります。
- ③ 自他の権利を大切にし、義務を果たします。

わが家の目標！（ ）

8 人に迷惑をかけません

- ① 公共の場所でマナーを守ります。
- ② 人の嫌がることをしません。
- ③ 自分勝手な行動を慎みます。

わが家の目標！（ ）

9 優しい心で みんなと仲良くします

- ① 相手の気持ちや立場に立って、行動します。
- ② 困っている人たちを助けます。
- ③ 家族や友だちを思いやり、大切にします。

わが家の目標！（ ）

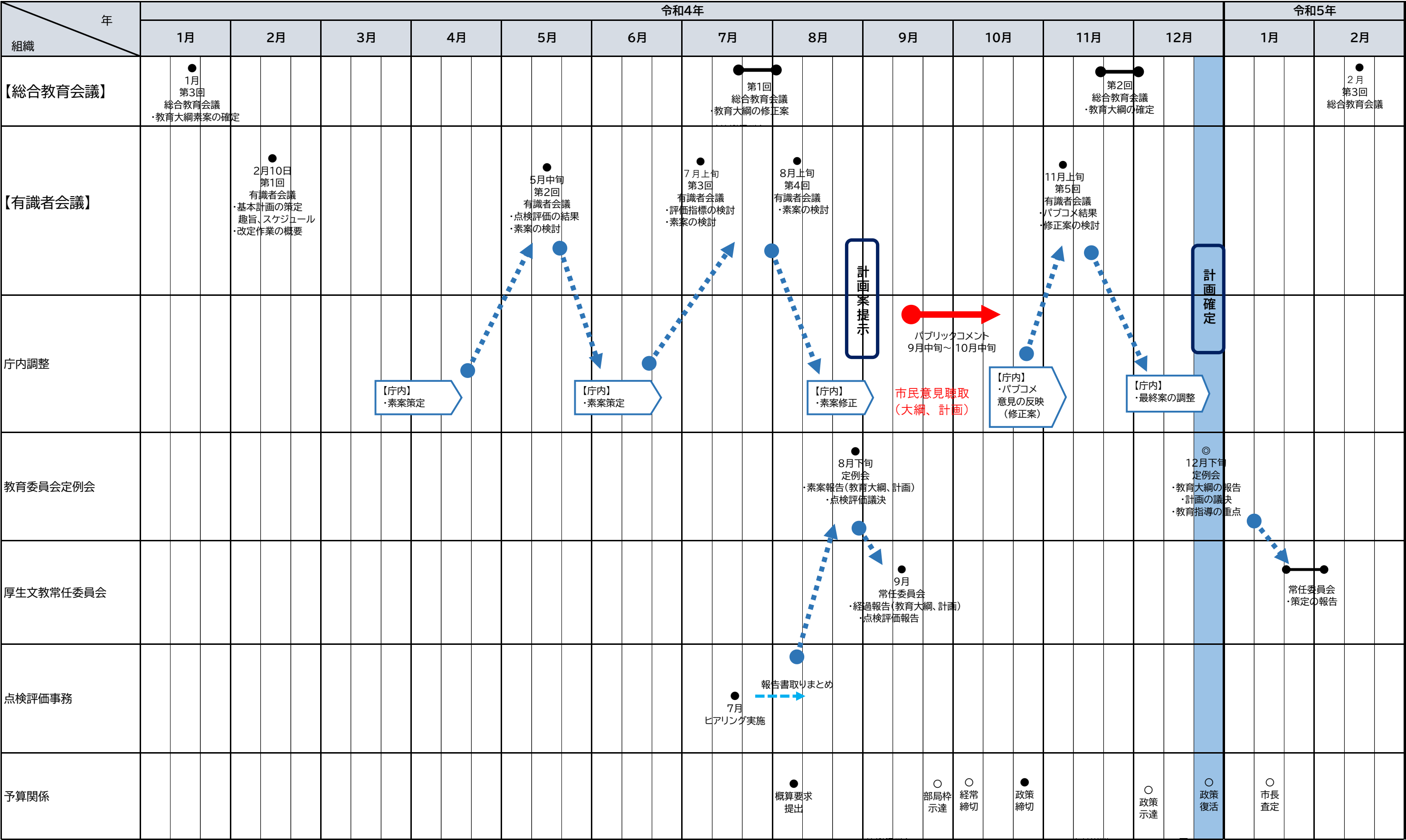
10 「悪いことは悪い」と言える勇気をもちます

- ① いじめや不正を決して許さず、正義を貫きます。
- ② まちがったことに対し、自分の意見をはっきり言います。
- ③ うそをついたり、卑怯な振る舞いをしません。

わが家の目標！（ ）

小田原市では、子どもたちに守ってもらいたいルールや身につけて欲しいことなどを公募し、平成19年1月に『おだわらっ子の約束』として、10の約束にまとめました。ぜひ各家庭で「わが家の行動目標」を話し合い、定めてみてください。

教育大綱、教育振興基本計画 策定スケジュール(案)



小田原市教育大綱（改定素案）のポイント

1 改定の方向性

現行の教育大綱の考え方をベースとした上で、昨今の教育行政を取り巻く動向についても協議するとともに、今年度新たに策定する第6次総合計画との整合性を図りつつ、新たな時代に対応するため、教育大綱を見直すことを基本に検討を行う。

【基本目標】

デジタル化・公民連携・グローバル化

一人ひとりの命を尊重し、
豊かに伸ばすひとづくり

- ・ 家庭教育支援の視点を追加

地域ぐるみで取り組む教育環境づくり

- ・ 公民連携の視点を追加

多様性を認め、生かしていく教育のまちづくり

- ・ デジタル化、グローバル化の視点を追加
- ・ 社会力に関する記述を追加

【新規】

生涯学び、活躍する社会を築く環境づくり

- ・ 文化、芸術、スポーツに関する生涯学習の視点を設ける

【重点方針】

学ぶ力

豊かな心

健やかな体

関わる力
(※生活力)

家庭教育支援
(※家庭教育)

幼児教育・保育
(※就学前教育)

学校教育

地域とともにある学校
(※コミュニティ・スクール)

教育環境整備
(※教育施設環境)

【改定のポイント】

- ・ グローバル化の記述を拡充
- ・ 多様性の視点に男女共同・多文化共生を追加
- ・ 生命の大切さや他人を思いやる道徳性を追加
- ・ 生涯スポーツに障がい者スポーツの視点を追加
- ・ 感染症予防の項目を追加
- ・ 主体性や社会参画力を身に付けることの項目を追加
- ・ ひとやもの、出来事との関わり合いの項目を追加
- ・ 家庭・地域・学校・行政が連携し家庭教育支援を実施する項目を追加
- ・ 小学校入学前の家庭との連携の視点を追加
- ・ 公民連携による幼児教育・保育の質の向上の項目を追加
- ・ 教員のICT活用指導力の向上の項目を追加
- ・ 公民連携の視点を追加
- ・ 学校生活や登下校中の安全確保の項目を追加
- ・ 新しい学校づくりの項目を追加

※括弧内は現大綱の名称

小田原市教育大綱（改定素案）

I 基本目標

一人ひとりの命を尊重し、豊かに伸ばすひとづくり

それぞれが持って生まれた命を尊重し、その資質を伸ばし、輝かしく花開き、実を付けるためのひとづくりを目指します

- ・ひとそれぞれの命を尊重し、持って生まれた資質を最大限に伸ばすことを教育施策の目標として、市民一人ひとりが喜びを持って生き、それぞれが輝けるための指導や支援を行います。
- ・家庭教育は全ての教育の出発点であり、家庭や地域全体で生活習慣・礼儀作法をはじめとする生活力を育むため、家庭教育の支援の充実を図ります。
- ・学校教育だけでなく、生涯学習を通じて、変化の激しい社会を乗り越える生き抜く力と、次の社会を支え、新しい社会を創り出す力を持ったひとを育てます。
- ・それぞれの成長発達段階に合わせ、家庭・地域・学校・行政がそれぞれ何をすべきか、何が実現できるのか、適時適切な対応ができるよう、今後も継続的に検討し、教育施策に反映させていきます。

地域ぐるみで取り組む教育環境づくり

豊かで輝かしい未来をつくるため、家庭・地域・学校・行政や民間事業者等が連携し、多くの市民が社会の構成員として責任を持って教育に関わることができる環境をつくれます

- ・教育を取り巻く諸課題は、現代社会を映す鏡であり、学校教育だけで解決できるものではないという認識の下、教育に関わるひとたちだけでなく、様々なひとが、子どもの育ち、学びの場の在り方、求める人間像、教育を支える社会の在り方などについて、多様な視点から総ぐるみで議論し、小田原の教育について考え、実現させていきます。
- ・全ての市民が楽しく生き生きと学べる学習環境の実現に向け、家庭・地域・学校・行政や民間事業者等が連携し、市民が総ぐるみで取り組んでいける地域の姿を確立していきます。

多様性を認め、**生**かしていく教育のまちづくり

ひとや地域が持つ多様性を認め合い、伸ばし、**生**かしていくとともに、**デジタル化社会に向けた教育を推進します。また、幅広い分野で国際的に活躍できる人材を育成するため、豊かな歴史・文化・自然に恵まれた小田原の資源を教育に生かし、社会力を育む小田原の地ならではの教育スタイルを確立します。**

- ・ひとそれぞれが持つ個性や多様性を認め、それを伸ばし、**生**かしていくことで、**一人ひとりが充実した人生を送り、より良い地域社会を創るための社会力を育みます。**
- ・障がいのあるなしに関係なく、可能な限り共に学ぶ**インクルーシブ教育**の実現を目指し、ひとそれぞれの教育的ニーズに対し、自立と社会参加を見据えながら、最適な教育活動を行うための多様で柔軟な仕組みづくりを進めます。
- ・「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、ICTを活用していきます。
- ・森里川海が「ひとつらなり」となった自然豊かな小田原という土地に、しっかりと根を張る教育を**行い**、たくましい心と体、郷土を愛し大切にする心を育みます。
- ・二宮尊徳など地域の偉人から学ぶなど、小田原の地域性や歴史を**生**かした教育を行います。
- ・**小田原の地域ごとの歴史・文化、街並み、産業構造、住民気質を「多様性」として捉え直し、小田原ならではの多様な育ちの場として教育に生かしていきます。**

生涯学び、活躍する社会を築く環境づくり

人生 100 年時代を迎えるにあたり、社会課題を解決しながら、一人ひとりが心豊かに暮らせるため、誰もが学び続け、活躍することができる環境をつくれます

- ・小田原三の丸ホールを中心に、市内各所で子どもから大人まで幅広い世代の市民が文化・芸術に触れる機会を創出していきます。
- ・デジタル化などにより図書館の利便性を向上させるほか、多様な学習の機会と情報の提供を通じて、市民が主体となった学習活動を推進し、生涯学習の振興を図ります。
- ・誰もが身近にスポーツができるよう、市民が主体となったスポーツ振興を促進するとともに、スポーツ施設の在り方を検討し、整備を進め、生活の中にスポーツを浸透させます。

2 重点方針

【学ぶ力】

身に付けた知識や技能を使い、対話や体験を取り入れた学習を推進し、学ぶ力を育みます

- ・知識や技能の習得にとどまらず、社会生活の中でそれらを活用しながら、自ら課題を発見し、その解決に向けて主体的・協働的に研究し、更に生かしていくための主体的・対話的な学びを実践します。
- ・主体的・対話的で深い学びを実現するため、「アクティブラーニング」や体験学習等を通じて、学び合う力を高めます。
- ・情報化やグローバル化が急速に進む社会に対応できるひとを育てるため、地域社会と連携しながら、子どもたちの学ぶ力を育み、社会参画への意識を高めるとともに、将来、幅広い分野で国際的に活躍できる子どもを育てます。

【豊かな心】

文化や芸術に触れ、本物に出会い、体験することで、感性を育むとともに、個性や多様性を尊重し、他人を思いやる心など、豊かな人間性と社会性を育てます

- ・子どもから大人まで幅広い世代の市民が文化・芸術などに親しみながら自分の可能性を開花させることができるとともに、学ぶ喜びをいつでも感じられ、生涯にわたり学びが継続できる環境を整備します。
- ・多様性を主体的に受け止め、異なる考えや価値観を尊重することができる心を養うなど、男女共同参画や多文化共生に理解を深め、グローバル化に対応できるひとを育てます。
- ・生命を大切にする心や他人を思いやる心などの道徳性を身に付けるとともに、人権教育を推進し、一人ひとりの命を大切にする心を育てます。

【健やかな体】

様々なスポーツ活動や食育を通じて、社会を生き抜く体づくりを行い、スポーツマンシップやフェアプレイの精神を学び、相手を尊重する心を養うとともに、心身ともに健康で安全な生活態度を身に付けます

- ・年齢、性別、障がいのあるなしに関係なく、スポーツに親しみ、体力や運動能力の向上を目指すとともに、活力ある地域社会をつくれます。
- ・食育等を通じて、食が健康で豊かな生活を送るための基本であることの理解を深め、食に関する感謝の心を育むとともに、豊かな自然を生かした野外活動を取り入れるなど社会を生き抜く体づくりに取り組みます。
- ・健康で安全な生活を送ることができるよう、感染症等の予防について正しく理解し、生涯を通じて健康に過ごすための望ましい生活習慣が身に付く取組を推進します。

【関わる力】

ひとが多様な関わり合いの中で自立し、様々な交流や体験を通じて、他者と協働することで社会参画力を身に付け、生涯にわたって生き抜く力を育みます

- ・交流や体験活動などを通じて、日常生活における様々な課題解決を主体的に担うことができる力を身に付け、健やかで伸びやかな根をしっかりと張れるような教育環境づくりを進めます。
- ・地域活動等への参加を促し、体験プログラムや交流プログラム、地域づくり体験や職業体験等を通じ、子どもの育ちにつながる能動的な力や生活力を育みます。
- ・ひとやもの、様々な出来事との関わり合いを実体験を通して学ぶことで、自らが関わることの喜びや大切さに気づき、違いを認め合いながら、生き抜く力の基礎を育てます。

【家庭教育支援】

家庭・地域・学校・行政が連携しながら教育の土台となる家庭教育への支援を行います

- ・全ての教育の基礎となり、生活習慣や食習慣、規範意識、基礎体力等の育成につながる家庭教育は重要であることから、「おだわらっ子の約束」の普及啓発を更に進めるとともに、家庭・地域・学校・行政が連携しながら、家庭教育への支援を行います。
- ・保護者が安心して子育てや教育に取り組むことができ、更に家庭における教育力の向上を図るため、地域等との連携・協力を図りながら、乳幼児期からの親子の育ちを支える環境づくりを推進します。

【幼児教育・保育】

子どもたちの自己肯定感や主体性を育み、社会性の基礎の習得や基礎体力の向上を図るなど、幼児教育・保育の充実に努めます

- ・子どもたちの自発的な活動を通じて、様々な事象に関わる力や基礎体力など小学校以降の学びに向かう力、生涯を生き抜く力の基盤を育みます。
- ・小学校入学前の就学相談や就学支援の充実に図るとともに、家庭教育の自主性を尊重しながら家庭や小学校などと連携を図り、子どもの育ちを支えていきます。
- ・民間の幼稚園・保育所等との連携及び適切な役割分担により、市全体の幼児教育・保育の質の向上に取り組めます。

【学校教育】

変化の激しい社会を乗り越える「生き抜く力」を身に付けた「未来を創るたくましい子ども」を、目指す子どもの姿として、本市の学校教育を推進します

- ・本市の目指す「未来を創るたくましい子ども」の実現を図るため、学校教育において、生きる土台としての「学ぶ力」、様々なひととの関わりや体験活動などを通して得られる「豊かな心」、生涯を通して運動やスポーツに親しむことができる「健やかな体」、様々な関わりを持つことで自己を高める「関わる力」の育成を目指します。
- ・地域一体教育、幼保・小・中一体教育の成果や課題を踏まえ、更なる充実に向けた調査研究を行うとともに、質の高い教育活動を行うため、教員の研修等の充実等を図り、教員をしっかりと支えながら、授業力や教師力を向上させます。
- ・教員の ICT 活用指導力の向上を図るとともに、最新の技術を活用しながら、多様な子どもたち一人ひとりに個別最適化した学びや創造性を育む学びを実現します。

【地域とともにある学校】

家庭・地域・学校・行政だけでなく、民間事業者等を含めたあらゆる主体が地域全体で子どもたちの学びや成長を支え、連携・協働しながら地域とともにある学校づくりを進めます

- ・学校運営協議会等を通じて、家庭・地域・学校・行政が対等な関係で連携・協働して、防犯や防災、いじめ防止、地域の諸課題を共有し、解決していくことにより、学校と地域がともに活気を帯び、豊かになるような学校運営を進めます。
- ・学校を地域コミュニティの拠点として位置付け、民間事業者等を含めたあらゆる主体と連携しながら地域の様々な活動が統合される場、世代を超え、ひととひとをつなぐ場となるような仕組みづくりに取り組んでいきます。
- ・災害に強いまちをつくるため、自らの命を守るとともに、地域のために自分たちができることを考え、行動できる防災教育を推進します。

【教育環境整備】

子どもたちの未来にとって望ましい教育環境の在り方について地域と共有しながら、誰もが安心して学べる良質な教育環境の整備を進めます

- ・学校施設は、子どもたちが学び、生活をする場であるとともに、地域コミュニティの活動の場や災害時の避難所としての役割も果たす重要な施設であることから、必要な改修等を計画的に実施し、適切に維持管理していきます。
- ・学校生活や登下校中などにおける子どもたちの安全確保のため、家庭や地域社会と連携した取組を進めていきます。
- ・子どもたちの未来にとっての望ましい教育環境づくりを目指し、新しい学校づくりに取り組むほか、時代の変化に対応した質の高い教育を実現するため、常に新たな視点で教育の在り方を見直していきます。

教育大綱・教育振興基本計画・総合計画の体系

教育大綱

基本目標

- 一人ひとりの命を尊重し、豊かに伸ばすひとづくり
公民連携
- 地域ぐるみで取り組む教育環境づくり
公民連携
- 多様性を認め、生かした教育のまちづくり
公民連携 デジタル技術の活用
- 生涯学び、活躍する社会を築く環境づくり

学校教育振興基本計画

おだわらっ子の約束

小田原市の目指す子ども像

未来を創るたくましい子ども

自ら考え表現する力

命を大切にする心

健やかな心と体

ふるさとへの愛

夢への挑戦

子どもの育ちを支える姿勢
「命・地域・信頼」

- 子どもの命を最優先に守ります。
- 地域ぐるみで、子どもを育てます。
- 互いに信頼しあえる関係を築きます。

学校教育振興基本計画

(令和4年度に改定)

施策の展開

おだわらっ子の約束の推進

家庭

①おだわらっ子の約束の普及と実践

重点方針

基本施策(*関連等再掲)

第6次総合計画・重点施策

1	学ぶ力	質	国際化・グローバル化	①学力向上の推進	←	「新たな学び」の実現に向けた取組の推進 新しい学校づくりの推進 ICT教育の充実
				②学習指導の充実		
				*読書活動の充実 *情報教育の充実 *共に学び共に育つための教育の推進		
2	豊かな心	質	国際化・グローバル化	①情操教育の充実	←	多文化共生の推進 子どもたちの国際理解の促進 歴史・文化資源の魅力向上による交流促進
				②道徳教育の充実		
				③人権教育の充実		
3	健やかな体	質	国際化・グローバル化	④読書活動の充実	←	多文化共生の推進 子どもたちの国際理解の促進 歴史・文化資源の魅力向上による交流促進
				⑤児童生徒指導の充実		
				*共に学び共に育つための教育の推進		
4	関わる力	質	国際化・グローバル化	①学校体育・部活動の充実	←	スポーツ環境の整備
				②食育の推進、学校給食の充実		
				③学校保健の充実		
5	家庭教育支援	質	国際化・グローバル化	①子育て支援の充実	←	切れ目のない子育て支援の充実 ICT教育の充実 子どもの安全対策の推進 多文化共生の推進
				②キャリア教育の充実		
				③環境教育の充実		
6	幼児教育・保育	質	国際化・グローバル化	④情報教育の充実	←	切れ目のない子育て支援の充実 ICT教育の充実 子どもの安全対策の推進 多文化共生の推進
				⑤防災教育の充実		
				⑥安全教育の充実		
7	学校教育	質	国際化・グローバル化	*子どもの居場所づくりの推進	←	切れ目のない子育て支援の充実 ICT教育の充実 子どもの安全対策の推進 多文化共生の推進
				①家庭教育への支援		
				②家庭学習の推進		
8	地域とともにある学校	質	国際化・グローバル化	*おだわらっ子の約束の普及と実践	←	切れ目のない子育て支援の充実 ICT教育の充実 子どもの安全対策の推進 多文化共生の推進
				①幼児教育の充実		
				②幼保一体化の検討		
9	教育環境整備	質	国際化・グローバル化	*共に学び共に育つための教育の推進	←	切れ目のない子育て支援の充実 ICT教育の充実 子どもの安全対策の推進 多文化共生の推進
				①教職員の資質の向上		
				②子どもと向き合う時間の確保		
10	家庭教育支援	質	国際化・グローバル化	③教育課題を明らかにする調査・研究の推進	←	切れ目のない子育て支援の充実 ICT教育の充実 子どもの安全対策の推進 多文化共生の推進
				④教育課程の改善・充実		
				⑤共に学び共に育つための教育の推進		
11	学校教育	質	国際化・グローバル化	⑥家庭への支援	←	切れ目のない子育て支援の充実 ICT教育の充実 子どもの安全対策の推進 多文化共生の推進
				⑦教育委員会の機能の充実		
				⑧情報提供の充実		
12	地域とともにある学校	質	国際化・グローバル化	⑨市長部局との連携強化	←	切れ目のない子育て支援の充実 ICT教育の充実 子どもの安全対策の推進 多文化共生の推進
				*子育て支援の充実		
				*子どもの居場所づくりの推進		
13	教育環境整備	質	国際化・グローバル化	*学校ICT化の推進	←	切れ目のない子育て支援の充実 ICT教育の充実 子どもの安全対策の推進 多文化共生の推進
				①地域とともにある学校づくりの推進		
				②小田原のよさ(特性)を生かした学習の推進		
14	家庭教育支援	質	国際化・グローバル化	③子どもの居場所づくりの推進	←	切れ目のない子育て支援の充実 ICT教育の充実 子どもの安全対策の推進 多文化共生の推進
				*子育て支援の充実		
				*防災教育の充実		
15	学校教育	質	国際化・グローバル化	*家庭教育への支援	←	切れ目のない子育て支援の充実 ICT教育の充実 子どもの安全対策の推進 多文化共生の推進
				①教育環境の整備		
				②学校ICT化の推進		
16	地域とともにある学校	質	国際化・グローバル化	③学校安全の充実	←	切れ目のない子育て支援の充実 ICT教育の充実 子どもの安全対策の推進 多文化共生の推進
				④災害対策の強化		

第6次総合計画	施策	詳細施策	※重点方針へ含める
17	歴史資産	1 小田原城などの整備・活用	⇒ 2 豊かな心
		2 文化財の保存と活用	⇒ 2 豊かな心
		3 歴史まちづくりの推進	⇒ 2 豊かな心
		4 郷土についての学びの推進	⇒ 2 豊かな心
18	文化・スポーツ・生涯学習	1 文化・芸術の振興	⇒ 2 豊かな心
		2 文化交流の推進	⇒ 2 豊かな心
		3 図書館サービスの充実	⇒ 2 豊かな心
		4 生涯スポーツの振興	⇒ 3 健やかな体
		5 生涯学習の振興	⇒ 2 豊かな心

第6次総合計画

「世界が憧れるまち“小田原”」

まちづくりの目標

生活の質の向上

地域経済の好循環

豊かな環境の継承

まちづくりの推進エンジン

行政経営

公民連携・若者女性活躍

デジタルまちづくり

教育大綱の重点方針

重点方針	重点施策	3 教育・子育て	生活の質の向上
関連重点方針	(1) 質の高い学校教育		
	2030年の目標	将来の夢を持つ児童生徒の割合 100 %	
1 学ぶ力	① 「新たな学び」の実現に向けた取組の推進		
7 学校教育			
4 関わる力			
1 学ぶ力			
9 教育環境整備	② ICT教育の充実		
1 学ぶ力			
	③ 新しい学校づくりの推進		
(2) 子ども・子育て支援			
	2030年の目標	保護者の4人中3人が子育て環境や支援に満足	
4 関わる力	① 切れ目のない子育て支援の充実		
5 家庭教育支援			
5 家庭教育支援			
8 地域とともにある学校			
9 教育環境整備	② 家庭教育支援の推進		
4 関わる力			
	③ 子どもの安全対策の推進		
(3) 幼児教育・保育の質の向上			
	2030年の目標	保護者から選ばれる多様で特色ある質の高い幼児教育・保育を全ての公私幼保施設で実践	
6 幼児教育・保育	① 公私幼保が連携した質の向上の取組		
6 幼児教育・保育			
6 幼児教育・保育			
	② 公立幼保施設の再編・整備		
	③ 幼保一体化の取組、働き方改革		
重点施策 5 歴史・文化			
	地域経済の好循環		豊かな環境の継承
	(1) 歴史・文化資源の魅力向上による交流促進		
	2030年の目標	小田原城天守閣・歴史的建造物・観光交流センターの年間来場者数 110万人	
2 豊かな心	① 小田原城の保存活用と木造化等の天守の整備を含めた調査研究		
9 教育環境整備			
2 豊かな心			
9 教育環境整備			
2 豊かな心	② 公民連携による歴史的建造物の利活用		
9 教育環境整備			
2 豊かな心	③ 観光交流センターを核とした回遊性の向上		
9 教育環境整備			
(2) 文化・スポーツを通じた地域活性化			
	2030年の目標	文化・芸術・スポーツに触れる機会と活動の場が整い、そのことが地域の活性化にも波及している (小田原城三の丸ホール年間来場者数50万人、スポーツ施設の年間利用者数115万人)	
2 豊かな心	① (仮称)文化によるまちづくり基本計画に沿った施策の推進		
9 教育環境整備			
2 豊かな心			
9 教育環境整備			
3 健やかな体	② 小田原三の丸ホールの運営、指定管理への移行		
9 教育環境整備			
	③ スポーツ環境の整備		
(3) 世界とつながる機会の創出			
	2030年の目標	外国籍住民の日本語教育が浸透し、日常生活での交流が生まれているとともに、学校における外国語教育もあいまって、海外に出て学びたい、活動したいと思う子どもが増えている	
2 豊かな心	① 多文化共生の推進		
4 関わる力			
2 豊かな心			
1 学ぶ力			
	② 子どもたちの国際理解の促進		

第6次小田原市総合計画 行政案

【概要版】

序論

策定趣旨

計画の構成と計画期間

- 本計画は、基本構想と実行計画の2層構造としています。
- 基本構想は、令和12年度(2030年度)に実現を目指す将来都市像とまちづくりの目標を明示しています。
- 実行計画は、将来都市像を具現化するための各施策を示す計画として策定し、計画期間を1期3年とします。(重点施策は9年)

ウィズコロナ、ポストコロナ社会に向けた視座

社会情勢の変化と本市の課題

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響
- ② 地方創生の推進
- ③ SDGsの取組
- ④ 価値観の多様化と共生社会
- ⑤ 地球環境問題の深刻化と脱炭素社会
- ⑥ 安全・安心の意識の高まり
- ⑦ 社会のグローバル化
- ⑧ デジタル化社会に向けた取組
- ⑨ 急速な社会経済情勢の変化と公民連携
- ⑩ コンパクトなまちづくり
- ⑪ 行政に求められるもの

市民アンケート調査結果

基本構想

まちづくりの理念と2030年に目指すまちの姿

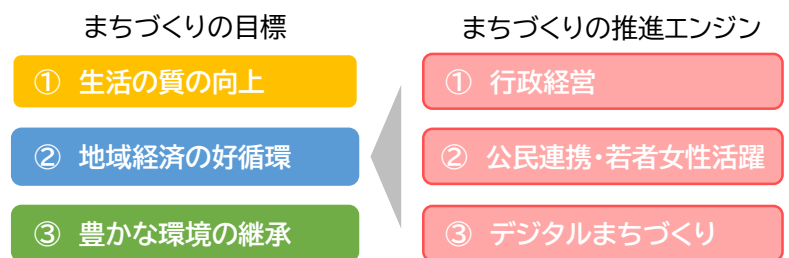
小田原には、森里川海がひとつとなりとなった豊かな自然環境、先人より継承された文化・伝統産業、そして、我が国でも特筆すべきレベルに成長した市民力や地域力といった人の力があります。また、都心からほど良い距離にあり、鉄道や高速道路などのインフラが整備されている都市という要素は、未来に向かって発展していくための重要な礎です。

こうした基盤を活かしながら、人、地域、時代をつなぐまちづくりの視点を大切にし、次世代に責任を持てる持続可能なまちを築くため、将来都市像を次の通り掲げます。

2030年に目指す小田原の姿 「世界が憧れるまち“小田原”」

小田原の「豊かな環境の継承」を土台に、スピード感を持ったまちづくりを進め、「生活の質の向上」と「地域経済の好循環」の具現化により、小田原に人や企業を呼び込み、人口20万人規模の都市を目指します。そして、ポストコロナ社会を視野に入れながら、小田原の魅力を最大限に磨き上げ、国内外の人たちが、行ってみたい、住んでみたいと憧れ、そして住む人に住み続けたいと思ってもらえる「世界が憧れるまち“小田原”」の実現につなげていきます。

まちづくりの目標と推進エンジン



実行計画（重点施策）

1 医療・福祉

- ① 安心の地域医療体制
- ② 地域共生社会の実現
- ③ 健康寿命の延伸

2 防災・減災

- ① 地域国土強靱化の推進
- ② 地域防災力の強化

3 教育・子育て

- ① 質の高い学校教育
- ② 子ども・子育て支援
- ③ 幼児教育・保育の質の向上

4 地域経済

- ① 企業誘致の推進
- ② 多様な働き方環境の整備
- ③ 地域資源を生かしたビジネス展開

5 歴史・文化

- ① 歴史・文化資源の魅力向上による交流促進
- ② 文化・スポーツを通じた地域活性化
- ③ 世界とつながる機会の創出

6 環境・エネルギー

- ① 再生可能エネルギーの導入促進
- ② 地域循環共生圏の構築と森づくり

7 まちづくり

- ① 小田原駅・小田原城周辺のまちづくり
- ② 地域特性を生かしたまちづくり

基本構想に掲げるまちづくりの目標とあわせ、9年間で特に重点的かつ分野横断的に取り組む施策を重点施策として取りまとめています。

人口シナリオ

本市の人口を増加させていくためには、「出生増」、「社会増」、「死亡減」の命題に取り組んでいく必要があります。

「社会増」を、本市人口増加策のメインとなる命題とし、これまで展開してきた移住プロモーションをはじめとした小田原暮らしの「訴求」と、住まい・仕事・子育て支援策等の暮らしのための「環境整備」を両輪として、移住定住促進策を展開していきます。

重点施策に掲げる取組を総動員しながら、当面は、拡大する自然減を社会増で補完し、人口減少に歯止めをかける段階を目指していきます。その段階に至ることができれば、社会増の影響が自然減抑制(出生増)にも影響を与えはじめることから、取組を継続・進化させることで、「人口20万人規模の都市」の実現を図っていきます。

実行計画（施策体系）

実行計画では、市民の暮らしが縦割りの施策を越えて成り立っていることを踏まえ、各施策が持つ目的や目標を広い視点で捉え、3つの目標に対して25の施策と3つの推進エンジンを位置付け、横断的な施策展開ができる施策体系としています。

※ 目標の色 黄：生活の質の向上、青：地域経済の好循環、緑：豊かな環境の継承

施策	目標	詳細施策
1 地域福祉・多様性の尊重		1 重層的支援体制の構築 2 地域福祉活動への支援 3 セーフティネットの充実 4 多様性が尊重される社会の実現
2 高齢者福祉		1 生きがいづくりの促進 2 高齢者支援・相談体制の充実 3 介護サービスの提供
3 障がい者福祉		1 障がい者支援・相談体制の充実 2 障がい者権利擁護の推進 3 障がい者サービスの充実 4 障がい者社会参加の促進
4 健康づくり		1 保健予防の充実 2 健康増進・介護予防の推進 3 食育の推進
5 地域医療		1 地域医療連携の推進 2 救急医療体制の充実 3 市立病院の健全経営 4 新病院の建設
6 消防・救急		1 消防組織体制の強化 2 消防・救急対応力の強化 3 火災予防の推進 4 持続可能な消防団体制の構築
7 防災・減災		1 災害被害軽減の推進 2 災害時即応体制の強化 3 地域防災力の強化 4 危機管理体制の整備
8 安全・安心		1 地域の安全確保 2 交通安全活動の推進 3 暮らしの相談・消費者行政の推進
9 地域活動・市民活動		1 地域における課題解決の支援 2 市民活動の支援 3 まちづくりの担い手育成
10 子ども・子育て支援		1 子育て支援の充実 2 幼児教育・保育の質の向上 3 切れ目のない支援体制の確立 4 青少年育成の推進 5 家庭教育支援の推進
11 教育		1 教育活動の推進 2 地域とともにある学校づくり 3 きめ細かな教育体制の充実 4 教育環境の整備
12 働く場・働き方		1 企業誘致による働く場の創出 2 起業支援体制の充実 3 新しい働き方の推進 4 変化に対応した中小企業支援
13 商業・地場産業		1 活気ある商店街づくり 2 地場産業の振興 3 中心市街地のにぎわいづくり
14 農林業		1 農業の担い手育成と交流体験の推進 2 生産基盤の整備と農地の維持・保全 3 農業生産・流通の振興 4 林業・木材産業の振興
15 水産業		1 漁港・漁場の整備 2 漁業の担い手育成と経営支援 3 水産市場の再整備 4 小田原漁港エリアのにぎわいづくり
16 観光		1 観光推進体制の強化 2 「美食のまち」づくり 3 観光コンテンツの充実 4 回遊の促進
17 歴史資産		1 小田原城などの整備・活用 2 文化財の保存と活用 3 歴史まちづくりの推進 4 郷土についての学びの推進
18 文化・スポーツ・生涯学習		1 文化・芸術の振興 2 文化交流の推進 3 図書館サービスの充実 4 生涯スポーツの振興 5 生涯学習の振興
19 脱炭素		1 温暖化対策の推進 2 エネルギーの地域自給の推進
20 循環共生		1 地域循環共生圏の構築 2 ごみの減量化・資源化の推進 3 ごみの適正処理
21 自然共生・環境保全		1 生態系の維持保全 2 森林・里山の再生 3 水辺環境の保全 4 美化の推進と衛生環境の保持
22 都市整備		1 計画的な土地利用の促進 2 地域資産を活用したまちづくりの推進 3 市街地整備の促進
23 住環境の形成		1 住宅ストックの活用促進 2 市営住宅の再整備 3 緑化の推進と公園の整備・管理
24 道路・交通		1 公共交通ネットワークの構築 2 幹線道路等の整備促進 3 生活道路の整備と維持管理
25 上下水道		1 水道水の安定供給 2 下水道整備と適切な維持管理 3 上下水道事業の健全経営
① 行政経営		1 市民との情報共有 2 効率的な行財政運営 3 公共施設の最適化 4 人材の確保・育成・活用 5 広域連携の推進
② 公民連携・若者女性活躍		1 民間企業や大学との連携 2 若者・女性活躍の推進 3 公民連携によるSDGsの推進
③ デジタルまちづくり		1 行政基盤のDX 2 デジタル化を通じた新たな価値の創造 3 スーパーシティの実現

基本構想 まちづくりの目標・2030年の姿



生活の質 の向上

住み慣れた地域で、誰もがその人らしく人生の最期まで健康に暮らし続けられるよう、福祉と地域医療を充実させるとともに、過ごしやすく快適に移動ができる魅力的な都市空間を創造し、生涯にわたって幸せと安心感を得られるまちを目指します。

また、子育て家庭が、安心して子育てができる環境を地域全体で整えるとともに、子どもたちが、伸び伸びと健やかに育ち、一人ひとりの感性や特長を伸ばせるよう、最新技術も活用した質の高い教育環境を整え、子育てに夢や希望が持てるまちを目指します。

生涯にわたって幸せと安心感を得られるまち

高度な医療とともに、24時間365日安心して医療を受けることができる。

誰もが自分らしく生き、誰一人取り残されない、安心した暮らしを送ることができるケア力の高いコミュニティが形成されている。

デジタル技術を活用した健康管理や、正しい知識による健康行動(食・運動)により、健康寿命が延伸している。

公共交通をはじめ地域の移動手段の維持・確保とデジタル化による利便性の向上により、誰もが気軽に家の外に出ていける環境が整備されている。

小田原駅・小田原城周辺は、観光や商業の場としてだけでなく、「住む」「働く」「生活する」といった日常の機能が充実している。

緑に囲まれたパブリックスペースや魅力的なストリートなど、居心地が良く歩きたくなり、人々が集いにぎわう空間が形成されている。

地域特性を生かした主体的なまちづくりが進められ、にぎわいと地域への誇りが生まれている。

その魅力に共感し、その地域で暮らしたいと思う人が住まいを見つけている。

子育てに夢や希望が持てるまち

小田原の質の高い教育を受けた子どもたちが、社会を創る力を身に付けて成長している。

多様で特色のある質の高い幼児教育・保育が実践され、子どもたちの自発的な活動を通して学びに向かう力や生きる力が培われている。

妊娠から子育てにいたる切れ目のない支援を受け、未来を担う子どもたちが、誰一人取り残されずに家庭や地域で育まれている。

子どもたちが、他の国や地域の文化を理解する機会を通じて自分たちが暮らす社会を見つめなおし、国際感覚や問題意識を持って世界で活躍できる若者に成長している。



地域経済 の好循環

地域内の経済循環の視点に立ち、誰もが働きやすい環境を整え、働く場としての魅力を高めるとともに、交通の要衝としての優位性を生かした企業誘致や産業の創出、新たな働き方を提案していくことで、国内外から人や企業を呼び込み、生活の場として選ばれるまちを目指します。

また、将来にわたり、安心して営みを継続できるよう、受け継がれてきた歴史・文化や質の高い食資源といった地域特性を生かした取組を推進させ、観光資源を磨き上げることにより、四季を通してにぎわいが生まれるまちを目指します。

地域内の経済循環の視点に立ち、国内外から人や企業を呼び込めるまち

新規事業にチャレンジしやすい環境が整い、工場やサテライトオフィス等の進出等により、新たな働く場と雇用が生み出され、若い世代を中心に転入者が増えている。

小田原の地域資源や立地特性を踏まえた、柔軟で新しい働き方(テレワーク・ワーケーション)が定着し、多様なワークライフバランスが実現されている。

域内でのモノやサービスの調達意識が高まり、これまで域外に流出していた仕事やお金が、域内で循環する産業構造に転換し、持続可能な暮らしにつながっている。

多文化共生の考えが浸透し、国籍等に関わらず、地域で安心して暮らすことや働くことができ、小田原の生活の良さが国内のコミュニティや母国に広く発信されている。

四季を通してにぎわいが生まれるまち

多様な地域資源を生かした「美食のまち」が定着し、農林水産物の消費拡大と高付加価値化により、持続可能な農林水産業が営まれている。

スポーツ環境の整備が進み、生活の中で「する」「みる」「支える」スポーツの振興が図られている。加えて、スポーツと地域資源をかけ合わせることで、スポーツを通じたまちづくりが進んでいる。

小田原城址公園や総構等の史跡は、より快適で安全に楽しめるような整備が進んでいる。市内に点在する歴史的建造物の利活用が図られ、国内外から多くの観光客が訪れ、まちににぎわいをもたらしている。

小田原三の丸ホールを中心に、市内各所で誰でも気軽に文化や芸術に触れることができる環境が整い、文化を通じた人と人とのつながりや、観光等の他分野との連携によってまちが活性化している。



豊かな環境の継承

日常的に感じることができる小田原の森里川海の恵みをいつまでも享受できるよう、豊かな森づくりなど自然環境の保全に取り組みながら、「地域循環共生圏」を構築することで、環境と経済を好循環させ、暮らしの土台となる自然環境と市民とが共生できるまちを目指します。

また、2050年の脱炭素社会実現へのアプローチを、より強靱な社会基盤構築に向けた好機と捉え、公民連携の推進によって、再生可能エネルギーの導入拡大や効果的な利活用などの仕組みを形作り、これらが災害時にも有効に機能することで、気候変動にも対応した持続可能なまちを目指します。

自然環境と市民とが共生できるまち

環境課題の解決に、域内外から多くの方が関わるようになり、課題だったものが経済性を有する地域資源に転換し、環境保全活動の促進へとつながる循環の仕組みが構築されている。

多様な森林空間が利用され、子どもたちがより多くの環境フィールドで学ぶ機会を得ている。

2030年の姿

※吹き出しは、3つのまちづくりの目標における2030年の姿

気候変動にも対応した持続可能なまち

地域においてエネルギーを無駄なく利用する地域エネルギーマネジメントが進むなど、2050年の脱炭素社会実現に向け、公民連携による取組が市内で着実に進展している。

情報伝達手段の高度化を通じて、災害時においても必要な情報が市民に届くとともに、災害対策本部の機能強化により、物資供給が迅速になされる体制が整っている。

国土強靱化地域計画のもと、一次災害に対する備えと二次災害の発生を抑制する取組が進み、防災力の高いまちになっている。

防災訓練や避難行動マニュアル、防災マップなどを通じて、自身のリスクを正しく認識し、逃げ遅れが無くなるなど、災害時に自らが自らの命を守る適切な行動が取れるようになっている。

実行計画（重点施策）

1 医療・福祉

(1)安心の地域医療体制

取組方針	地域の医療機関、福祉・介護施設、行政等の連携強化や小田原市立新病院の建設により、いつでも安心して医療が利用でき、一次、二次、三次救急の役割分担によるスムーズな救急医療や高度な医療体制を構築します。また、県西地域の中心的な医療機関である市立病院では、経営改革プランのもと健全経営を行い、安定的に良質な医療が提供できる病院を目指します。
2030年の目標	二次救急医療の圏域内自己完結率 90%以上
具体のアクション	○ 地域医療連携の推進 ○ 市立病院経営改革プランの推進 ○ 新病院の建設

(2)地域共生社会の実現

取組方針	市民の暮らしに身近なところに福祉の専門人員を配置し、支援を必要とする人々に寄り添い、各種サービスを重層的に活用しながら、多くの担い手とともに問題解決や自立を支援できる体制を構築します。また、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域住民がお互いを理解し合い、共に支え合う地域ケア力の高い社会を目指します。
2030年の目標	包括支援センターの圏域ごとに地域福祉相談支援員を配置し、誰もが適切なサービスが受けられる
具体のアクション	○ 地域共生社会の実現に向けた計画推進 ○ 組織体制・ソーシャルワークの強化 ○ 地域のケア力の醸成

(3)健康寿命の延伸

取組方針	市民一人ひとりが自らの健康に対する意識を向上させ、心身ともに健康な生活を送るため、正しい健康知識を手軽に取得する機会の提供やデジタル技術を活用した健康管理等により、継続して健康づくりに取り組む環境を作り、健康寿命の延伸を目指します。また、新たな健康増進の拠点のあり方について検討します。
2030年の目標	健康寿命男性80歳女性85歳を実現
具体のアクション	○ 健康増進計画、データヘルス計画の推進 ○ 健康寿命延伸プロジェクト事業 ○ 地区活動の充実

2 防災・減災

(1)地域国土強靱化の推進

取組方針	災害時における情報収集や分析・共有・意思決定を迅速かつ確実に行うための災害対策本部の機能強化をはじめ、避難者の生活環境の確保に向け、防災拠点の整備を進めるとともに、発災時における物資の市内備蓄と企業との協定による流通備蓄を併用する体制を整えます。また、防災行政無線の更新に合わせて、情報伝達手段の全体的な見直しを進め、発災時において、市民に漏らさず情報提供ができる体制を構築します。こうした取組とハード整備を適切に組み合わせた国土強靱化地域計画等の推進とともに、事前復興の考え方に基づき、復興まちづくり計画の策定を進め、災害時における迅速な復旧、復興が成し遂げられる災害に強いまちを目指します。
2030年の目標	災害時に適切な情報が多様な手段により全ての人に届いている
具体のアクション	○ 地域防災計画、国土強靱化地域計画の推進と諸計画の整備 ○ 防災拠点の整備、備蓄の見直し ○ 情報伝達手段の高度化

(2)地域防災力の強化

取組方針	自助・共助の考え方に基づいて、災害対応力を高めるために、防災訓練をはじめ、防災マップの一元化や防災情報のデジタル化を通して、平時における防災知識の普及啓発を図り、発災時のリスクや対応を正しく理解できる環境を整えます。そして、市内企業の地域における防災協力を実効性のあるものにするため、地域・企業・行政の連携を強化するための仕組みを構築することで、地域防災力の高いまちを目指します。
2030年の目標	防災訓練や防災知識の普及を通じて、災害時のリスクや対応を学び、逃げ遅れゼロを実現する
具体のアクション	○ 実践的な防災訓練の実施 ○ 防災啓発の推進 ○ 市、自主防災組織、企業の連携強化

3 教育・子育て

(1) 質の高い学校教育

取組方針	小田原の子どもたちが、多様な人々との関わりを通じて、より良い社会を創る力と心を身に付けて成長し、将来の夢や郷土に対する誇りを持てるよう、質の高い教育環境の提供を目指します。また、一人一台の学習用端末が整備された学校のICT環境を活用し、児童生徒の個性や特徴、興味関心や学習の到達度を把握しながら、より子ども主体の学習を展開します。加えて、子どもたちの未来にとって望ましい教育環境の基本的な考え方を、学校や地域関係者、市民等の意見を最大限反映させながら整理し、子どもたちが夢を持って通える学校づくりを進めます。
2030年の目標	将来の夢を持つ児童生徒の割合100%
具体的アクション	○ 「新たな学び」の実現に向けた取組の推進 ○ ICT教育の充実 ○ 新しい学校づくりの推進

(2) 子ども・子育て支援

取組方針	行政、学校、地域住民、地域活動団体及び事業者等が、より一層の連携を図り、子育てを社会で支える環境を作るとともに、妊娠期から出産、子育てなどに関する不安や悩みについて、誰もが気軽に相談できる体制を確立し、安心して子育てができる環境の実現を目指します。また、児童生徒の安全の確保と通学路の安全対策に取り組むとともに、安全教育、情報教育、防災教育の充実を図ることで、子どもたちの安全対策を推進します。
2030年の目標	保護者の4人中3人が子育て環境や支援に満足
具体的アクション	○ 切れ目のない子育て支援の充実 ○ 家庭教育支援の推進 ○ 子どもの安全対策の推進

(3) 幼児教育・保育の質の向上

取組方針	公私幼保の施設がそれぞれの特色を生かした実践を行いながら、現場の職員同士の交流や意見交換を通じてスキルを高め合い、保護者が安心して預けることができる、質の高い幼児教育・保育の提供を目指します。あわせて、地域の実情に合わせた公立幼保施設の再編・整備を進めるとともに、職員にとって働きやすい職場環境を整えます。
2030年の目標	保護者から選ばれる多様で特色ある質の高い幼児教育・保育を全ての公私幼保施設で実践
具体的アクション	○ 公私幼保が連携した質の向上の取組 ○ 公立幼保施設の再編・整備 ○ 幼保一体化の取組、働き方改革

4 地域経済

(1) 企業誘致の推進

取組方針	新たに整備された工業団地や小田原駅周辺エリア等に、工場や研究所、本社やサテライトオフィスなどの誘致を積極的に進めることで、質の高い魅力的な働く場を市内に生み出し、若い世代を中心とした転入人口の増加を図るとともに、地域経済の活性化を目指します。
2030年の目標	働く場所の増加累計75社
具体的アクション	○ 企業誘致戦略(工場・研究所等)の推進 ○ 工業団地の整備推進・産業用地等の創出 ○ サテライトオフィス等の誘致

(2) 多様な働き方環境の整備

取組方針	首都圏近郊という立地と利便性の高い公共交通機関を強みに、小田原の豊富な地域資源を活用したテレワークやワーケーション環境の充実を目指します。加えて、小田原で新しい働き方に取り組みたい人を支援する拠点「ワークプレイス・マーケット」を設置・運営するとともに、小田原で起業したい方や事業承継をしたい方を支援します。
2030年の目標	テレワークやワーケーションができる場所100か所
具体的アクション	○ 公民連携による新しい働き方環境づくり ○ テレワーク・ワーケーション施設の整備促進 ○ 起業・事業承継の促進

(3)地域資源を生かしたビジネス展開	
取組方針	小田原が持つ魅力的な食材の販路を国内外に拡大する支援を行うとともに、民間事業者等との連携により、小田原の食材の付加価値を高めることで、多様な地域資源を生かした「美食のまち」の定着を目指します。加えて、地産地消型の生産・消費の促進、ブランド化の取組、6次産業化の推進、交流や体験を含む観光分野との連携などにより稼ぐ力を引き出すことで、農林水産業が持続可能な環境を構築します。なお、こうした地域内の生産・消費の増加は、一次産業に限らず、エネルギーの分野や公共の事業にも通じるものであり、併せて域内の経済循環を促進していきます。
2030年の目標	新規創業数累計300社
具体のアクション	○ 地域資源を生かした新たなビジネスの展開(美食のまち) ○ 農林水産業の地域ブランド確立 ○ 市内産業の海外展開の支援 ○ 地域経済循環の視点による取組の推進

5 歴史・文化

(1)歴史・文化資源の魅力向上による交流促進

取組方針	小田原城址公園周辺や総構等からなる史跡小田原城跡については、御用米曲輪の整備を行うとともに、木造化等の天守の整備を含めた将来の小田原城天守や大手門のあり方に関する調査研究を進めます。また、歴史散歩などによる総構のブランド化を進めるとともに、本市観光の中心的施設であり、市民の交流や憩いの場である天守閣・城址公園の魅力高め、交流人口の増加を目指します。歴史的建造物については、地域の文化資源として着実に保全するとともに、回遊性を高める観光拠点として、公民連携による利活用を図り、民間事業者のノウハウを活かした利用者サービスの向上や邸園文化の魅力発信を進めます。
2030年の目標	小田原城天守閣及び観光交流センターの年間来場者数100万人
具体のアクション	○ 小田原城(城址公園周辺と総構)の保存活用と木造化等の天守の整備を含めた調査研究 ○ 公民連携による歴史的建造物の利活用 ○ 観光交流センターを核とした回遊性の向上

(2)文化・スポーツを通じた地域活性化

取組方針	心豊かに市民が暮らすことができるよう、小田原三の丸ホールを中心に、市内各所で文化・芸術に触れる機会を創出するとともに、小田原ならではの文化資源を活用しながら、観光、教育、産業等、幅広い分野と連携を図り、さらなる魅力の向上にむかひの創出を目指します。また、民主体のスポーツコミッションの創設を支援するほか、酒匂川スポーツ広場や御幸の浜プール等の既存スポーツ施設やパークゴルフ場等の新たなスポーツ施設のあり方を検討し、整備を進めることで、生活の中にスポーツを浸透させます。そして、スポーツと地域資源を掛け合わせることに伴う地域経済の活性化を目指します。
2030年の目標	文化・芸術・スポーツに触れる機会と活動の場が整い、そのことが地域の活性化にも波及している (小田原三の丸ホールの年間来場者数50万人、スポーツ施設の年間利用者数115万人)
具体のアクション	○ (仮称)文化によるまちづくり基本計画に沿った施策の推進 ○ 小田原三の丸ホールの運営、指定管理への移行 ○ スポーツ環境の整備

(3)世界とつながる機会の創出

取組方針	外国人からも生活する場として選ばれるまちの実現に向け、これまで培ってきた市民力を活かしながら、国籍や民族の違いを問わず、お互いの文化や習慣等を理解し、尊重し合う、多文化共生の地域社会を目指すとともに、他の国や地域の文化に触れ、自国を見つめ直す機会を提供することで、国際感覚や問題意識を持って行動できる子どもたちを育てます。
2030年の目標	外国籍住民の日本語教育が浸透し、日常生活での交流が生まれているとともに、学校における外国語教育もあいまって、海外に出て学びたい、活動したいと思う子どもが増えている
具体のアクション	○ 多文化共生の推進 ○ 子どもたちの国際理解の促進

6 環境・エネルギー

(1)再生可能エネルギーの導入促進

取組方針	二酸化炭素の削減に有効な再生可能エネルギーの導入促進に向け、分散型エネルギーマネジメントの基盤を整え、あらゆる資源(ヒト・モノ・コト・情報・エネルギー)を有効活用することで、2050年の脱炭素社会の実現を目指します。また、再生可能エネルギーを活用した新たな公民連携の事例の創出や民間主導の自立的な取組の支援を行い、2030年に向けた脱炭素先行モデルを構築します。
2030年の目標	再生可能エネルギー導入量5倍
具体のアクション	○ 地域マイクログリッドを通じた先進技術の実装 ○ 2030年脱炭素先行モデルの構築

(2)地域循環共生圏の構築と森づくり

取組方針	荒廃竹林や獣害などの環境課題の解決に向け、民主導の公民連携のもと、市民のみならず首都圏等から多くの方に関わっていただき、課題だったものが経済性を有する地域資源に転換し、環境保全活動の促進へとつながる循環の仕組みの構築を目指します。また、森や木に関わる産業の川上から川下までのネットワークを強化し、小学校をはじめとして市内外の様々な場所において、小田原産木材の利活用の促進を図るとともに、小田原の森で自然体験や森林教育を受ける機会を創出します。
2030年の目標	小田原の森里川海に触れる体験をした都市住民の割合30%
具体のアクション	○ 環境保全活動に係るプラットフォーム機能の強化 ○ 公民連携による環境課題への対応 ○ おだわら森林ビジョンに基づく施策の推進・森林整備 ○ 小田原産木材の活用、森林環境教育・木育等

7 まちづくり

(1)小田原駅・小田原城周辺のまちづくり

取組方針	小田原駅周辺の再開発事業の促進のほか、歴史的資源を活かしたゆとりある空間活用と交流のまちづくりや、周辺市街地の空き店舗活用の面的な展開など、都市再生整備計画を通じた財源確保と各施策の連携により、滞在空間の創出、交流人口の増加、地域経済の活性化を目指します。また、三の丸地区の整備構想の実現に向け、市民会館跡地の整備を進めるとともに、中期・長期計画と段階的に整備を進めていきます。
2030年の目標	小田原駅西口・東口の民間再開発事業やストリートの形成が進み、小田原駅周辺のにぎわいが創出されている
具体のアクション	○ 都市再生整備計画によるハード・ソフト事業の展開 ○ 小田原駅周辺(西口・東口)の再開発事業の促進 ○ 三の丸地区整備構想の具現化

(2)地域特性を生かしたまちづくり

取組方針	国府津地区、早川・片浦地域、かまぼこ通りのまちづくりなど、自然や文化、産業やまちなみといった地域の暮らしに根付く大切な資源を生かした地域主体のまちづくり活動を促進するとともに、これまで活用が進んでいなかった海に着目した取組も推進し、多彩な小田原の魅力として、にぎわいと交流を生み出します。また、公共交通をはじめ地域の移動手段の維持・確保やデジタル化による利便性の向上、円滑な道路交通ネットワークの着実な整備、公民連携による住宅ストックの利活用等を通じて移住・定住を促進し、活力ある持続可能な地域の暮らしを目指します。
2030年の目標	市民意識調査における小田原に住み続けたいと思う人の割合95%
具体のアクション	○ 地域特性を生かしたまちづくり(国府津、早川・片浦、かまぼこ通り等) ○ 海を生かしたまちづくり ○ 地域の移動手段の維持・確保と道路交通ネットワークの整備 ○ 住宅ストックの利活用の促進

今後の市民意見反映の機会等

● パブリックコメント（8月13日～9月13日）

8月13日（金）～9月13日（月）に、第6次小田原市総合計画（案）に対する市民意見募集を行います。提出された意見については、総合計画審議会に提示するとともに、計画への反映について検討します。

● 市民等との対話の場（8月～10月）

新総合計画に広範な現場の意見を反映することに加え、施策展開で連携する主体との関係性を計画策定段階から構築していくことを目的に、8月から10月にかけて、第6次小田原市総合計画行政案を題材に、審議会など既存の会議体を活用しながら意見交換の場を設定します。また、移住者・若者・女性を対象とした対話の場のほか、自治会総連合のブロックごとに意見を伺う場を設けます。なお、これまでに実施した2030ロードマップを題材とした対話の場で頂いた意見もあわせ、所管の施策展開や、計画への反映について検討します。

● 総合計画審議会（8月下旬～12月）

学識経験者や各種団体の構成員、公募市民等からなる総合計画審議会を設置し、8月下旬から12月にかけて10回程度の会議を開催します。基本構想及び実行計画に対し、大所高所からの意見を求め、10月上旬の基本構想に係る第一次答申、12月下旬の実行計画に係る第二次答申を得ていきます。

なお、総合計画審議会の開催や審議状況などについては、市ホームページなどでお知らせしていきます。

≪第6次小田原市総合計画策定の流れ≫

